

北中城村こども計画



令和8年3月
北中城村

目 次

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨 1
2. こども計画の位置づけ 1
 - (1)こども大綱とこども計画について 1
 - (2)こども大綱を踏まえた、国の「こどもまんなか実行計画」の骨子 4
 - (3)村の他計画との位置づけ 5
3. 計画の期間 6
4. 計画の策定体制等 6
 - (1)子ども・子育て会議 6
 - (2)アンケート調査の実施 6

第2章 北中城村の現状と課題

1. 人口の推移と推計 7
 - (1)北中城村の人口推計結果 7
2. 人口動態（自然動態と社会動態） 17
 - (1)自然動態 17
 - (2)社会動態 17
3. 婚姻率、離婚率 18
 - (1)婚姻率 18
 - (2)離婚率 19
 - (3)未婚率 20
4. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況 22
 - (1)教育・保育施設等の設置・定員数 22
 - (2)幼稚園 24
 - (3)保育施設等（認可保育園、認可こども園、地域型保育事業所等） 26
 - (4)地域子ども・子育て支援の状況 30
 - (5)認可外保育施設 31
 - (6)その他 31
5. ニーズ調査結果より傾向まとめ 33
 - (1)調査の概要 33
 - (2)就学前児童調査の調査結果より 34
 - (2)-1 子育て家庭の状況 34
 - (2)-2 母親の就労状況 40
 - (2)-3 教育・保育サービスの利用について 41
 - (2)-4 子育てと仕事の両立について 44

(3)小学生保護者調査の調査結果より	45
(3)-1 放課後の過ごし方について	45
(3)-2 学童クラブの利用について	46
6. こども・若者の声の把握	48
(1)調査の概要	48
(2)小学生の調査結果より	49
(3)中学生の調査結果より	50
(4)高校生への調査結果より	51
(5)若者世代への調査結果より	53

第3章 第2期計画の実施状況

点検1. ニーズに対応した受け入れ体制の整備	55
(1)教育・保育施設等の円滑な利用の確保	55
(2)こどもの居場所づくり	56
点検2. 教育・保育等の質の確保と向上	58
(1)幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	58
(2)人材の確保の推進	59
点検3. 安心してこどもを産み育てるための支援充実	61
(1)子育て支援ネットワークの構築	61
(2)集い、交流による子育て支援の充実	61
(3)相談、情報提供の充実	62
(4)母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進	63
点検4. 要保護児童への支援充実	68
(1)児童虐待防止対策の充実	68
(2)ひとり親家庭の支援の充実	68
(3)特別な支援が必要なこどもに対する支援の充実	69
(4)こどもの貧困対策の充実	72

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	73
2. 計画の基本目標	73
3. 施策の体系	74
4. 幼児期の教育・保育提供区域について	80
(1)教育・保育提供区域とは...	80
(2)村の教育・保育提供区域	80

第5章 こども計画の具体的施策

基本目標1：こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり	81
(1)こども・若者が権利の主体であることの理解促進と普及啓発	(こども未来課、教育総務課、総務

課)	81
(2)こども・若者の参画機会づくり	81
基本目標 2：多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	82
(1)こどもの様々な学びや体験機会の確保	82
(2)遊び場の確保	82
基本目標 3：こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	84
(1)安全な妊娠、出産への支援	84
(2)こどもの健康支援	86
(3)食育の推進	86
(4)こども・若者(20代・30代)の健康支援 (健康保険課)	87
(5)思春期保健対策の充実 (健康保険課、教育総務課、こども未来課)	87
基本目標 4：多様な環境にあるこどもへの支援	88
(1)こどもたちへの相談支援 (こども未来課、健康保険課、福祉課、教育総務課)	88
(2)こどもにわかりやすい情報提供の推進 (こども未来課)	88
(3)児童虐待防止対策の充実	88
(4)特別な支援が必要なこどもに対する支援の充実	89
(5)こどもの貧困対策の充実	91
(6)不登校・いじめ、ヤングケアラー等への支援充実	92
(7)養護が必要なこどもへの対応充実 (こども未来課)	92
基本目標 5：こどもの成長段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実	93
(1)幼児期の教育・保育の充実	93
(2)児童生徒への教育の充実 (教育総務課)	94
(3)こどもの居場所づくり	94
基本目標 6：若者世代が安心して暮らせる環境づくり	96
(1)教育に係る経済的支援 (教育総務課)	96
(2)若者の就労支援の充実 (企画振興課)	96
(3)若者が地域で暮らし続けるための支援の充実	96
基本目標 7：子育て家庭への支援の充実	97
(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減	97
(2)教育・保育サービス、地域子育て支援の充実	97
(3)集い、交流による子育て支援の充実	98
(4)相談、情報提供の充実	99
(5)ひとり親家庭の支援の充実	99
(6)共働き、共育て、ワーク・ライフ・バランスの推進	100
基本目標 8：こども施策を推進するために必要な事項の充実	101
(1)こども・若者を支えるネットワークの充実	101
(2)人材の確保等の推進	101

(3)教育環境の充実（教育総務課）	102
(4)住みよいまちづくりの推進（総務課、建設課、福祉課、生涯学習課）	102

第6章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	103
2. 地域子ども・子育て支援事業	105
(1)延長保育事業	105
(2)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	105
(3)地域子育て支援拠点事業	105
(4)一時預かり事業	106
(5)病児・病後児保育事業	107
(6)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）	107
(7)子育て短期支援事業（ショートステイ）	107
(8)利用者支援事業	108
(9)乳児家庭全戸訪問事業	108
(10)養育支援訪問事業	109
(11)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	109
(12)妊婦健康診査	109
(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業	110
(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	110
(15)子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）【新規】	110
(16)児童育成支援拠点事業（家庭支援事業）【新規】	111
(17)親子関係形成支援事業（家庭支援事業）【新規】	111
(18)産後ケア事業	111
(19)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	112

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知	113
2. 計画の推進体制	113
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握	113
4. PDCAサイクルによる推進状況チェック	114
5. こども・子育て支援事業債の活用について	114

資料編

資料1 北中城村子ども・子育て会議設置要綱	115
資料2 北中城村子ども・子育て会議委員名簿	117

<「こども」の表記について>

国では、こども基本法の基本理念を踏まえ、「こども」という平仮名表記の使用を推奨しています。本計画においても、原則として「こども」と表記しています。ただし、法制度における用語や固有名詞、他の語との関係で「こども」の表記以外の語を用いる場合もあります。

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の人口は、2008年に1億2808万4000人でピークを迎えた後、2011年位以降は毎年減少しており、2025年1月時点では1億2359万人と、前年より55万人減少しています。また、65歳以上の高齢者が29.3%を占める中、15歳未満の年少人口は1,390万人で、総人口の11.1%となり、人口に占める割合は51年連続で減少しています。こどもが減少する中で、共働き世帯の増加による保育需要の拡大、地域のつながりの希薄化、こどもの居場所確保、こどもの貧困、いじめ、虐待、不登校、ひきこもりなど、こどもを取り巻く深刻かつ複雑化した課題が浮き彫りとなってきました。

こうした社会課題に対応するため、国では、全てのこども・若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」の実現を目指す国の政策方針として、こども基本法に基づき「こども大綱」を2023年7月に閣議決定しました。

こども大綱では、「こどもの権利」を重視しており、こどもの声の把握や施策への反映を行うことで、こどもが夢や希望を叶え、自己の可能性を広げられるよう、社会全体で支えていくことを目指しています。そして、こどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、社会をつくっていきこうという大綱の理念を踏まえ、市町村は「こども計画」の策定に努める必要があります。

本村においては、令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまで待機児童対策や教育・保育環境整備、子育て支援、児童虐待、こどもの貧困対策等に取り組んできました。令和7年4月からは村立幼稚園と村立保育所を統合した「認定こども園」を開園したほか、放課後児童クラブの増設によるこどもの居場所の確保など、ニーズを踏まえた環境づくりを推進しています。この度、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の見直しと併せ、こども大綱の理念を踏まえた「北中城村こども計画」を策定し、こども・若者・子育て家庭がより一層住み良く、安心して暮らせる村づくりを進めていきます。

2. こども計画の位置づけ

(1) こども大綱とこども計画について

○国は、こども基本法(令和5年4月施行)に基づき、こども施策を総合的に推進するために「こども大綱」を策定し、令和5年12月に閣議決定しました。このなかでは「こども計画」の策定が示されています。「こども大綱」では、こどもの権利を踏まえた「こどもの声の把握」の必要性等が示されています。

○「北中城村こども計画」には、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「こども・若者計画」を包含して策定しています。

「北中城村こども計画」

こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」。「こども大綱」及び「沖縄県こども・若者計画」を勘案し策定。

「第3期北中城村子ども・子育て支援事業計画」

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」。

「北中城村次世代育成支援行動計画」

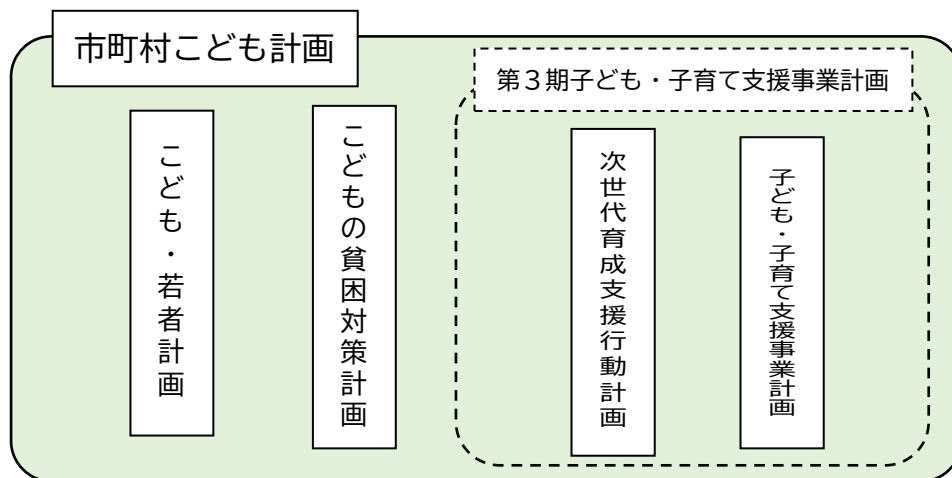
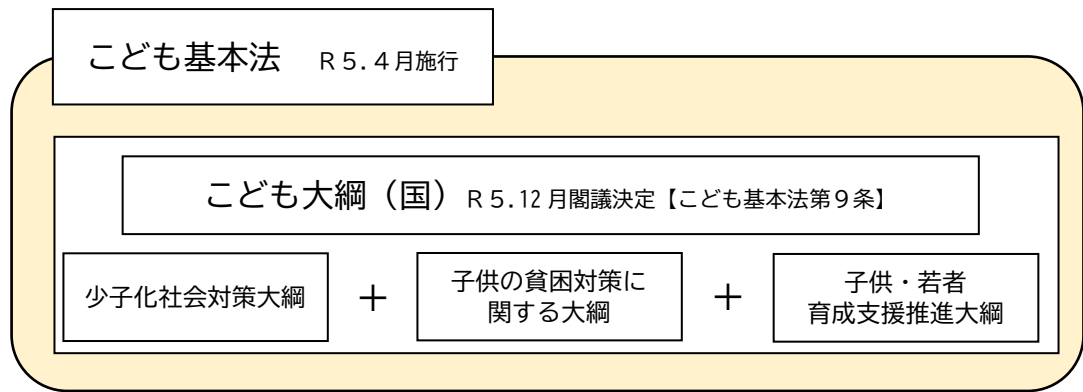
次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」

「北中城村こどもの貧困対策計画」

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」

「北中城村こどもの貧困対策計画」

子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
※その他、「放課後児童対策パッケージ」も含めている。



こども計画は「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「こどもの貧困に関する計画」「こども・若者計画」を一体のものとして作成することができる

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て（当事者等の意見の反映）
 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保
 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 ① 大綱の案を作成
 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 ③ 関係行政機関相互の調整 等
 ○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱（第9条）

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6・7 （略）

◆ こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなります。

◆ こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととなります。また、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。

15

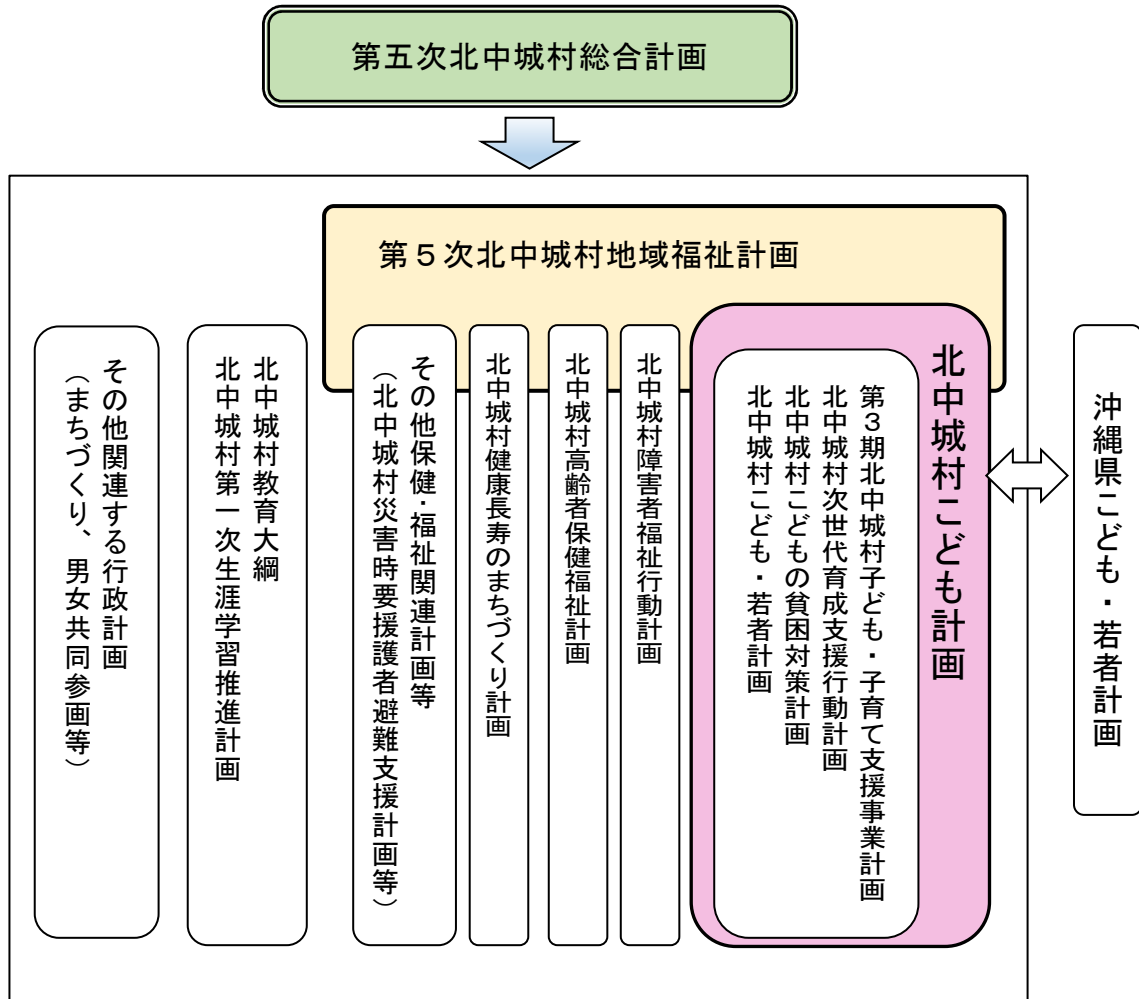
(2) 子ども大綱を踏まえた、国の「こどもまんなか実行計画」の骨子

○「北中城村子ども計画」は、国の「こどもまんなか実行計画」の骨子を踏まえ策定しています。

1 ライフステージを通じた重要事項
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
・こどもの権利に関する理解促進等
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等）
(4) こどもの貧困対策
・こどもの貧困対策
(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
・障がい児支援・医療的ケア児等への支援
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
2 ライフステージ別の重要事項
(1) こどもの誕生前から幼児期まで
・妊娠期からの切れ目のない保健医療支援の確保
・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障
・乳幼児期の遊びの充実
・保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等
(2) 学童期・思春期
・教育の充実
・居場所づくり
・小児医療の充実、健康に関する情報提供（身体・こころ）
・いじめ防止・不登校のこどもへの支援等
(3) 青年期
・高等教育の修学支援、高等教育の充実
・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
3 子育て当事者への支援に関する重要事項
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援
(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
(4) ひとり親家庭への支援

(3)村の他計画との位置づけ

本計画は、本村の最上位計画である「第五次北中城村総合計画」（令和7年度～令和16年度）を踏襲するとともに、こどもの福祉や教育等の村の他計画との整合性を図り、調和を保って策定しています。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。



4. 計画の策定体制等

(1) 子ども・子育て会議

本計画の策定に当たっては、北中城村の子ども・子育て支援事業計画の策定・変更等を行うために設置された「北中城村子ども・子育て会議」を、「北中城村こども計画」策定のための審議体として位置付け、有識者、地域の関係者、当事者等による議論、意見を踏まえて策定しています。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、こどもや子育て家庭の実態やニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しました。対象は、就学前児童保護者、小学生保護者といった子育て家庭のほか、小学生から39歳までのこども・若者世代の声の把握を行い、計画策定の基礎資料としました。

第2章 北中城村の現状と課題

1. 人口の推移と推計

(1)北中城村の人口推計結果

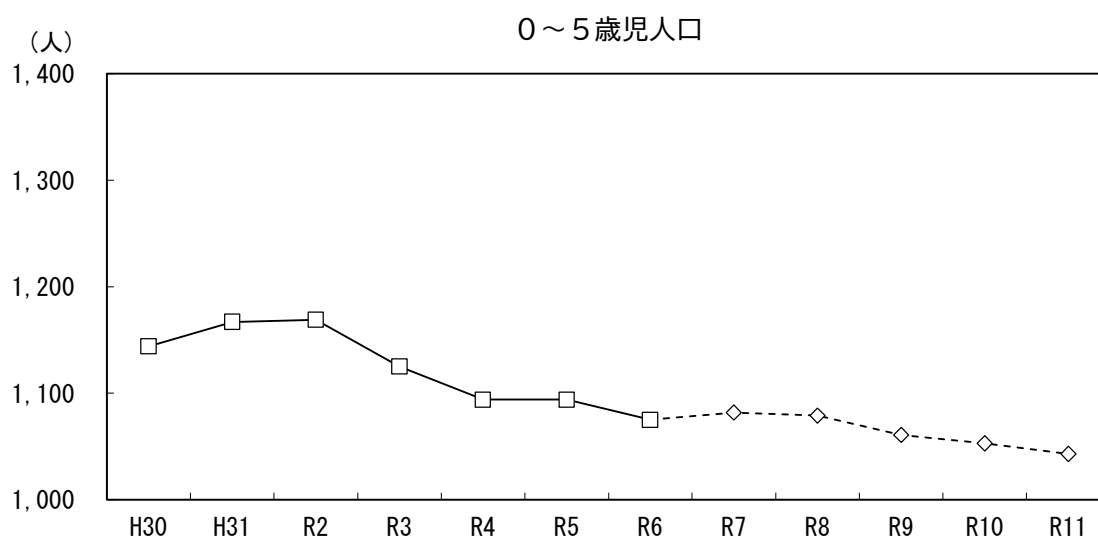
①0～5歳児（就学前児童）

0～5歳児は、実績をみると令和3年からは減少傾向を続けています。

今後の推計で就学前児童は、緩やかな減少傾向が続くと予測されます。第3期計画においては、令和7年が1,082人、中間年の令和9年は1,061人、第3期計画最終年の令和11年には1,043人となり、令和6年実績より32人減少すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	1,144	1,167	1,169	1,125	1,094	1,094	1,075
前年からの増加人数	－	23	2	△44	△31	0	△19

						R 6実績からの増加分		
推計値	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R6→R7	R6→R9	R6→R11
0～5歳児推計値	1,082	1,079	1,061	1,053	1,043	7	△14	△32
前年からの増加人数	7	△3	△18	△8	△10	－	－	－



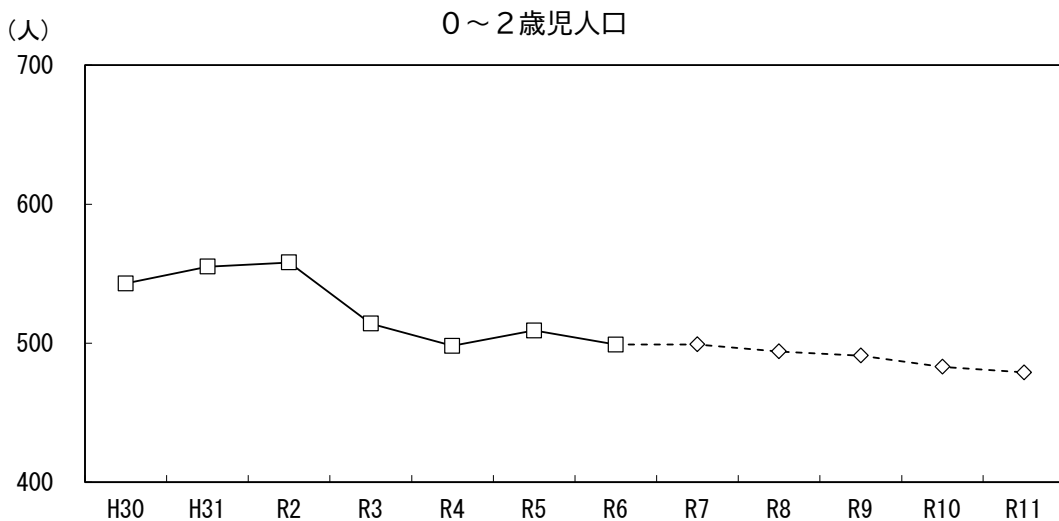
②0～2歳児

0～2歳児の人口は、令和2年までは横ばいですが令和3年で減少し、その後は横ばいとなっています。

今後の推計では緩やかな減少と予測されます。第3期計画においては、令和7年が499人、中間年の令和9年は491人、第3期計画最終年の令和11年には479人となり、令和6年実績より20人減と見込まれます。

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	543	555	558	514	498	509	499
前年からの増加人数	—	12	3	△44	△16	11	△10

推計値	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R 6実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
0～2歳児推計値	499	494	491	483	479	0	△8	△20
前年からの増加人数	0	△5	△3	△8	△4	—	—	—



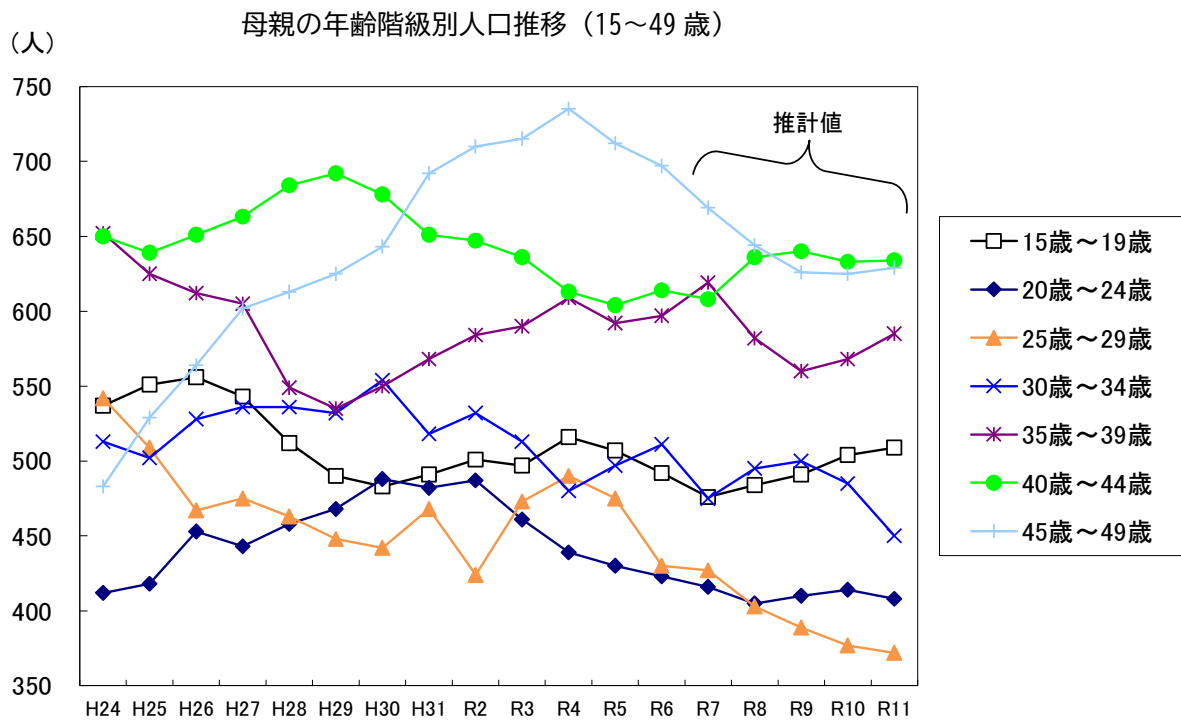
	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
0歳児	184	171	171	157	160	162	157	158	154	154	150	150
1歳児	169	201	181	174	171	169	170	168	169	165	165	161
2歳児	190	183	206	183	167	178	172	173	171	172	168	168

0歳児についてみると、出生数は横ばいと予測されます。北中城村の合計特殊出生率は近年では1.5前後で推移しており、その後も同率と予測されます。出生数に影響する「子を産む世代の女性人口」は減少傾向となっています。特に、こどもを多く産むのは25～39歳の世代ですが、横ばい傾向が見込まれており、出生数の大きな増加は見込まれません。

(参考) 母親の年齢階級別人口推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	537	551	556	543	512	490	483	491	501
20歳～24歳	412	418	453	443	458	468	488	482	487
25歳～29歳	542	509	467	475	463	448	442	468	424
30歳～34歳	513	502	528	536	536	532	554	518	532
35歳～39歳	652	625	612	605	549	535	550	568	584
40歳～44歳	650	639	651	663	684	692	678	651	647
45歳～49歳	483	529	564	602	613	625	643	692	710
総計	3,789	3,773	3,831	3,867	3,815	3,790	3,838	3,870	3,885

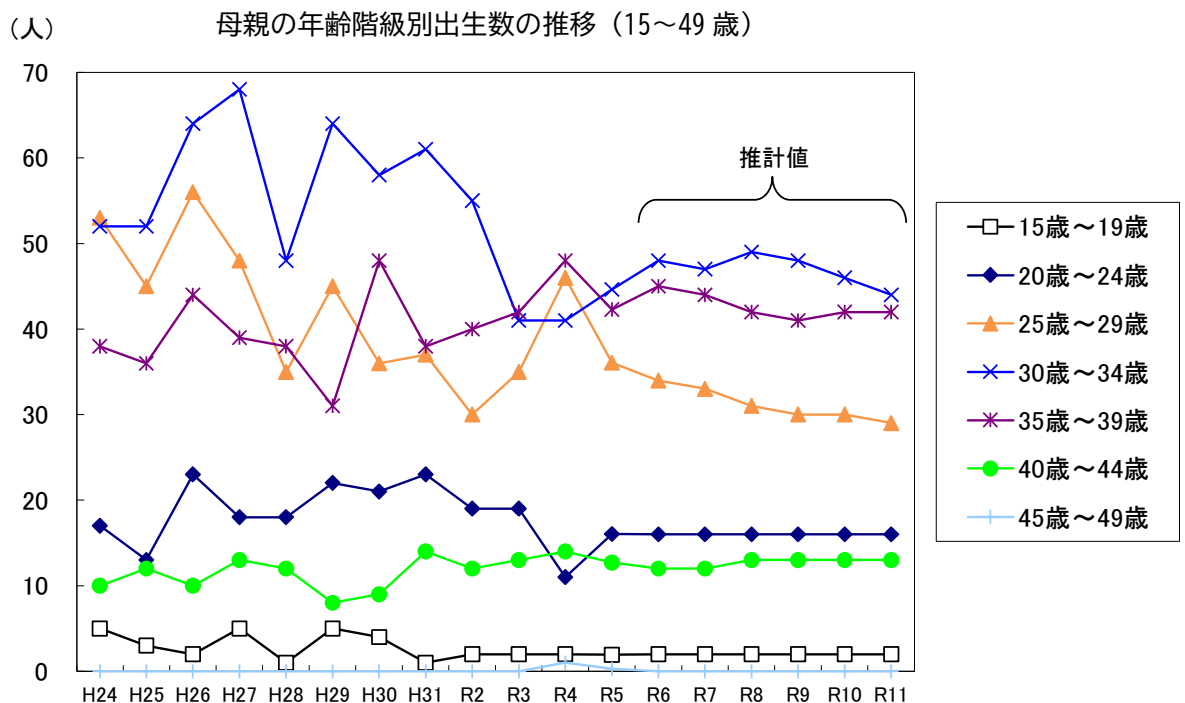
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15歳～19歳	497	516	507	492	476	484	491	504	509
20歳～24歳	461	439	430	423	416	405	410	414	408
25歳～29歳	473	490	475	430	427	403	389	377	372
30歳～34歳	513	480	497	511	475	495	500	485	450
35歳～39歳	590	609	592	597	619	582	560	568	585
40歳～44歳	636	613	604	614	608	636	640	633	634
45歳～49歳	715	735	712	697	669	644	626	625	629
総計	3,885	3,882	3,817	3,764	3,690	3,649	3,616	3,606	3,587



(参考) 母親の年齢階級別出生数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	5	3	2	5	1	5	4	1	2
20歳～24歳	17	13	23	18	18	22	21	23	19
25歳～29歳	53	45	56	48	35	45	36	37	30
30歳～34歳	52	52	64	68	48	64	58	61	55
35歳～39歳	38	36	44	39	38	31	48	38	40
40歳～44歳	10	12	10	13	12	8	9	14	12
45歳～49歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	175	161	199	191	152	175	176	174	158

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15歳～19歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2
20歳～24歳	19	11	16	16	16	16	16	16	16
25歳～29歳	35	46	36	34	33	31	30	30	29
30歳～34歳	41	41	45	48	47	49	48	46	44
35歳～39歳	42	48	42	45	44	42	41	42	42
40歳～44歳	13	14	13	12	12	13	13	13	13
45歳～49歳	0	1	0	0	0	0	0	0	0
総計	152	163	154	157	154	153	150	149	146



(参考) 母親の年齢階級別出生率

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	0.00931	0.00544	0.00360	0.00921	0.00195	0.01020	0.00828	0.00204	0.00399
20歳～24歳	0.04126	0.03110	0.05077	0.04063	0.03930	0.04701	0.04303	0.04772	0.03901
25歳～29歳	0.09779	0.08841	0.11991	0.10105	0.07559	0.10045	0.08145	0.07906	0.07075
30歳～34歳	0.10136	0.10359	0.12121	0.12687	0.08955	0.12030	0.10469	0.11776	0.10338
35歳～39歳	0.05828	0.05760	0.07190	0.06446	0.06922	0.05794	0.08727	0.06690	0.06849
40歳～44歳	0.01538	0.01878	0.01536	0.01961	0.01754	0.01156	0.01327	0.02151	0.01855
45歳～49歳	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
合計特殊出生率	1.62	1.53	1.92	1.81	1.47	1.74	1.70	1.68	1.53

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15歳～19歳	0.00402	0.00388	0.00386	0.00407	0.00420	0.00413	0.00407	0.00397	0.00393
20歳～24歳	0.04121	0.02506	0.03733	0.03783	0.03846	0.03951	0.03902	0.03865	0.03922
25歳～29歳	0.07400	0.09388	0.07590	0.07907	0.07728	0.07692	0.07712	0.07958	0.07796
30歳～34歳	0.07992	0.08542	0.08979	0.09393	0.09895	0.09899	0.09600	0.09485	0.09778
35歳～39歳	0.07119	0.07882	0.07145	0.07538	0.07108	0.07216	0.07321	0.07394	0.07179
40歳～44歳	0.02044	0.02284	0.02102	0.01954	0.01974	0.02044	0.02031	0.02054	0.02050
45歳～49歳	0.00000	0.00136	0.00044	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
合計特殊出生率	1.46	1.56	1.50	1.55	1.55	1.57	1.55	1.56	1.56

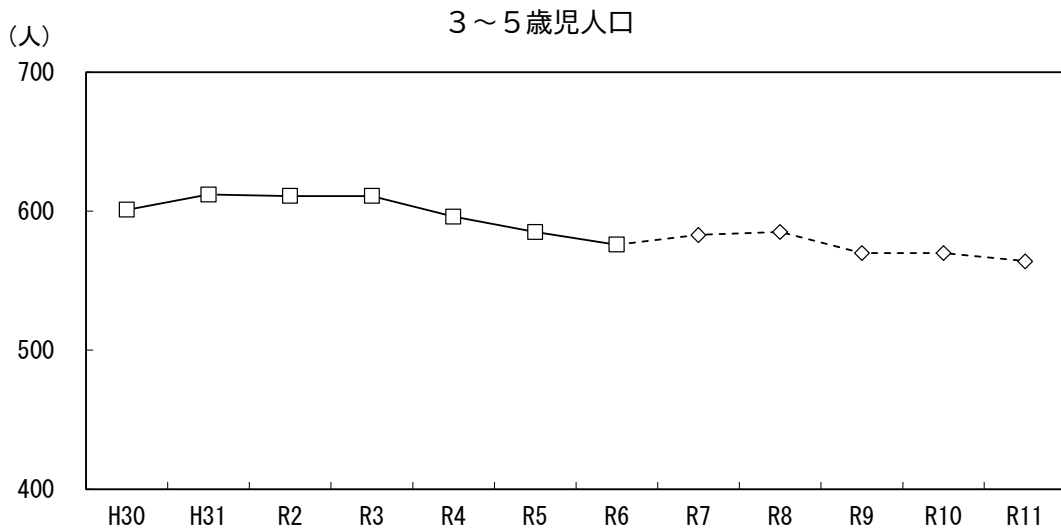
③ 3～5歳児

3～5歳児の人口は、令和4年より減少傾向で推移していますが、今後の推計では横ばいと予測されます。

第3期計画においては、令和7年が583人、中間年の令和9年は570人、第3期計画最終年の令和11年には564人となり、令和6年実績より12人減少すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	601	612	611	611	596	585	576
前年からの増加人数	—	11	△1	0	△15	△11	△9

推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
3～5歳児推計値	583	585	570	570	564	7	△6	△12
前年からの増加人数	7	2	△15	0	△6	—	—	—



	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳児	204	194	189	205	181	183	197	184	186	183	184	180
4歳児	185	214	207	194	212	185	190	204	190	192	189	190
5歳児	212	204	215	212	203	217	189	195	209	195	197	194

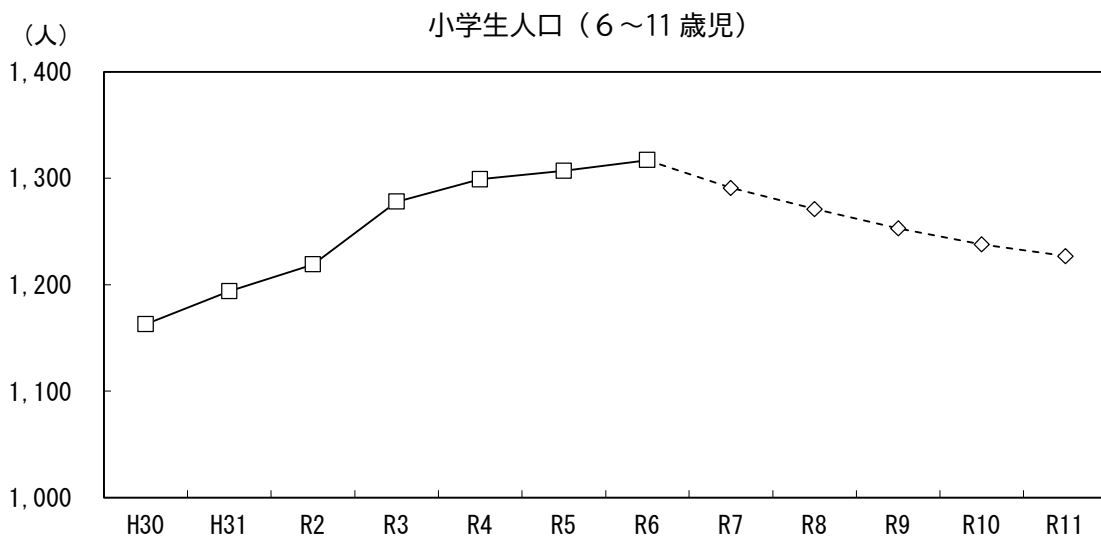
④ 6～11 歳児（小学生）

6～11 歳児の小学生児童人口は、増加傾向で推移しており、令和 6 年の実績人口は 1,317 人となっています。

今後の推計は、減少傾向と予測されます。第 3 期計画においては、令和 7 年が 1,291 人、中間年の令和 9 年は 1,253 人、第 3 期計画最終年の令和 11 年には 1,227 人となり、令和 6 年実績より 90 人減少すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	1,163	1,194	1,219	1,278	1,299	1,307	1,317
前年からの増加人数	—	31	25	59	21	8	10

推計値	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R 6 実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
6～11 歳児推計値	1,291	1,271	1,253	1,238	1,227	△26	△64	△90
前年からの増加人数	△26	△20	△18	△15	△11	—	—	—



	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
6 歳児	193	216	217	228	217	216	216	194	200	215	201	203
7 歳児	207	194	221	216	230	218	215	217	195	201	216	202
8 歳児	186	211	199	223	220	226	216	214	216	194	200	215
9 歳児	178	183	211	206	215	218	231	214	212	214	192	198
10 歳児	201	181	187	214	208	221	221	234	217	215	217	195
11 歳児	198	209	184	191	209	208	218	218	231	214	212	214

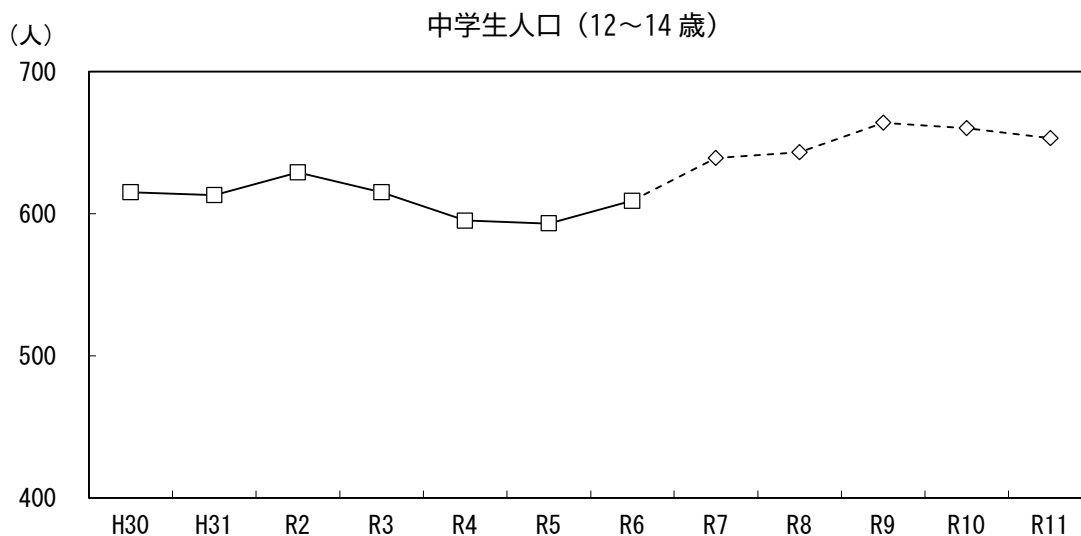
⑤12～14 歳（中学生）

12～14 歳の中学生児童人口は、横ばいで推移しており、令和 6 年の実績人口は 609 人となっています。

今後の推計は、緩やかに増加したあと横ばいと予測されます。第 3 期計画においては、令和 7 年が 639 人、中間年の令和 9 年は 664 人、第 3 期計画最終年の令和 11 年には 653 人となり、令和 6 年実績より 44 人増加すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	615	613	629	615	595	593	609
前年からの増加人数	—	△2	16	△14	△20	△2	16

推計値	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R 6 実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
12～14 歳推計値	639	643	664	660	653	30	55	44
前年からの増加人数	30	4	21	△4	△7	—	—	—



	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
12 歳	200	206	217	189	186	212	207	216	216	228	212	210
13 歳	199	204	209	219	194	188	215	210	219	219	231	215
14 歳	216	203	203	207	215	193	187	213	208	217	217	228

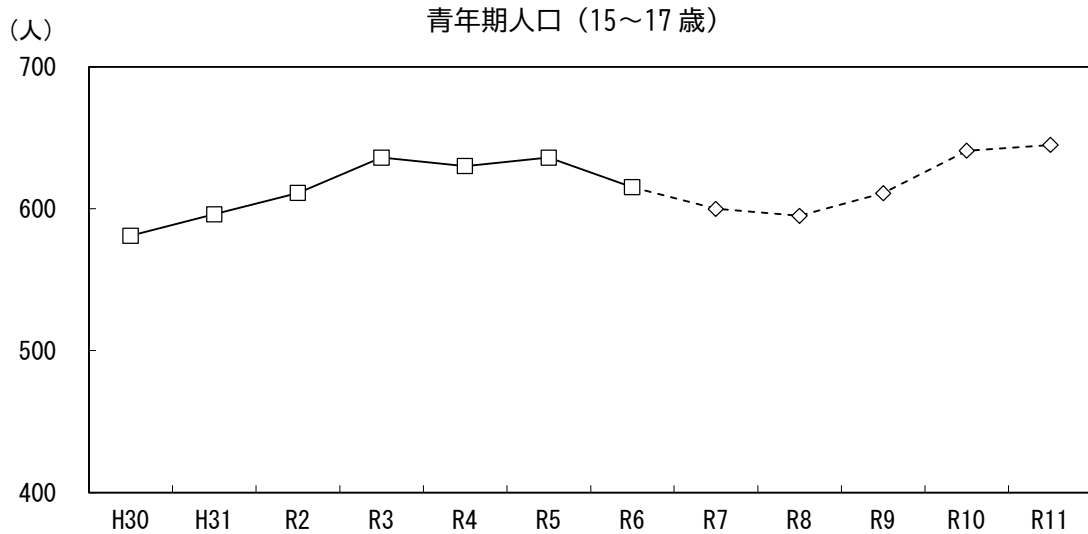
⑥15～17 歳（青年期）

15～17 歳の青年期の人口は、増加傾向で推移しており、令和 6 年の実績人口は 615 人となっています。

今後の推計は、横ばいで推移したあと増加と予測されます。第 3 期計画においては、令和 7 年が 600 人、中間年の令和 9 年は 611 人、第 3 期計画最終年の令和 11 年には 645 人となり、令和 6 年実績より 30 人増加すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	581	596	611	636	630	636	615
前年からの増加人数	—	15	15	25	△6	6	△21

推計値	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R 6 実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
15～17 歳推計値	600	595	611	641	645	△15	△4	30
前年からの増加人数	△15	△5	16	30	4	—	—	—



	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15 歳	188	215	209	210	207	218	193	188	214	209	218	218
16 歳	193	187	213	209	211	207	219	193	188	214	209	218
17 歳	200	194	189	217	212	211	203	219	193	188	214	209

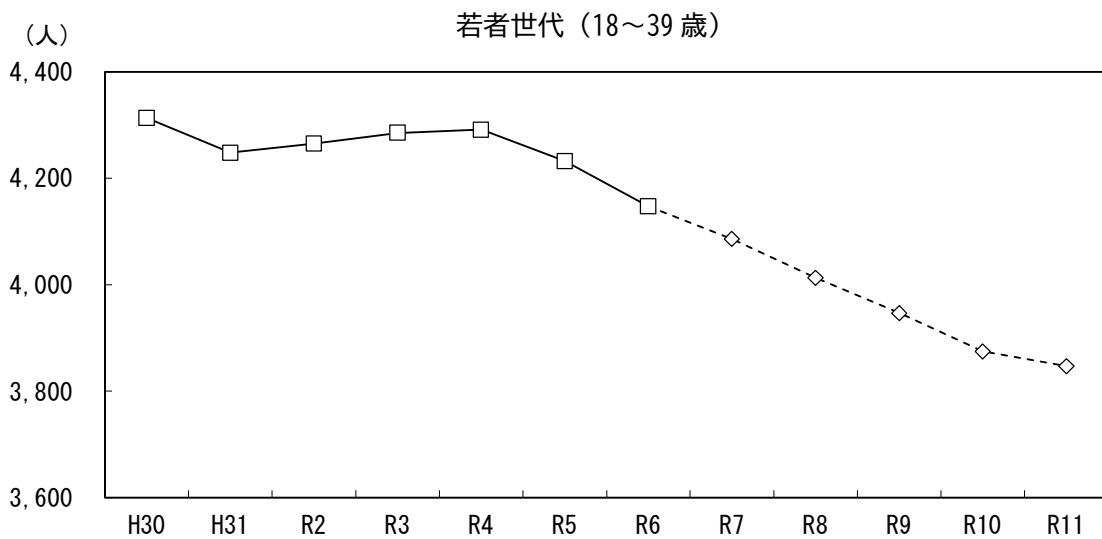
⑦18～39 歳（若者世代）

18～39 歳の若者世代の人口は、横ばいで推移したあと減少で推移しており、令和 6 年の実績人口は 4,147 人となっています。

今後の推計は、減少と予測されます。第 3 期計画においては、令和 7 年が 4,086 人、中間年の令和 9 年は 3,947 人、第 3 期計画最終年の令和 11 年には 3,847 人となり、令和 6 年実績より 300 人減少すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	4,313	4,248	4,265	4,285	4,291	4,232	4,147
前年からの増加人数	—	△65	17	20	6	△59	△85

推計値	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R 6 実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
18～39 歳推計値	4,086	4,013	3,947	3,875	3,847	△61	△200	△300
前年からの増加人数	△61	△73	△66	△72	△28	—	—	—

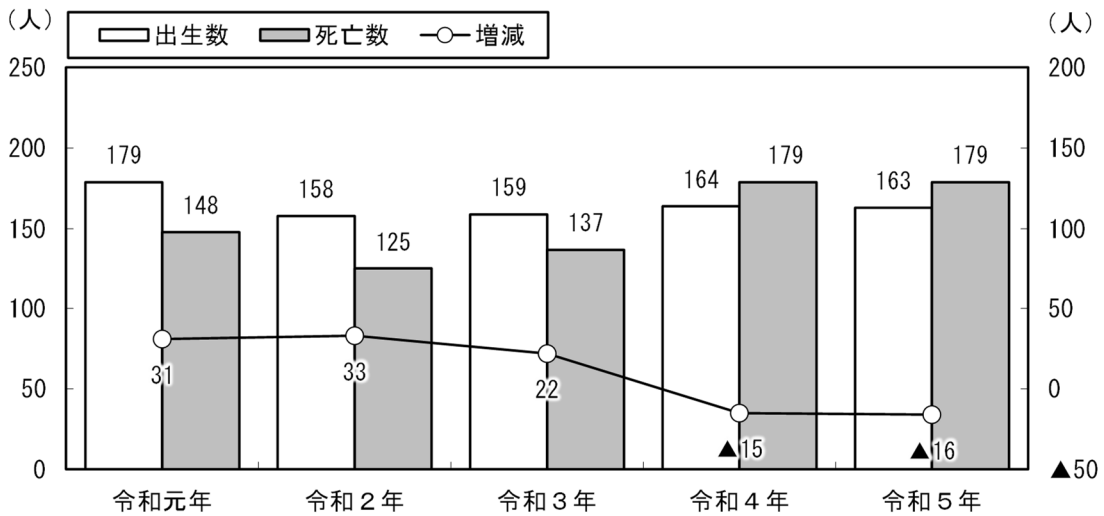


2. 人口動態（自然動態と社会動態）

(1) 自然動態

出生数は、令和3年以降減少で推移しており、令和元年が179人であるのに対し、令和5年は163人となり、16人減となっております。死亡数は、令和3年から増加しており、令和元年が148人であるのに対し、令和5年は179人となり、31人増となっております。出生数と死亡数による自然動態は、令和3年までは出生数が死亡数を上回っているためプラス値となっておりますが、令和5年は死亡数が上回り16人マイナスとなっております。

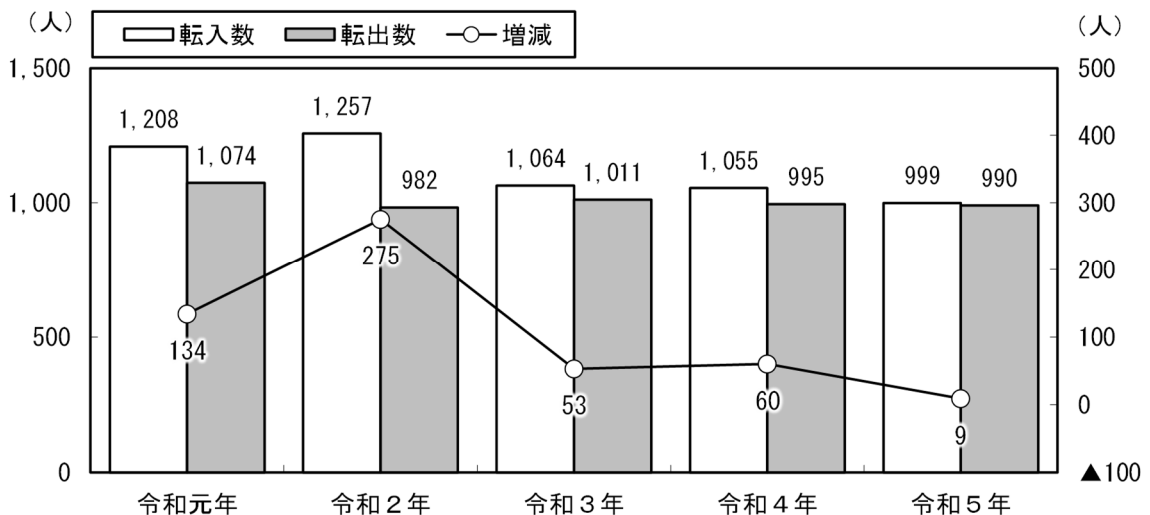
自然動態の推移



(2) 社会動態

転入数は、令和3年から減少しており、令和元年が1,208人であるのに対し、令和5年は1,996人となり、209人減となっております。転出数は横ばいとなっております。令和元年が1,074人であるのに対し、令和5年は990人となり、84人減となっております。転入数と転出数による社会動態は、令和元年では転入数が転出数を上回っていますが、令和5年では同程度となっております。

社会動態の推移



3. 婚姻率、離婚率

(1) 婚姻率

本村の婚姻率は、令和元年度が最も高く 5.5%(パーミル)で、その後は減少し、令和5年度は 4.0%となっています。また、すべての年で全国・沖縄県より同程度か低い傾向にあり、特に令和2・3年度は4.0%未満となっています。

婚姻率

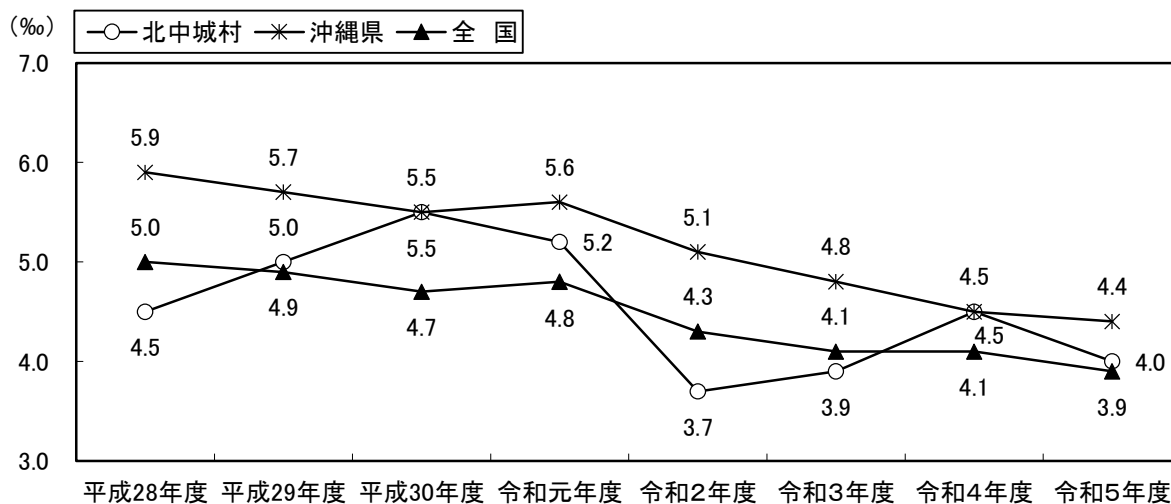
単位：‰

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
北中城村	4.5	5.0	5.5	5.2	3.7	3.9	4.5	4.0
沖縄県	5.9	5.7	5.5	5.6	5.1	4.8	4.5	4.4
全国	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1	3.9

出典：衛生統計年報（人口動態編）（各年10月1日現在）

※婚姻率(‰) = (年間婚姻数 / 各年9月30日現在人口) × 1000

婚姻率の推移



(2)離婚率

本村の離婚率は、平成30年度が最も高く3.14‰(パーミル)で、その後は減少し、令和5年度では1.92‰となっています。全国・沖縄県と比べると、平成28・30年度では本村が全国・沖縄県より高くなっていますが、そのほかの年度では、全国より高く沖縄県より低くなっています。

離婚率

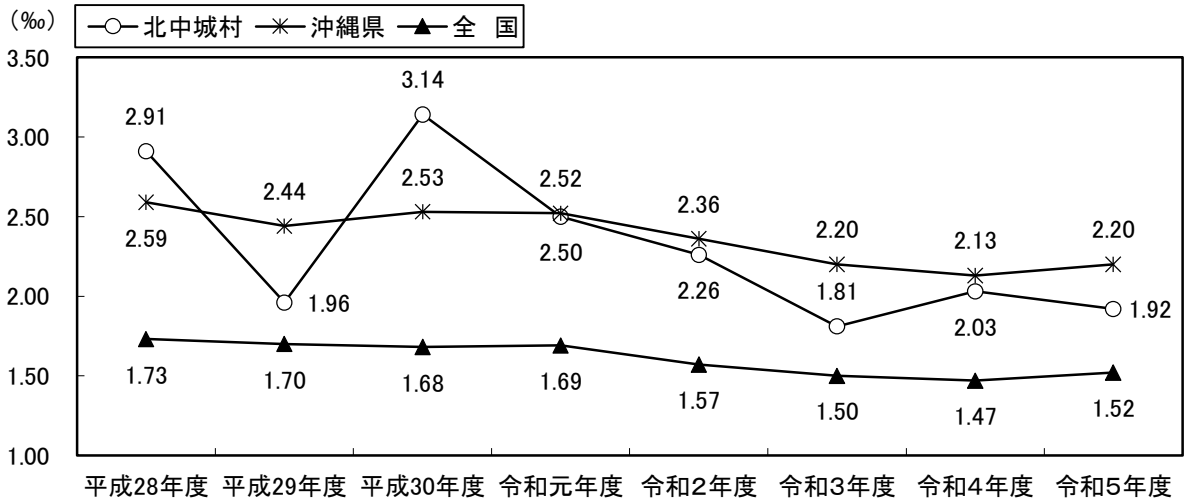
単位：‰

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北中城村	2.91	1.96	3.14	2.50	2.26	1.81	2.03	1.92
沖縄県	2.59	2.44	2.53	2.52	2.36	2.20	2.13	2.20
全国	1.73	1.70	1.68	1.69	1.57	1.50	1.47	1.52

出典：衛生統計年報（人口動態編）（各年10月1日現在）

※離婚率(‰) = (年間離婚数 / 各年9月30日現在人口) × 1000

離婚率の推移



(3)未婚率

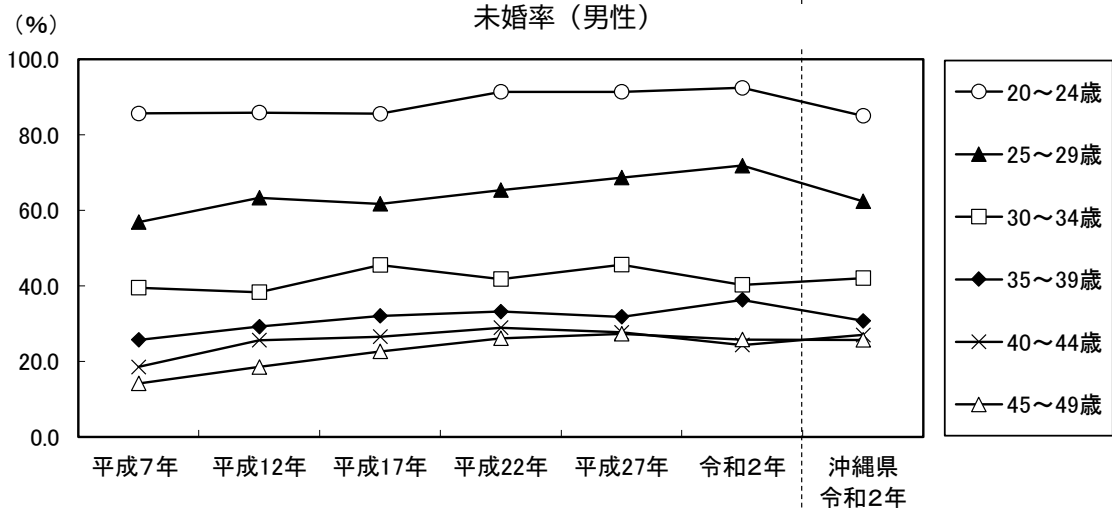
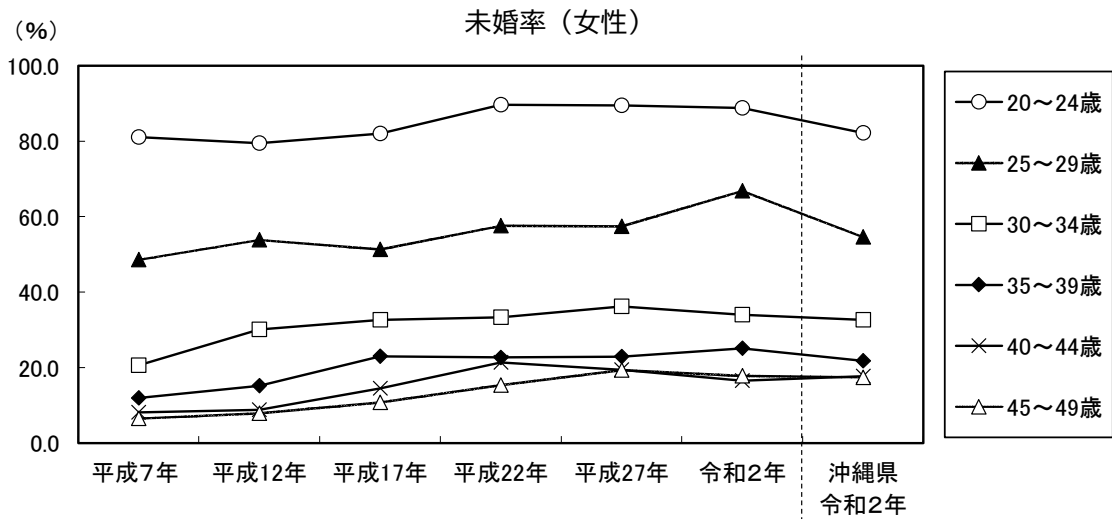
本村の未婚率は、若い年代ほど高くなっています。男女を5歳階級で比べると女性と比べ男性がそれぞれ高くなっています。沖縄県と比べると、30歳以上は同程度ですが、20～29歳は本村が高くなっています。

未婚率

単位：％

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	沖縄県 令和2年
女性	20～24歳	81.1	79.5	82.0	89.6	89.5	88.8	82.2
	25～29歳	48.6	53.8	51.3	57.6	57.4	66.8	54.6
	30～34歳	20.6	30.1	32.7	33.3	36.2	34.0	32.7
	35～39歳	11.9	15.2	23.0	22.7	22.9	25.1	21.8
	40～44歳	8.1	8.8	14.5	21.4	19.4	16.5	17.7
	45～49歳	6.5	7.9	10.8	15.4	19.3	17.8	17.4
男性	20～24歳	85.7	85.9	85.6	91.4	91.4	92.5	85.1
	25～29歳	56.9	63.3	61.7	65.4	68.7	71.9	62.4
	30～34歳	39.5	38.3	45.5	41.8	45.6	40.3	42.0
	35～39歳	25.7	29.2	32.0	33.2	31.8	36.3	30.7
	40～44歳	18.5	25.6	26.5	28.9	27.7	24.3	27.0
	45～49歳	14.2	18.5	22.6	26.1	27.3	25.8	25.7

出典：国勢調査



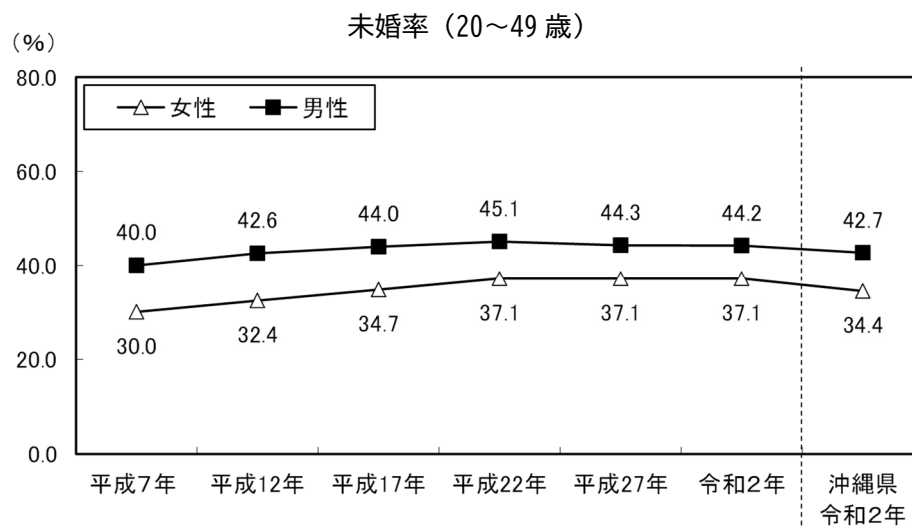
未婚率を 20～49 歳を合わせた割合と比べてみると、すべての年において男性が女性を上回っています。沖縄県と比べると少し本村が高くなっています。

未婚率（20～49 歳）

単位：%

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	沖縄県 令和 2 年
女性	30.0	32.4	34.7	37.1	37.1	37.1	34.4
男性	40.0	42.6	44.0	45.1	44.3	44.2	42.7

出典：国勢調査



4. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

(1)教育・保育施設等の設置・定員数

①教育・保育施設等の設置状況

村内の教育・保育施設等の設置数をみると、令和2年度の9園から令和6年度には11園に増えています。令和4年度は認可保育園が2園減少、令和4年度には私立認定こども園が2園増加、令和5年度には小規模保育が1園増加しています。

教育・保育施設等の設置数推移

単位：園

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立幼稚園	1	1	1	1	1
私立幼稚園	0	0	0	0	0
公立保育所	1	1	1	1	1
認可保育園	3	4	2	2	1
公立認定こども園	0	0	0	0	0
私立認定こども園	2	2	4	4	5
小規模保育	1	1	1	2	2
事業所内保育	1	1	1	1	1
家庭的保育	0	0	0	0	0
計	9	10	10	11	11

各年度4月1日現在

②教育・保育施設等の定員数の推移

村内の教育・保育施設等の定員数をみると、令和6年度では、1号認定は公立幼稚園や認定こども園の293人、2号認定は認可保育所や認定こども園の343人、3号認定は認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業の331人となっております。令和2年度以降の推移をみると、定員は増加しており、ニーズの上昇により受け皿の整備を進めてきたことがわかります。

(定員ベース)

単位：人

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	210			210	210			210	210			210
私立幼稚園	0			0	0			0	0			0
認可保育所		176	138	314		230	174	404		120	84	204
認定こども園	33	132	98	263	33	132	98	263	73	242	189	504
小規模保育			18	18			18	18			18	18
事業所内保育			6	6			6	6			6	6
家庭的保育			0	0			0	0			0	0
計	243	308	260	811	243	362	296	901	283	362	297	942
1号、2・3号別計	243		568	811	243		658	901	283		659	942

(定員ベース)

単位：人

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	210			210	210			210
私立幼稚園	0			0	0			0
認可保育所		120	84	204		86	54	140
認定こども園	73	227	204	504	83	257	234	574
小規模保育			37	37			37	37
事業所内保育			6	6			6	6
家庭的保育			0	0			0	0
計	283	347	331	961	293	343	331	967
1号、2・3号別計	283		678	961	293		674	967

各年度4月1日現在

※事業所内保育については、地域枠の定員のみ計上

(2)幼稚園

①公立幼稚園利用状況

公立幼稚園の利用状況をみると、4歳児からの受け入れを行っていますが、年々利用園児は減少しており、令和元年度での131人が令和6年度では57人となっています。

公立幼稚園利用園児数推移

単位：人

(1号)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	0	0	0	0	0	0
4歳児	57	47	35	32	24	22
5歳児	74	68	61	48	43	35
計	131	115	96	80	67	57

各年度4月現在

①-1 午後の預かり保育の利用推移

公立幼稚園での午後の預かり保育の状況をみると、令和元年度は利用園児の43.5%が利用、令和2年度からは60%、令和5年度からは70%が利用しており、預かり保育のニーズが上昇していることがわかります。

公立幼稚園 午後の預かり保育の利用推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数(か所)	1	1	1	1	1	1
園児数(人)	131	115	96	80	67	57
預かり人数(人)	57	70	58	52	48	40
預かり利用割合(%)	43.5	60.9	60.4	65.0	71.6	70.2

各年度4月1日現在

公立幼稚園別 午後の預かり保育の利用推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北中城幼稚園	57	70	58	52	48	40

各年度4月1日現在

公立幼稚園 午後の預かり保育の利用状況(年齢別)

単位：人

施設名	定員				利用園児数			
	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児
北中城幼稚園	55	0	25	30	40	0	12	28

令和6年4月1日現在

②私立幼稚園利用園児数

村内の私立幼稚園の利用者は少しずつ増加し、令和5年度では26人となっています。

私立幼稚園 1号認定利用園児数推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2歳児	0	0	0	2	0	0
3歳児	6	5	7	6	10	8
4歳児	6	8	7	8	6	11
5歳児	5	8	8	8	10	9
計	17	21	22	24	26	28

各年度4月1日現在 ※子育てのための施設等利用給付認定(1号)件数を記載

私立幼稚園 2号認定利用園児数推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	6	4	7	5	8	9
4歳児	6	6	6	8	5	11
5歳児	5	7	8	7	9	9
計	17	17	21	20	22	29

各年度4月1日現在 ※子育てのための施設等利用給付認定(2号)件数を記載。令和元年は10月の件数。

※村在住で、私立幼稚園(村外含む)に通っている園児数

②-1 私立幼稚園の午後の預かり保育の利用推移

私立幼稚園 午後の預かり保育の利用推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数(人)	17	17	21	20	22	29
預かり人数(人)※	7	8	10	14	12	14
預かり利用割合(%)	41.2	47.1	47.6	70.0	54.5	48.3

各年度4月1日現在 ※子育てのための施設等利用給付認定(2号)件数を記載。令和元年は10月の件数。

(3)保育施設等（認可保育園、認可こども園、地域型保育事業所等）

①申込者数の推移

保育施設等の申し込み状況を見ると、令和元年度の620人が令和2年度には678人に増加し、令和5年度まで横ばいで推移していますが、令和6年度は646人と前年より30人減少しています。

保育園等申込者数推移（4月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	52	65	58	57	54	36
	1歳児	130	118	108	118	127	124
	2歳児	118	135	119	122	133	133
2号	3歳児	120	124	137	130	125	131
	4歳児	115	124	127	132	110	118
	5歳児	85	112	120	114	127	104
総数		620	678	669	673	676	646
0～2歳児(3号)		300	318	285	297	314	293
3～5歳児(2号)		320	360	384	376	362	353

各年4月1日現在

※新子育て安心プラン実施計画、受付ファイルより

②利用人数の推移

保育施設等の4月の利用人数についてみると、令和元年度から令和5年度まで増加していましたが、令和6年度は減少し、632人となっています。また、10月では4月と比べ、育休・産休明けによる0歳児の利用が増加する傾向にあります。

村内保育所等利用園児数推移（4月）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	47	46	55	55	50	35
1歳	104	95	108	108	124	116
2歳	110	106	119	122	133	129
3歳	114	119	136	128	124	130
4歳	112	123	119	132	110	118
5歳	85	111	110	114	127	104
計	572	600	647	659	668	632

各年4月1日現在（村外の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所等に通っている児童も含む）

※保育所等利用待機児童数調査、施設・事業所利用状況一覧表より

村内保育所等利用園児数推移（10月）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	61	78	71	73	70	—
1歳	110	106	109	110	126	—
2歳	114	111	118	115	126	—
3歳	123	118	132	118	121	—
4歳	116	121	121	131	108	—
5歳	89	113	113	114	127	—
計	613	647	664	661	678	—

各年度10月1日現在（村外の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所等に通っている児童も含む）

※保育所等利用待機児童数調査、施設・事業所利用状況一覧表（令和6年度より10月は集計実施なし）

③保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設等の定員をみると、令和元年度の560人から増加傾向にあり、令和6年度は674人となっています。利用児童数は令和元年・2年度では定員数を上回っており、令和3年度以降は、定員数が上回っています。

保育施設等定員と利用児童数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	560	568	658	659	678	674
利用児童数	572	600	647	659	668	632

各年4月1日現在

④認定こども園

令和6年4月現在、村内には認定こども園が5園あり、1号認定では令和2年度は13人でしたが年々増加し、令和6年度で45人が利用しています。

村外の認定こども園の利用人数も令和2年度の9人から増加し、令和6年度では37人となっています。

村内認定こども園利用園児数推移（1号）（4月）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	5	12	10	12	15
4歳	6	7	9	11	17
5歳	2	7	6	8	13
計	13	26	25	31	45

各年度4月1日現在 村民のみ

※施設・事業所利用状況一覧表（官内）より

認定こども園(村外)利用人数推移（1号認定含む）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1	1	0	1	1
1歳	4	4	3	4	7
2歳	1	5	4	3	3
3歳	0	3	2	11	5
4歳	1	4	5	5	12
5歳	2	9	3	9	9
計	9	26	17	33	37

各年4月1日現在 ※村在住者

⑤待機児童数の推移

待機児童数は、近年では令和2年度が最も多く78人となっており、その後減少し、令和6年度は14人となっています。また、10月時点では0歳児で待機児童が多くなる傾向にあります。0歳児は、産休・育休明けでの利用ニーズにより、年度途中での保育利用希望が増えます。

待機児童数（4月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	5	19	3	2	4	1
	1歳児	26	23	0	10	3	8
	2歳児	8	29	0	0	0	4
2号	3歳児	6	5	1	2	1	1
	4歳児	3	1	0	0	0	0
	5歳児	0	1	0	0	0	0
総数		48	78	4	14	8	14
0～2歳児(3号)		39	71	3	12	7	13
3～5歳児(2号)		9	7	1	2	1	1

※保育所等利用待機児童数調査、施設・事業所利用状況一覧表より

待機児童数（10月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	35	15	4	11	15	—
	1歳児	40	21	2	13	3	—
	2歳児	10	33	0	0	4	—
2号	3歳児	13	7	1	2	2	—
	4歳児	4	1	0	0	0	—
	5歳児	0	1	0	0	0	—
総数		102	78	7	26	24	—
0～2歳児(3号)		85	69	6	24	22	—
3～5歳児(2号)		17	9	1	2	2	—

※保育所等利用待機児童数調査、施設・事業所利用状況一覧表（令和6年度より10月は集計実施なし）

(4)地域子ども・子育て支援の状況

①ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターの会員数についてみると、令和6年度ではおねがい会員（依頼）が370人、まかせて会員（預かり）が84人、両方会員が37人であり、おねがい会員に比べて子どもを預かるまかせて会員・両方会員が少ない状況となっています。

会員数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
おねがい会員 （依頼）	267	283	298	322	370	370
まかせて会員 （預かり）	78	77	80	79	84	84
両方会員	27	31	33	33	37	37

各年4月1日現在

②放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブについてみると、令和6年度で9カ所あり、297人が利用しています。学年別にみると1・2年生での利用が非常に多く増えており、高学年になると利用は少なくなりますが、4・5年生での利用者も増加傾向で推移しています。

放課後児童クラブの推移

単位：カ所、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	6	8	8	8	9	9
利用児童数	171	226	250	271	301	297
1年生	70	87	85	91	97	90
2年生	39	67	82	77	92	84
3年生	41	33	46	61	64	67
4年生	9	31	21	24	33	29
5年生	8	6	13	12	11	21
6年生	4	2	3	6	4	6

各年度5月現在

※申込者数：「放課後児童クラブの登録児童数に関する調査（こども家庭庁）」より算出（上記調査はR5年度から実施となるため、R1～R4年度については登録児童数＋待機児童数で算出）

※登録児童数・待機者数・利用者数の内訳：「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査（こども家庭庁）」より算出

(5)認可外保育施設

①認可外保育施設の推移

村内の認可外保育施設は令和6年度で10カ所となっており、村内からは66人が利用しています。

施設数・利用園児数推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	9	9	9	11	11	10
利用園児数(人)	119	125	149	148	169	164
村内在住児(人)	35	38	38	43	53	66

各年度4月現在 ※一時預かりのみの施設は除く

(6)その他

①放課後子ども教室の推移

村では、現在、放課後子ども教室を2カ所で実施しています。令和6年度の実利用児童数は88人であり、低学年を中心に利用されています。学校別に利用児童数をみると、北中城小学校は58人、島袋小学校は30人の利用となっています。

放課後子ども教室の利用状況

単位：教室、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども教室数	-	-	-	2	2
実利用児童数計	-	-	-	87	88
1年生	-	-	-	22	19
2年生	-	-	-	21	27
3年生	-	-	-	20	16
4年生	-	-	-	10	16
5年生	-	-	-	10	7
6年生	-	-	-	4	3

各年度5月現在 ※令和2～4年度はコロナウイルス感染予防のため実施なし

放課後子ども教室別学年別利用児童数

単位：人

名 称	地区 (学校)	利用児童数				
		計	1年生	2年生	3年生	4年生以上
北中城小放課後子ども教室	北中城	58	14	22	12	10
島袋小放課後子ども教室	島袋	30	5	5	4	16
総 数		88	19	27	16	26

令和6年5月現在

②児童館の推移

村内の児童館は2カ所あり、年間の利用者数は令和6年度で延べ32,401人となっています。利用者は増加傾向で推移しており、特に中学生・高校生の利用が大きく伸びています。

児童館利用者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童館数	2	2	2	2	2	2
延べ利用児童数計	28,110	23,017	22,265	26,619	31,016	32,401
未就学児	1,720	889	658	763	717	1,012
1年生	3,147	2,524	2,487	3,755	4,158	3,323
2年生	6,387	3,297	2,608	3,418	3,666	5,419
3年生	3,825	4,839	2,815	3,862	4,278	3,916
4年生	3,152	3,771	5,071	3,009	4,191	5,049
5年生	3,161	2,864	2,971	5,407	4,117	3,324
6年生	4,385	2,488	2,355	2,424	7,006	5,489
中学生・高校生	2,333	2,345	3,300	3,981	2,883	4,869

5. ニーズ調査結果より傾向まとめ

(1)調査の概要

①調査の目的

令和6年度に策定する「第3期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の学童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施した。

②調査の対象者

村内に在住する就学前児童と小学生の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施。

就学前児童保護者調査は全数、小学生保護者調査(1年～6年生)は学校・学年別の児童数を勘案しながらクラス単位で配布した。

③調査方法

<就学前児童保護者調査>

①教育・保育施設を通しての配布・回収

②家庭での保育者、認可外保育施設利用者、私立幼稚園利用者は郵送による発送・回収

<小学生保護者調査(1年～6年生)>

○小学校を通じての配布・回収

④調査期間

令和6年1月～2月(就学前:1月25日～2月21日)

(小学生:1月25日～2月21日)

⑤回収率

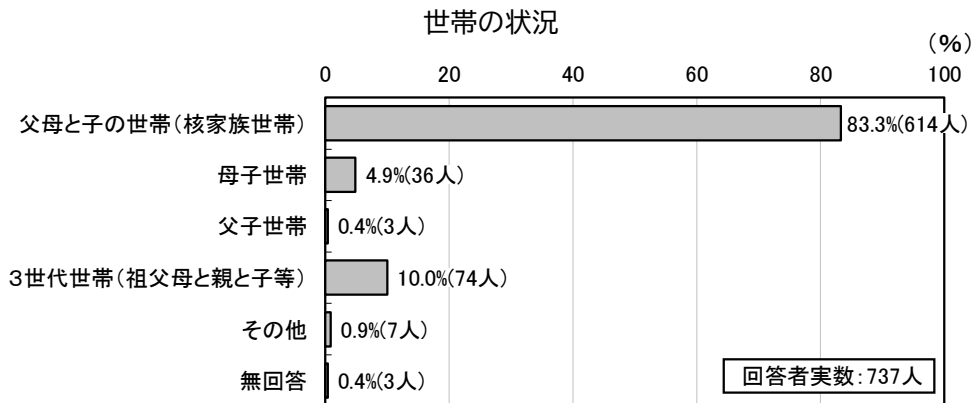
	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	1,095件	737件	67.3%
小学生保護者調査	619件	424件	68.5%

(2)就学前児童調査の調査結果より

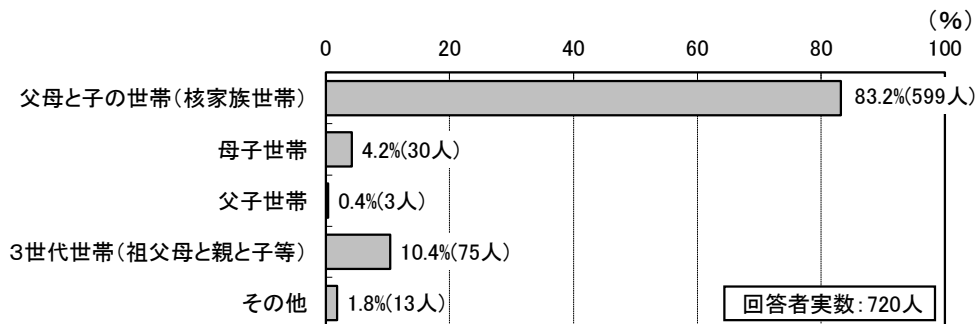
(2)-1 子育て家庭の状況

①世帯の状況

世帯の状況についてみると、「父母と子の世帯(核家族世帯)」が83.3%でほとんどを占めている。また、「3世代世帯(祖父母と親と子等)」は10.0%、「母子世帯」は4.9%、「父子世帯」は0.4%となっている。家族構成は、前回調査時と大きな差はない。



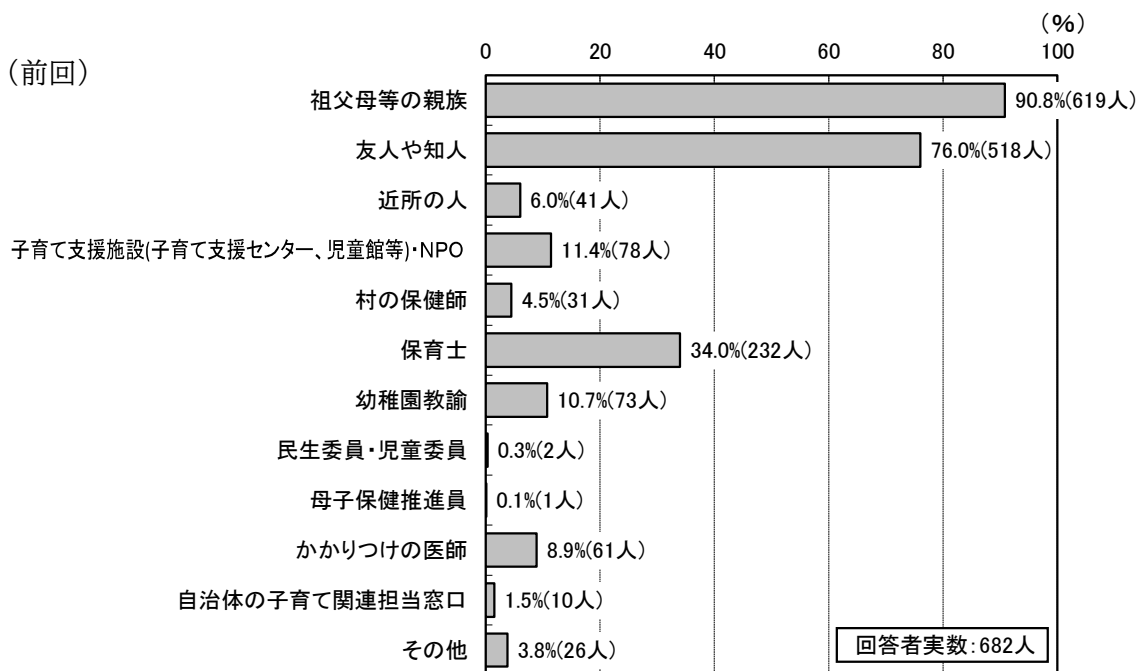
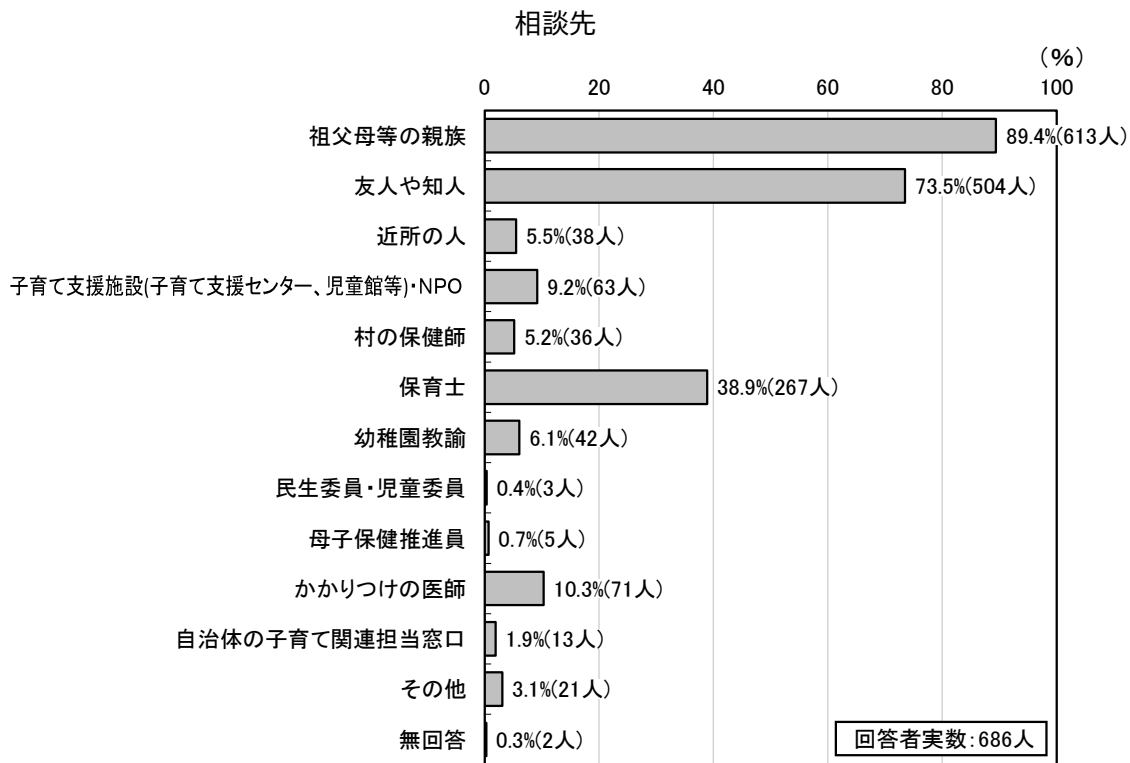
(前回)



②相談先

相談先としては、身近な人への相談がとても高い。そのほか、保育士への相談がやや高い傾向にある。専門的な相談先(「自治体の子育て関連担当窓口」など)の利用は低い。

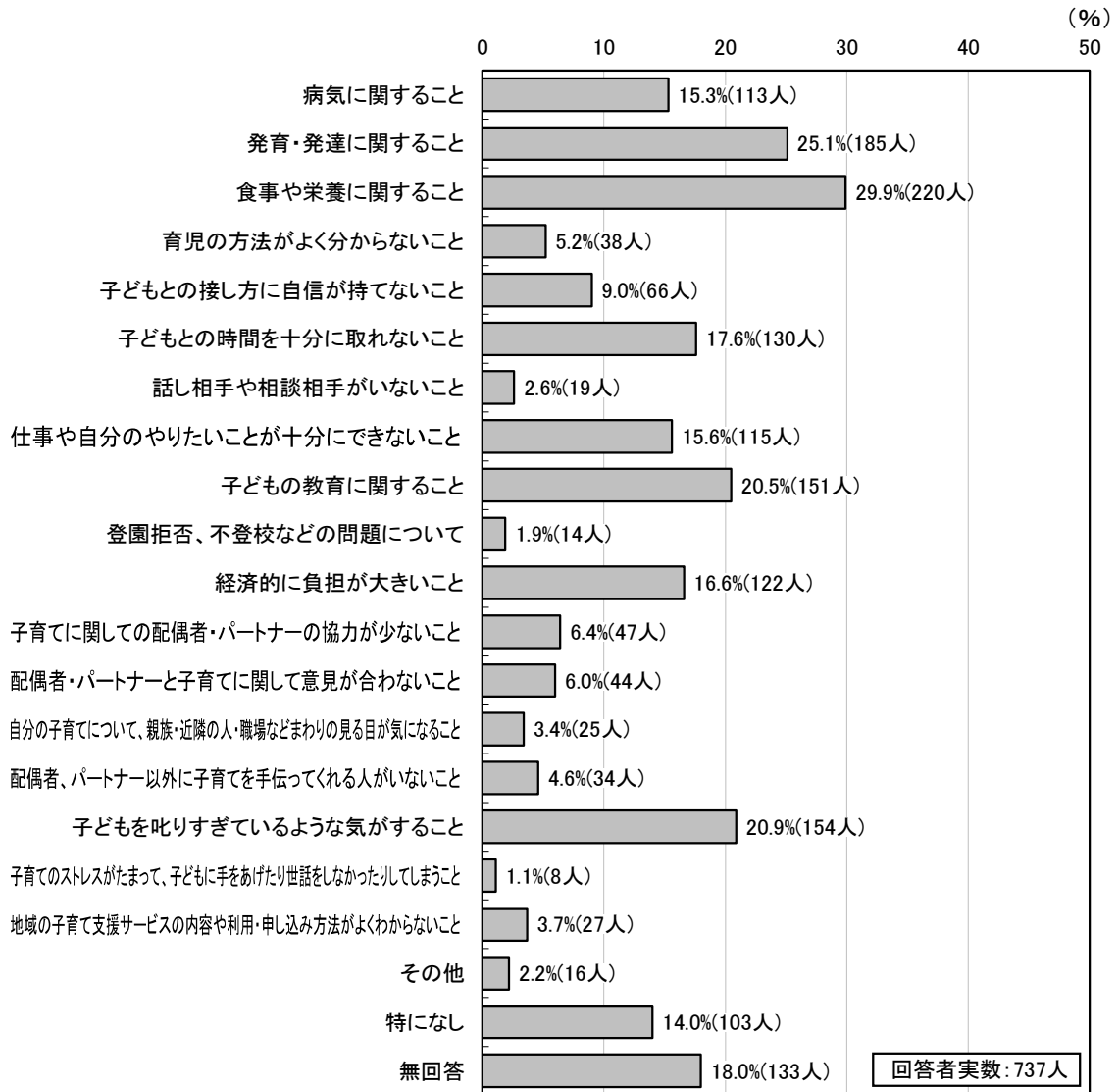
調査結果は、前回調査時と大きな差はない。



③悩み事、困っていることの内容

「食事や栄養に関すること」、「発育・発達に関すること」といった、子どもの体のことについての悩み・困りごとが多い。また、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どもの教育に関すること」、「子どもとの時間を十分に取れないこと」、「経済的に負担が大きいこと」といった悩みも比較的高く見られる。

悩み事、困っていることの内容



教育・保育サービスの利用有無別にみると、「利用している」では、「子どもを叱りすぎているような気がする」と(23.7%)、「子どもの教育に関する」と(21.2%)、「子どもとの時間を十分に取れない」と(20.4%)などが「利用していない」より高くなっている。

反対に、「利用していない」では、「食事や栄養に関する」と(32.6%)、「発育・発達に関する」と(30.3%)などが「利用している」より高くなっている。

教育・保育サービスの利用有無別 悩み事、困っていることの内容

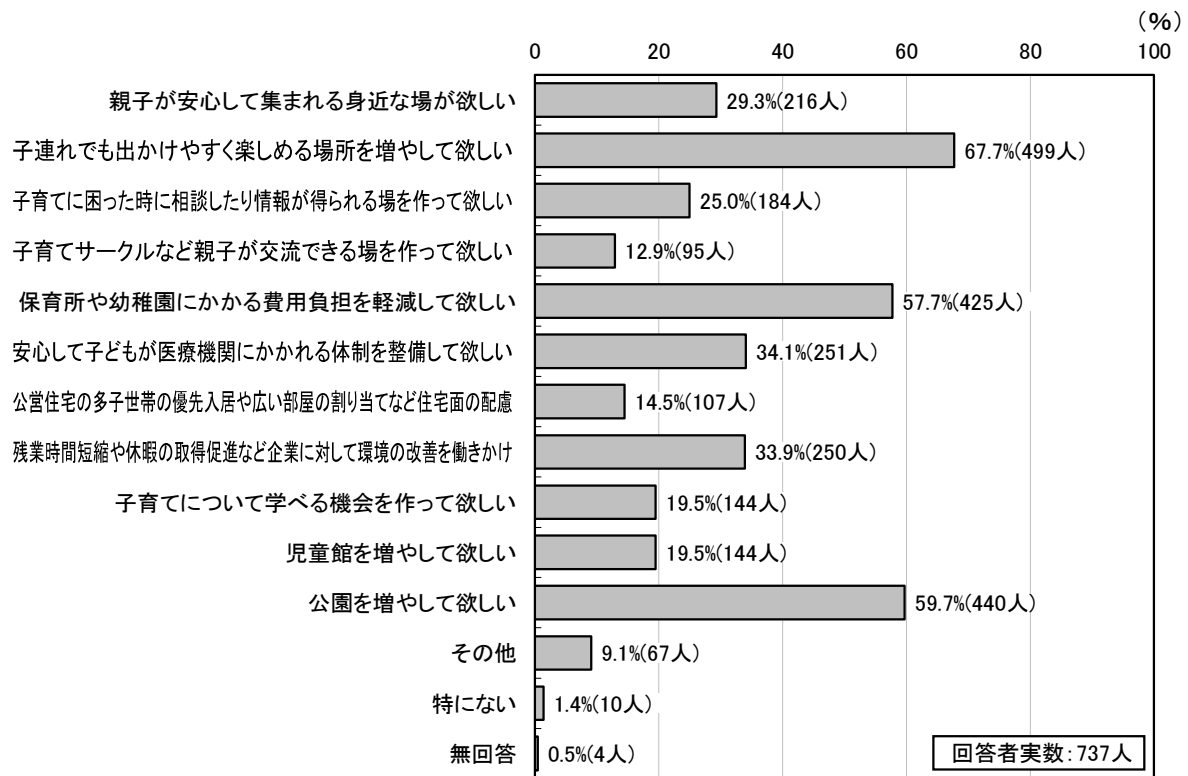
	回答者実数	病気に関する事	発育・発達に関する事	食事や栄養に関する事	育児の方法がよく分からないこと	子どもとの接し方に自信が持てないこと	子どもとの時間を十分に取れないこと	話し相手や相談相手がいないこと	仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと	子どもの教育に関する事	登園拒否、不登校などの問題について	経済的に負担が大きいこと
利用している	603人	14.9% (90人)	24.0% (145人)	29.4% (177人)	4.6% (28人)	10.0% (60人)	20.4% (123人)	2.0% (12人)	15.9% (96人)	21.2% (128人)	2.3% (14人)	17.6% (106人)
利用していない	132人	17.4% (23人)	30.3% (40人)	32.6% (43人)	7.6% (10人)	4.5% (6人)	5.3% (7人)	5.3% (7人)	14.4% (19人)	17.4% (23人)	0.0% (0人)	12.1% (16人)

	回答者実数	子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと	自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見る目が気になること	配偶者、パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子どもを叱りすぎているような気がする事	子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり世話をしなかつたりしてしまうこと	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからないこと	その他	特になし	無回答
利用している	603人	6.8% (41人)	6.3% (38人)	3.6% (22人)	4.1% (25人)	23.7% (143人)	1.3% (8人)	2.8% (17人)	2.2% (13人)	12.8% (77人)	17.9% (108人)
利用していない	132人	4.5% (6人)	4.5% (6人)	2.3% (3人)	6.8% (9人)	8.3% (11人)	0.0% (0人)	7.6% (10人)	2.3% (3人)	18.9% (25人)	18.2% (24人)

④充実してほしい子育て支援の内容

行政に望む子育て支援の内容については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」(67.7%)が7割近くであるほか、「公園を増やして欲しい」(59.7%)と「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」(57.7%)も6割近くを占めており、これら3項目が特に高くなっている。

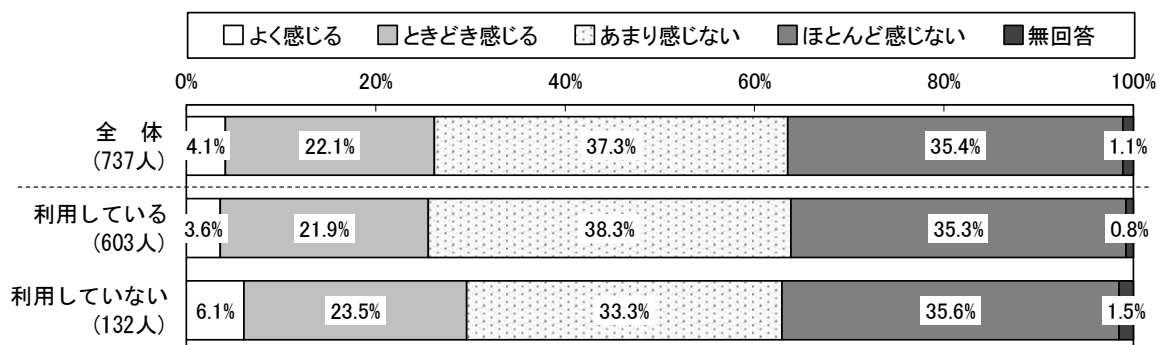
充実してほしい子育て支援の内容



⑤孤独を感じる時

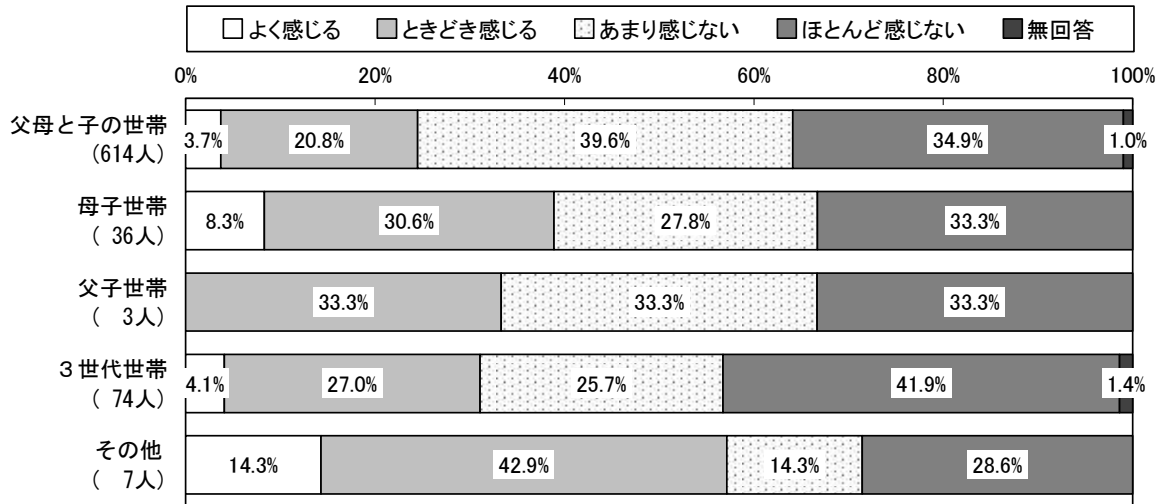
子育てをされていて孤独を感じるかについては、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた“孤独感あり”の割合は26.2%となっている。また、教育・保育サービスの利用有無別でみると、「利用している」では“孤独感あり”は25.5%、「利用していない」では29.6%を占める。

全体・教育・保育サービスの利用有無別 孤独を感じる時

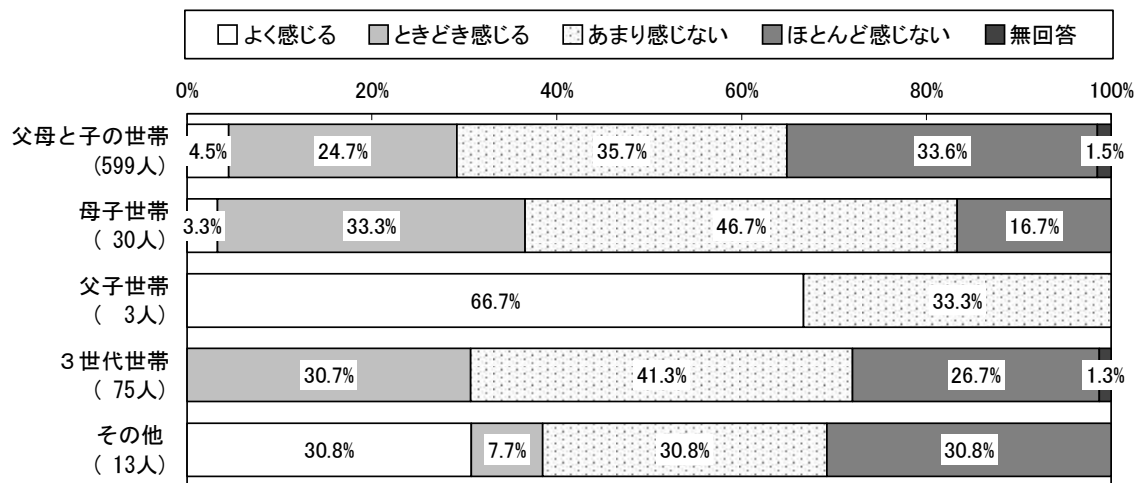


世帯構成別でみると、母子世帯の“孤独感あり”は38.9%と他の世帯より若干高くなっている。
 (父子家庭、その他は対象者数が少ないため分析より割愛)前回調査時と同程度の孤立感である。
 (前回調査では36.6%)

世帯構成別 孤独を感じる時



(前回)



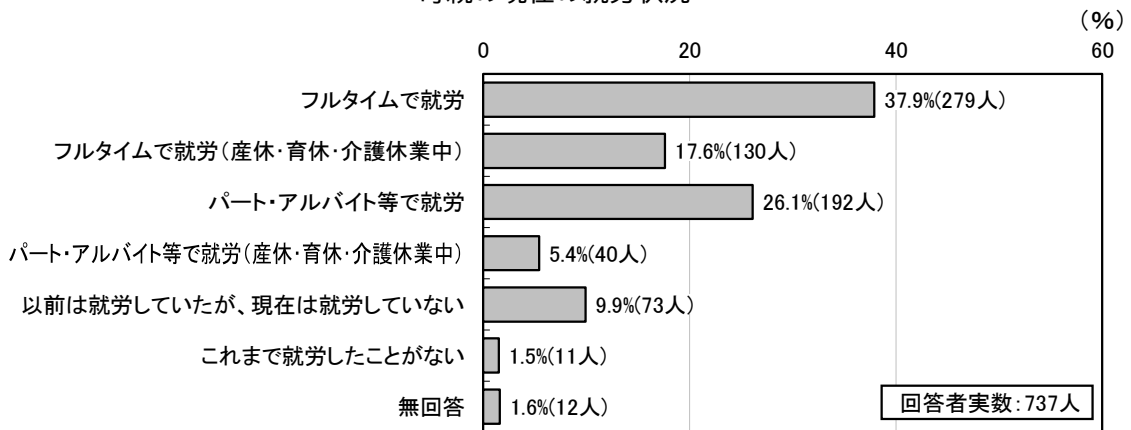
(2)-2 母親の就労状況

①母親の現在の就労状況

就労している母親は、就学前児童保護者で 87.0% となっている。フルタイムでの勤務は 55.5% (37.9%+17.6%)、パート・アルバイト等での勤務は 31.5% (26.1%+5.4%) である。全国的にも共働き家庭は増加傾向にあるが、本村の母親の就労率は極めて高い。なお、就労していない母親は 11.4% (9.9%+1.5%) であった。

前回調査時よりも、働く母親の割合が上昇している。

母親の現在の就労状況



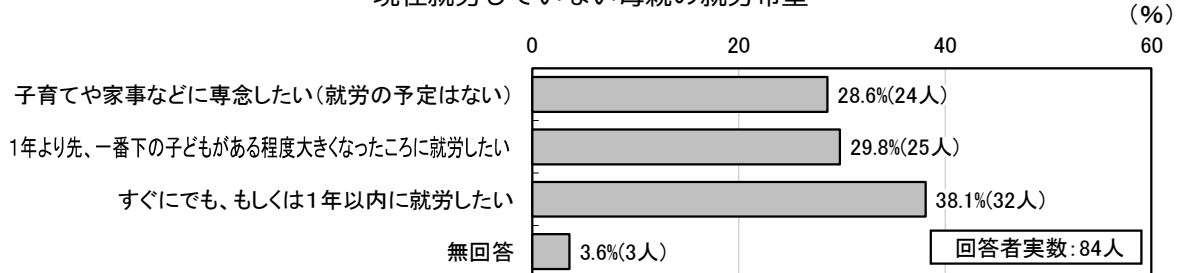
(前回)

就労している母親は、就学前児童保護者で 76.5% となっている。フルタイムでの勤務は 51.3% (35.5%+15.8%)、パート・アルバイト等での勤務は 25.2% (23.0%+2.2%) である。なお、就労していない母親は 21.5% (20.4%+1.1%) であった。

②現在就労していない母親の就労希望

就労していない母親のうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と考えている割合は就学前児童保護者で 38.1% となっている。「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったところに就労したい」は 29.8% であり、これらを合わせると 67.9% が就労を希望している。

現在就労していない母親の就労希望

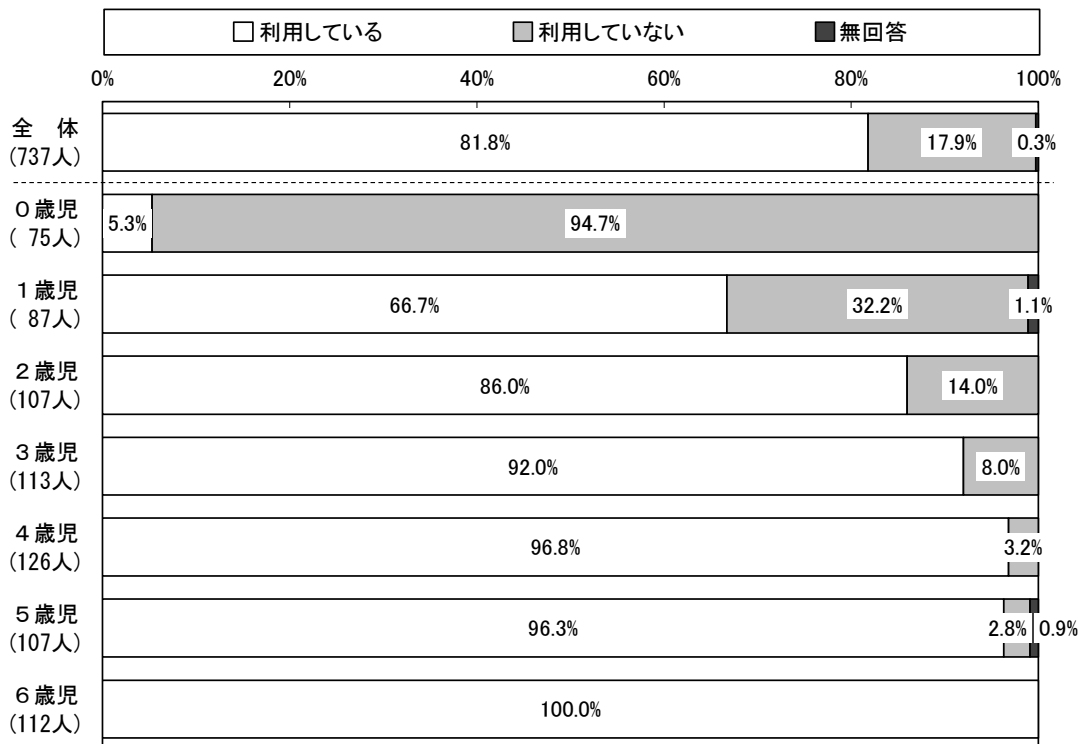


(2)-3 教育・保育サービスの利用について

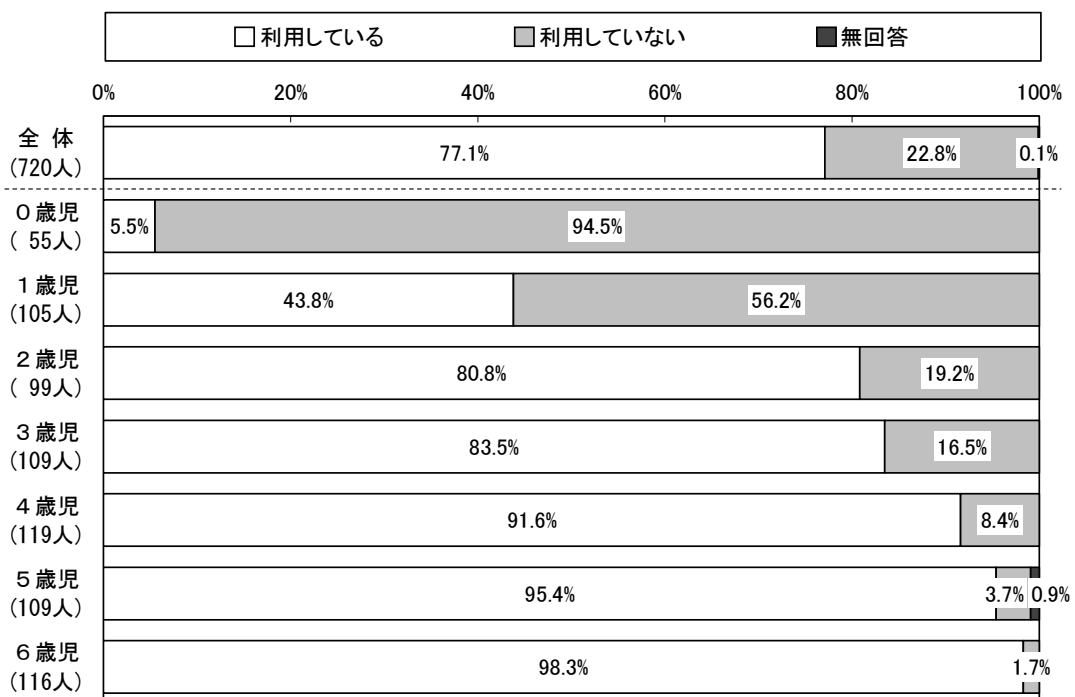
①教育・保育のサービスの利用の有無

教育・保育サービス利用有無をみると、ほぼすべての年齢で利用率が上昇している。前回調査時は、1歳児は4割だったが、今回調査では6割半ばとなっている。

全体・子どもの年齢別 教育・保育のサービスの利用の有無



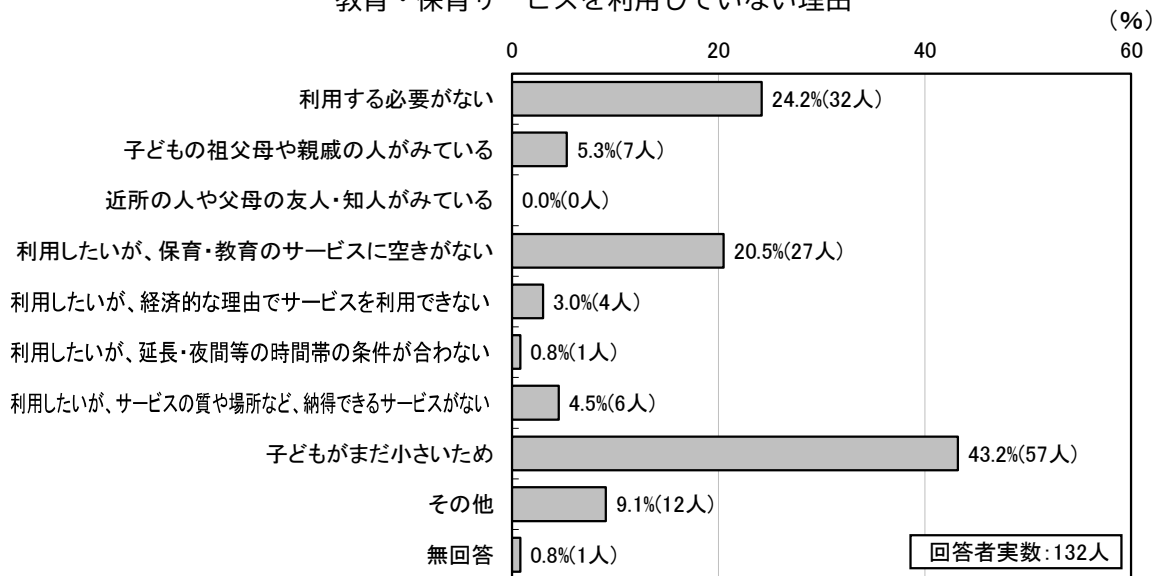
(前回)



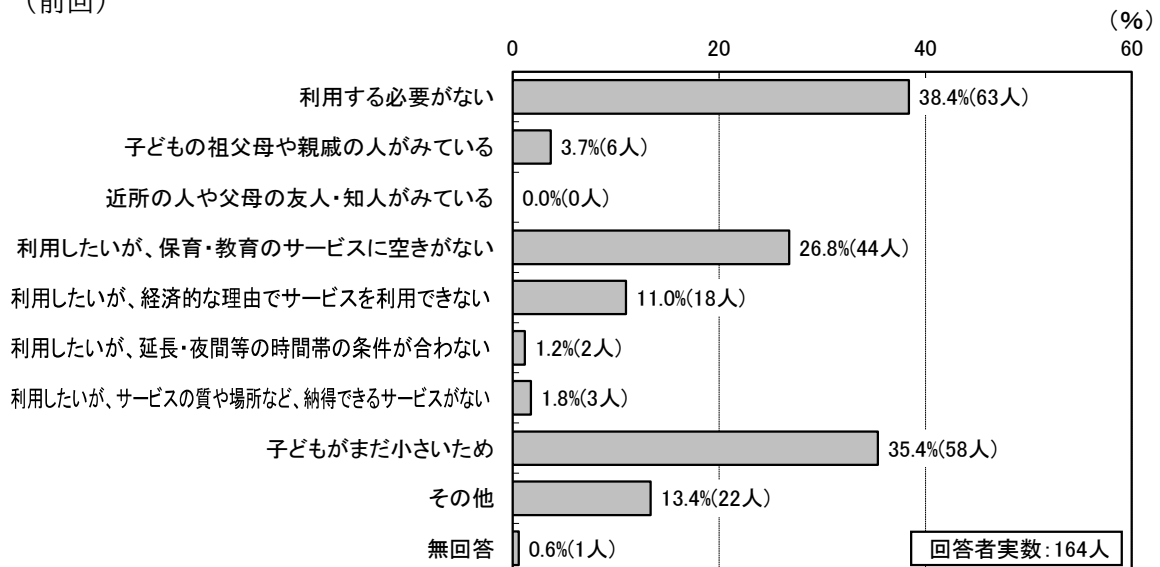
②教育・保育サービスを利用していない理由

教育・保育サービスを利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため」という回答が43.2%で最も高く、「利用したいが、保育・教育のサービスに空きがない」という回答は20.5%となっている。前回調査時には、「空きがない」という回答が26.8%あり、今回調査では減少している。空きがないという回答は、1～3歳の低年齢児が多い。

教育・保育サービスを利用していない理由

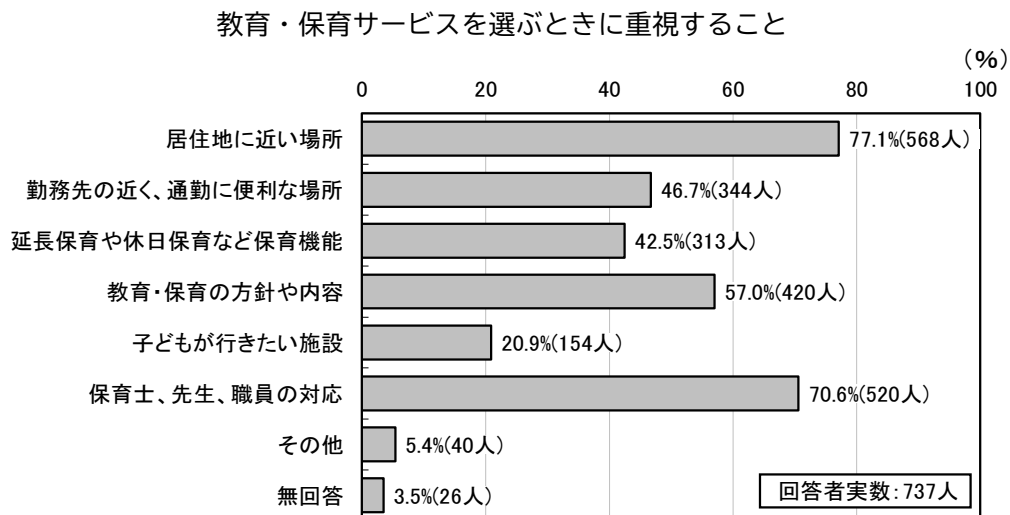


(前回)



③教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

教育・保育サービスを選ぶ際に重視することとしては、「居住地に近い場所」が高く 77.1%を占めている。そのほか、「保育士、先生、職員の対応」が 70.6%、「教育・保育の方針や内容」が 57.0%を占めており、教育・保育の質にも関心が高いことがわかる。

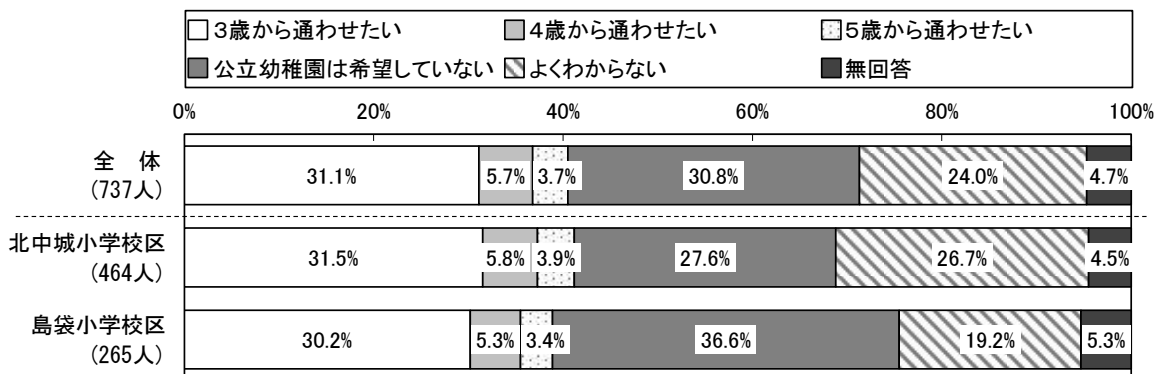


④複数年保育の幼稚園の利用意向

複数年保育の幼稚園の利用意向については「3歳から通わせたい」という回答が 31.1%で、「4歳から通わせたい」、「5歳から通わせたい」と比べると高く、早い時期からの幼児教育ニーズが高い。また、「公立幼稚園は希望していない(保育所・私立幼稚園等を利用したい)」が 30.8%となっている。

小学校区別にみると、利用を望む声は小学校区別による大きな差はないが、「公立幼稚園は希望していない」は、島袋小学校区(36.6%)の方が北中城小学校区(27.6%)よりも高くなっている。

全体・小学校区別 複数年保育の幼稚園の利用意向



⑤公立幼稚園で複数年保育を利用する際の条件について

「3歳から通わせたい」「4歳から通わせたい」理由や利用する際の条件について尋ねた。
以下、記入の多い声について記載する。

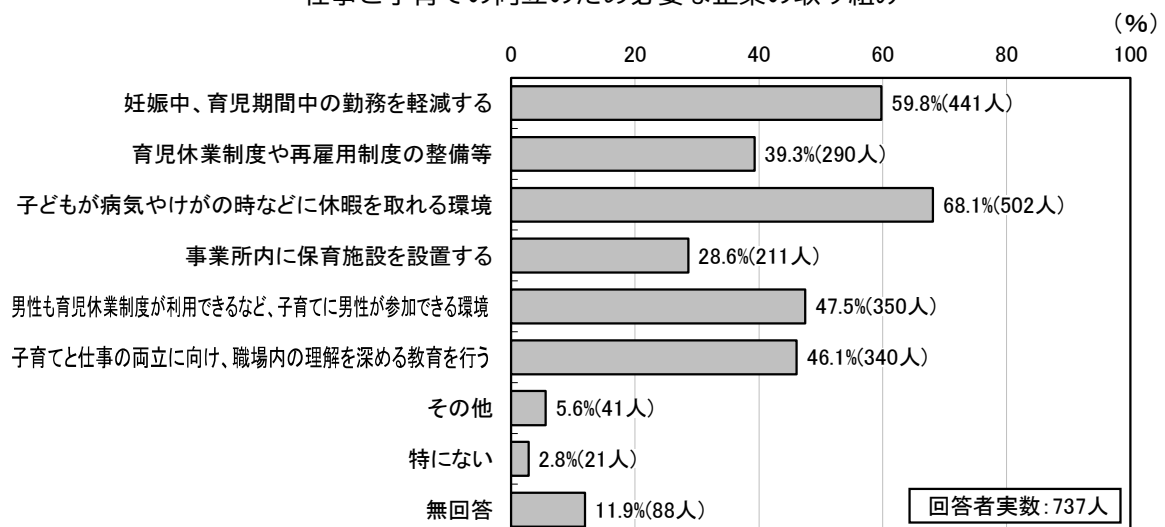
〔利用する条件〕	〔利用する理由〕
<ul style="list-style-type: none"> ・給食提供 (毎日給食、月1弁当、弁当作りが負担 など) ・土曜日受入れ (午前中だけでも受入れ、平日同様受入れ、土曜日勤務がある など) ・時間の延長(早朝の受入れも含む) (保育園と同じような時間、6時から、14時～19時まで、必要に応じて など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長の為 (教育・学習面、集団生活、先生の質 など) ・小学校の準備 (スムーズに小学校に上がれる、友達がたくさんいる、小学校との連携 など)

(2)-4 子育てと仕事の両立について

①仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組みについては、「子どもが病気やけがの時などに休暇を取れる環境」が68.1%で最も高く、次いで「妊娠中、育児期間中の勤務を軽減する」(フレックスタイム、短時間労働制度等)が59.8%、「男性も育児休業制度が利用できるなど、子育てに男性が参加できる環境」が47.5%、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深める教育を行う」が46.1%で高くなっている。

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

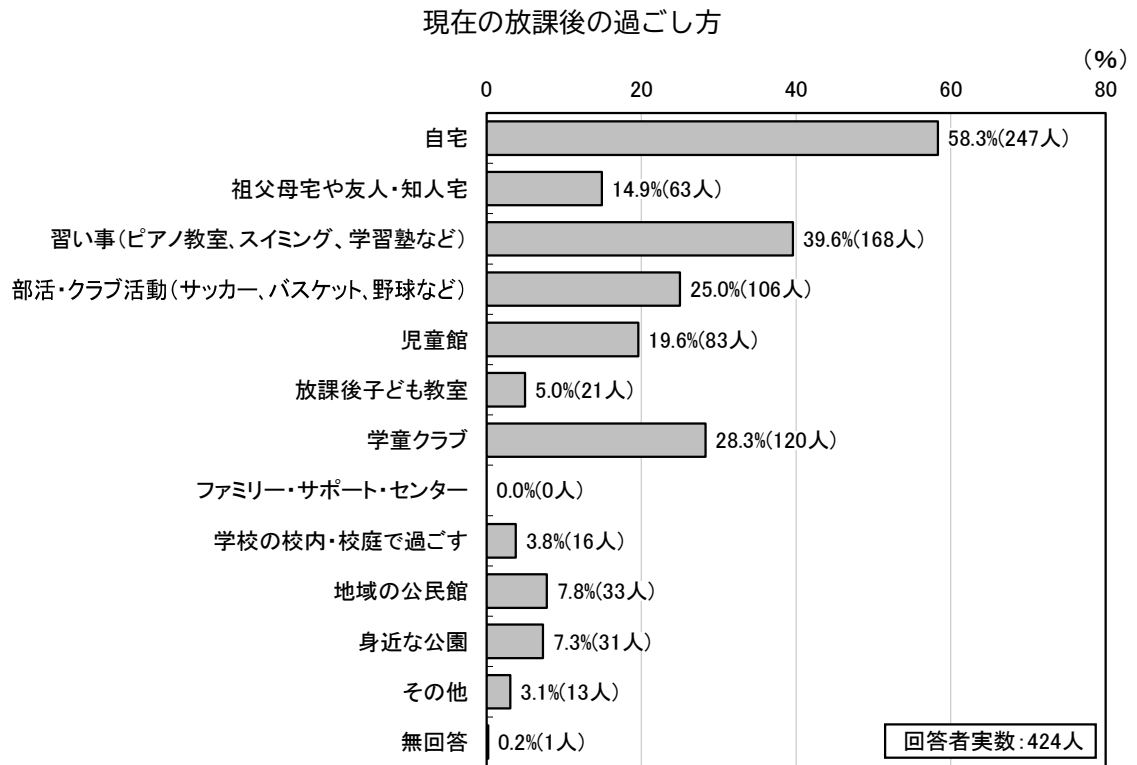


(3)小学生保護者調査の調査結果より

(3)-1 放課後の過ごし方について

①現在の放課後の過ごし方

放課後は「自宅」で過ごすという回答が最も高いほか、「習い事」、「学童クラブ」、「部活・クラブ活動」、「児童館」という回答が高い。

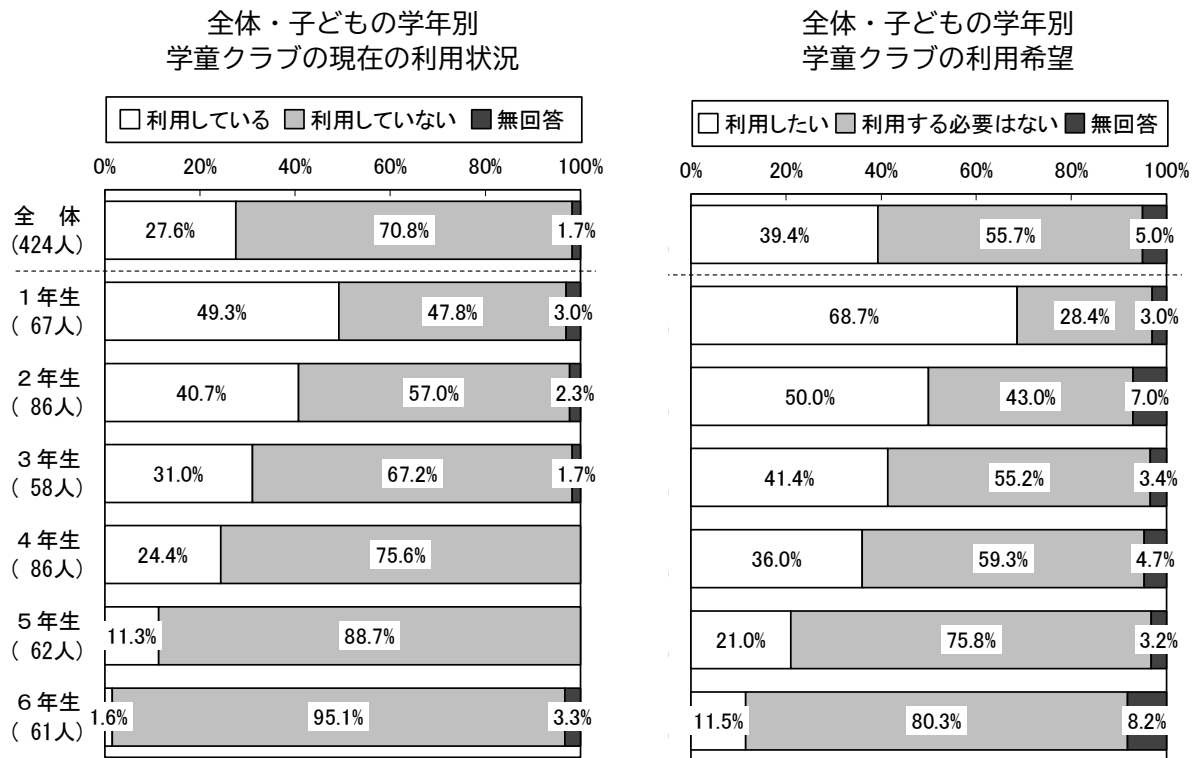


(3)-2 学童クラブの利用について

①学童クラブの現在の利用状況と利用希望

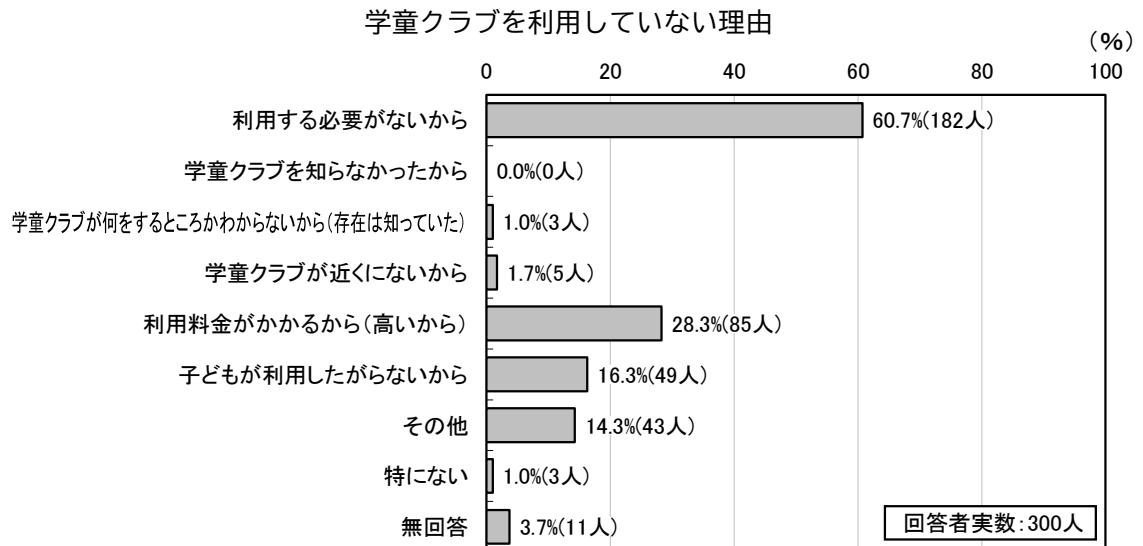
学童クラブを「利用している」割合は27.6%、「利用したい」割合は39.4%となっている。

学童クラブの利用希望を学年別にみると、1年生では68.7%と高く、次いで2年生が50.0%と学年が上がると割合も低くなっているが、現状の利用率を上回っている。



②学童クラブを利用していない理由

学童クラブを利用していない理由では、「利用する必要がないから」が60.7%で最も高くなっている。また、「利用料金がかかる(高いから)」が28.3%あり、利用していない人の約3割を占めている。



6. こども・若者の声の把握

(1)調査の概要

①調査の目的

令和5年12月に策定された国の「こども大綱」の「こども施策に対する基本的な指針」では、こども施策を推進するために必要な事項として、「こども・若者の社会参画・意見反映」が謳われている。村では、こども・若者の声を聴き、意見を反映した計画を策定するため、こども・若者の声の把握を行った。

②調査対象者と調査方法

・就学前児童

市内の教育・保育施設に協力いただき、園の保育者を通して園児たちの声を聞く機会を設けました。

・小学生

村内の小学5年生全員を対象として、学校に協力いただき、WEB調査により声の把握を行った。

・中学生

村内の中学2年生全員を対象として、学校に協力いただき、WEB調査により声の把握を行った。

・高校生

県立北中城高校の1年生～3年生を対象として、学校に協力いただき、WEB調査により声の把握を行った。

・若者世代

村内の18歳から39歳の若者を対象として、1,500件を郵送で配布回収した。なお、調査票にはQRコードを掲載し、WEB調査との併用で実施した。

③調査期間

令和6年12月

④回収状況

	配布件数	回収件数	回収率
小学生	204件	160件	78.4%
中学生	190件	145件	76.3%
高校生	809件	411件	50.8%
若者世代	1,500件	346件	23.1%
内WEB回答	—	149件	9.9%

(2)小学生の調査結果より

1. こんな場所があったらいいと思うもの
 - ・インターネットが自由に使える場所がほしい。
 - ・屋外でスポーツや体を動かせる場所。
 - ・屋内での遊び場。
 - ・気軽におしゃべりができる場所
 - ・自然体験ができる場所があればいい。
 - ・勉強や本が読める静かな場所。
2. 地域の生活で、不安や不満に感じるどころ
 - ・夜暗くて歩くのが怖い場所がある。
 - ・道路で、事故に遭いそうなどころがある。
 - ・近所に遊ぶ場所がない。
3. 国や社会(大人)が、子ども達のためにやったほうがいいと思うこと
 - ・いじめのない社会を作る。
 - ・すべての子どもを平等に扱う。
 - ・本当に困っているこどもの声に耳を傾ける。
 - ・高校や大学まで無料で教育を受けられる。

北中城村に何でもお願いできるとすれば、どのようなことをお願いしたいか

1. 遊び・娯楽の充実
 - ・遊園地をつくってほしいです
 - ・誰でも自由に遊べる屋内広場が欲しい
 - ・トランポリンやボールプールなどの楽しめる施設をつくってほしい
 - ・公園を増やしてほしい
2. 学校・教育環境の改善
 - ・学校の休み時間を増やしてほしい
 - ・宿題をなくしてほしい
 - ・せめて高校まで教育費を無料または半額にしてほしい
 - ・受験して入れる良い学校をつくって欲しい
3. 安全・防犯の強化
 - ・安全な村になるようにしてほしい
 - ・犯罪やいじめをなくしてほしいです
 - ・ポイ捨てを減らしたい
 - ・危ない、暗い道があるのもっと整備してほしい
4. 便利な生活環境の整備
 - ・コンビニとか店を増やしてほしいです
 - ・近くの公園に野球ができる広さがほしい(人工芝がいい)
 - ・坂道などをできるだけ登りやすくしてほしい
 - ・仲順にちょっとしたスーパーマーケットやバスケットリングのある公園が欲しいです。
 - ・色々な人が使える公衆トイレなどをつくってもらいたい。
5. イベント・地域活性化
 - ・もっと楽しいイベントがやりたい
 - ・スイーツフェスしたい
 - ・もっともっと楽しい北中にしてほしいです!
 - ・学校クリスマス祭り

6. 経済的支援・補助

- ・補助金をもっと出してほしい（最低で2万最高で10万）
- ・家賃がなくなって欲しい
- ・物の増税をやめてほしい

(3)中学生の調査結果より

1. こんな場所があったらいいと思うもの
 - ・インターネットが自由に使える場所がほしい。
 - ・屋内での遊び場。
 - ・屋外でスポーツや体を動かせる場所。
 - ・気軽におしゃべりができる場所
 - ・自然体験ができる場所があればいい。
 - ・勉強や本が読める静かな場所。
2. 地域の生活で、不安や不満に感じるどころ
 - ・夜暗くて歩くのが怖い場所がある。
 - ・道路で、事故に遭いそうなどころがある。
 - ・友達と遊ぶ場所がない。
3. 国や社会(大人)が、子ども達のためにやったほうがいいと思うこと
 - ・高校や大学まで無料で教育を受けられる。
 - ・いじめのない社会を作る。
 - ・こどものことを決めるとき、こどもの意見を聞く
 - ・本当に困っているこどもの声に耳を傾ける。

北中城村に何でもお願いできるとすれば、どのようなことをお願いしたいか

1. 遊び場や公共施設の充実

- ・遊べる施設や公園、バスケットコートを作ってほしい
- ・もっと遊べる場所を増やして欲しい
- ・ライカムみたいな大型ショッピングセンターを作ってほしい
- ・美術館などを見てみたい！
- ・遊園地を作ってほしい

2. 安全性の向上

- ・ライカム近くの道路は暗い道が多いから、もっと外灯を増やしてほしい
- ・細道に街灯をつけてほしい
- ・信号もう少し増やしてほしい
- ・琉球銀行からファミマへ渡る信号の時間を長くしてほしい。猛スピードで暴走する車を注意してほしい
- ・もっと防犯や安全を強化してほしい

3. 勉強や文化活動の支援

- ・自習室を作ってほしい。高校生みたいな文化祭をしたい
- ・勉強できる場所を増やしてほしい
- ・静かな小さなカフェや自習室を作ってほしい
- ・検定料を無料にしてほしい
- ・学校の費用を安くしてほしい

4. 交通とインフラの改善

- ・喜舎場の坂の歩道をもっと広くしてほしい
- ・バスを沖縄市くらいの分かりやすく大きくしてほしい
- ・島バスを増やしてほしい
- ・和仲トンネルの前の上の道を和仲トンネルの前から通れるような通路を作ってほしい
- ・インターネットの改善をしてほしい

5. 生活環境の向上

- ・お金をあまり使わないで遊べる場所を作ってほしい
- ・街灯を増やしてほしい
- ・学校とか家にいたくないときに入れる場所がほしい
- ・住める家を増やしてほしい
- ・地価を安くしてほしい

(4) 高校生への調査結果より

1. こんな場所があったらいいと思うもの

- ・屋内での遊び場。
- ・インターネットが自由に使える場所がほしい。
- ・屋外でスポーツや体を動かせる場所。
- ・気軽におしゃべりができる場所

2. 地域の生活で、不安や不満に感じるどころ

- ・夜暗くて歩くのが怖い場所がある。
- ・友達と遊ぶ場所がない。

3. 国や社会(大人)が、子ども達のためにやったほうがいいと思うこと

- ・高校や大学まで無料で教育を受けられる。
- ・本当に困っているこどもの声に耳を傾ける。
- ・いじめのない社会を作る。
- ・こどものことを決めるとき、こどもの意見を聞く。

4. 相談するとき最も相談しやすいと思う方法

- ・SNSやメールによる相談。
- ・電話での相談。
- ・オンラインでの相談。

5. 子どもを欲しくない理由（「将来、子どもが何人欲しいか」という設問で「子どもは欲しくない」と回答した人）

- ・子育てが不安だから
- ・お金がかかるから。
- ・好きなことができないから。

6. 夢や希望を叶えるために必要なこと

- ・仕事を成功させた人や夢を実現させた人の話を聞くこと
- ・仕事や夢に対する情報が得られること。
- ・職場見学や職場実習
- ・いろんな年齢の人達との交流ができること。

大人や家庭や学校や社会にしてもらいたいこと、言いたいこと、こどものために必要だと思うこと

1. こどもの意見を尊重

- ・こどもの意見を尊重する
- ・こどもの意見をしっかり聞くこと
- ・大人であろうとこどもであろうと議論は対等である
- ・こどもの意見も政治に反映して欲しい

2. 教育や学習

- ・進学支援や学習支援をもっと充実させてほしい
- ・学校のテストで成績を決めるとかじゃなく、将来役にたつお金を稼ぐ方法や政治の仕組みをもっと教えてほしい。
- ・英語をもっと喋れるようになる勉強法に変えて欲しい
- ・どんな仕事が合っているか、将来のことについて気軽に相談できる場をもっと作ってほしい。
- ・勉強する環境

3. お金や経済的支援

- ・給付金
- ・学費支援
- ・子どもや子育て世代が金銭的に不安感を感じて負担を強いられない制度を作れば、もっと社会が回ると思う

4. 生活環境

- ・子どもの住みやすい地域にする
- ・住みやすい場所と環境を作る
- ・安心して学べる場
- ・1人の空間は必要

5. 交通や公共サービスの充実

- ・バス無料!!!
- ・交通機関を増やしてほしい
- ・交通の便をもっと良くしてほしい。バスの本数、行き先を増やすなど
- ・高速の出口を混まないようにして欲しい

6. 子どもの遊び場や居場所の確保

- ・遊べる場所を増やして欲しい
- ・もっとお金のかからない遊ぶ場所が欲しい
- ・居場所の提供
- ・高校生が楽しめるようにする

7. 社会や大人の意識改革

- ・もっとほめてほしい
- ・自分が正しいと思っている大人が多い
- ・寛容に見守りながらしっかり注意できる大人を増やしてほしい

8. 政治や社会制度の見直し

- ・税金が高い割に昔よりも生活が厳しくなっているのをどうにかしてほしい
- ・消費税含めた減税、育休制度を活発にしてほしい
- ・政治家は早く若者がしてほしいことを考えてほしい
- ・政府の人間を若い人にする

(5)若者世代への調査結果より

1. 結婚したくない理由（「将来、結婚したいか」という設問で、「あまり結婚したくない」と回答した人）
 - ・ひとりの方が自由だから。
 - ・結婚に必要性を感じない。
 - ・経済的理由。
 - ・子育てに自信がない。
2. 結婚に関して、支援があったらいいと思うもの
 - ・子育てに関する支援。
 - ・住まいに関する支援。
 - ・仕事と家庭の両立ができる職場づくりを企業に働きかける。
 - ・結婚後の生活・子育てに係る費用などの情報提供。
3. こどもを欲しくない理由（「将来、こどもが何人欲しいか」という設問で「こどもは欲しくない」と回答した人）
 - ・自分の自由な時間がなくなる。
 - ・子育てに自信がない。
 - ・経済的負担が大きい。
 - ・仕事と子育ての両立が難しい
 - ・こどもがあまり好きではない
4. 欲しいこどもの数が理想より現実で少なくなる理由
 - ・子育てや教育にお金がかかりすぎる。
 - ・仕事と子育ての両立が難しい。
5. 相談するとき最も相談しやすいと思う方法
 - ・SNSやメールによる相談。
 - ・オンラインでの相談。
 - ・電話での相談。

若者のため、こどものため、子育てのために必要だと思うこと

1. 経済的支援・負担軽減

- ・子育てに関する助成金的なものを手厚く保障したり、遊ぶ場所を充実したりする必要があると思う。
- ・高校まで学費無償化や何割か負担などがあると良いと感じます。もしくは大学、専門学校まで。
- ・子どもが産まれたら10万円あげる。学童増やす、保育所を増やす、児童館をお昼時間も開ける。
- ・高い税金を払っています。それに見合ったパフォーマンスをしてください。
- ・学生には極力学費や材料費などの負担を減らすために支援をすべきです。

2. 保育・教育環境の整備

- ・待機児童数は増加傾向にあるので、保育士の待遇や新たな保育所の整備等が望まれる。
- ・認可保育園の充実（待機児童なし）学童の充実、無償化
- ・仕事をしていくうえで中途保育の受け入れの拡充、拡大と保育料の減額、免除（無償化）

3. 公共施設の整備

- ・公園や遊具をなくさないで、子どもがいつでも運動できる環境をつくる必要があります。
- ・公園をもっと増やしてほしい。
- ・子どもの送迎環境や交通のインフラを整えてほしい。

4. 子育て支援の拡充

- ・子育てや子どもの見守り、遊び場について自治会単位で希薄化している。
- ・今以上に子育てしやすい支援が必要だと思います！
- ・保育所に預けなくても子どもが産まれて数年は夫婦で子育てできるように、企業から時短勤務や週3～4日休みなど取り入れるように働きかける。

5. 学びや体験の場の提供

- ・不登校の児童が大人の意見に押しつぶされることなく、自分のやりたいことや将来の夢に向かって進むことができる環境が必要だと思います。
- ・職場体験。学習以外のキャリア教育。
- ・子どもの習い事に関する補助が出ると、教育格差是正に繋がると思う。
- ・図書館や本屋さんにはできる限り支援して、無くさないようにする方が良いと思います。
- ・意味がある学習（本人が勉強することを理解した教育機関）金銭的負担の軽減。

6. 情報提供・PRの強化

- ・支援等をもっと分かりやすくするべき。知らずに貰えてない人も多いのでは。
- ・実際に政策を制定する立場の人がアンケート調査等の回数増や北中城村の地域の活動（雑誌およびインターネット等）のPRを見かける機会が少ない。
- ・教育策についても教育委員会や父母教師会といった機関は不透明感があるため不信感につながるのので、施策をしっかりしたPRと見える化を行うべきだと思う。
- ・北中城村で若者・子ども・子育ての支援を独自に編み出していくこともいいと思いますが、他市町村の支援の取り組みなども調査・分析して支援していくやり方も一つの方法かなと思っています。

7. 働き方・雇用の改善

- ・賃金を上げることで、若者も満足した生活を送れるし子育てもしやすくなると思う。
- ・ADHD や発達障害がある人でも、北中城で週3回、1日4時間ほど働けるバイトがあればいいと思う。
- ・子どもが産まれて数年は夫婦で子育てできるように企業から時短勤務するよう働きかける。
- ・本土と同等な企業の誘致。

8. 安全・安心な生活環境の整備

- ・事故、事件がない安心なまちだと不安なく子育てできると思う。
- ・遠い区域から学校に通う子のために通学路を整備してあげるといいと思う。
- ・ライカム地区住宅地内にカーブミラーが必要。
- ・街灯を増やす。公道の整備。
- ・道路標示が消えかかっているところが多く、車の運転が怖い。

第3章 第2期計画の実施状況

＝第2期計画の基本目標＝

- 目標1：ニーズに対応した受け入れ体制の整備
- 目標2：教育・保育等の質の確保と向上
- 目標3：安心して子どもを産み育てるための支援充実
- 目標4：要保護児童への支援充実

第2期計画では、上記の目標を掲げ、様々な取組を行ってきました。目標1から目標4までの項目を、点検1から点検4として、各施策の現状や課題を取りまとめました。

点検1. ニーズに対応した受け入れ体制の整備

(1)教育・保育施設等の円滑な利用の確保

①保育施設の受け入れ体制の拡充

- ・第2期計画期間においては、教育・保育施設での受け入れ体制充実を図るため、令和3年度に認可保育所1施設、令和5年度に小規模保育施設を新設したほか、認可保育所から認定こども園への移行を3施設実施しました。
- ・受け入れ体制の拡充により、2号認定、3号認定の定員は、令和2年度の568人から令和6年度674人へと106人増加しました。
- 令和6年4月1日時点の待機児童数は14人となっています。また、一部保育施設においては、保育士不足による定員割れが発生しています。
- 潜在的保育ニーズを把握し、施設整備について再検討を行うほか、保育士確保・定着支援の内容を見直し、効果的な方法を検討する必要があります。

②公立幼稚園における保育の拡充

- 公立幼稚園では年々利用園児数が減少していました。
「働きながらも幼稚園に通わせたい」といった声もあり、幼稚園における幼児教育と、保育所における乳幼児保育の機能を統合し、令和7年4月1日より公立認定こども園に移行しました。

③公立認定こども園における幼稚園型の一時預かりの拡充

- ・公立認定こども園では、令和6年度まで公立幼稚園で実施していた午後の預かり保育(幼稚園型の一時預かり)を引き続き実施しています。預かり時間は18時までとしています。
- 公立幼稚園で幼稚園型の一時預かりを実施していた際に、預かり保育利用保護者から運営改善についての要望はなかったが、利用を検討する段階で(申込前)、預かり保育時間の延長や土曜日も預かり保育を実施してほしいとの要望がありました。公立認定こども園移行後も保育実施時間、提供日については、引き続き検討が必要です。
- 公立認定こども園では、2号認定は延長保育事業で対応することとなります。1号認定については、一時預かりの終了時間を18:30までとするよう、検討する必要があります。

(2)こどもの居場所づくり

①新・放課後子ども総合プランの推進

①-1 放課後児童クラブの充実

- ・放課後児童クラブの待機児童解消のため、令和2年度、令和5年度に新規クラブを開所しましたが、依然として待機が発生していたため、令和7年度にも新規クラブを開所しています。
- ・R4年から放課後児童クラブ巡回支援事業を委託契約しており、学童クラブの適切な職員配置や会計処理等に係る全体説明会及び研修会を実施し、クラブの質の向上を図っています。また、本事業の中で保護者負担軽減のため、入所関係書類の統一化を実施しました。
- 公的施設が北中城小学校区内にないため、受け皿の確保が必要となっています。
- 放課後児童クラブの保育の質の向上や適切な職員配置、会計処理などを助言・指導していく必要があります。

①-2 放課後子ども教室の実施

- ・放課後子ども教室は、村内の小学校2校(村内全校)で実施しています。
- ・各学校内の空き教室を利用し、地域ボランティアの協力のもと、学習支援や工作、自由遊び等を実施しました。
- ・夏休み期間中においては、高校生や大学生に協力してもらい、「夏休み宿題たすけ隊」として学習支援を実施しました。
- 放課後子ども教室の活動内容について、さらなる充実化を図る必要があります。
- 地域コーディネーター等が研修を定期的に受け、資質向上を図る必要があります。

①-3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型での実施検討

- ・小学校2校中、一体型または連携型を実施している学校はありません。
- 一体型または連携型にすることにより利用者の増加が見込まれますが、その規模に見合う実施場所の確保が困難な状況にあります。
- 学校、放課後児童クラブ等と協議し、余裕教室の確保に努める必要があります。

②地域における居場所の確保、充実

- ・県事業であり中央公民館で実施されている無料塾の情報提供をすることで、放課後の子どもの居場所を確保・充実を図ってきました。
- 必要な方に必要な情報を速やかに伝えていく必要があります。

③児童館の活動の充実

- ・仲順、島袋児童館の村内外の保護者たちが、サークル活動を通じて児童館のイベント等ボランティア活動を行っています。
- ・コロナ禍により、活動が制限された時期もありましたが、多くのクラブで活動を継続できています。
- ・空手クラブ、母親クラブ、中高生タイムなど、児童館ごとに様々な取り組みを行っています。
- 施設の老朽化や、東海岸地区に1箇所児童館の開設が課題となっています。
- 放課後児童クラブの機能を持つ児童館の建設も視野にいれ、北中城小学校、島袋小学校区内での新たな公的施設の建設を検討する必要があります。

④中央公民館の活動の充実

- ・子どもたちが楽しく過ごせるため、各種イベントを子どもたちと協働で実施し、意見を取り入れながら講座の開催を図っています。
- ・各種講座やサークルに多くの児童が参加し、様々な体験や学習を通して、子どもの居場所づくりに寄与しました。また、新規サークル(フラダンスサークル)も立ち上がり、より一層子ども達の活動場所として、中央公民館の活動の充実を図ることができました。
- ダンスサークルは利用希望者が定員を超過している状況です。また、大人向けのサークルも多数あり、場所の確保や講師の確保が課題となっています。
- 中央公民館内の各施設の利用について各団体と協議し、子どもたちのサークル活動のさらなる充実化を図る必要があります。

点検2. 教育・保育等の質の確保と向上

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

- ・本村では、認可保育所から私立認定こども園への移行を行ってきました。（令和2年度1施設、令和4年度2施設、令和6年度1施設）
- ・私立認定こども園が村内に増え、令和7年4月現在、5施設となっています。保護者の就労状況に関わらず、こどもたちが教育・保育を継続して受けられる仕組みが広がってきています。
- 待機児童数は未だ改善されていないため、整備量の確保について検討を継続する必要があります。
- ニーズ調査及び人口推計を踏まえて、今後の見込み量を算出し、整備量を検討する必要があります。

② 教育・保育の質の確保

- ・令和5年度より、施設長会議を立ち上げ、研修会を実施しています。また、施設職員を対象とした交通安全研修会を毎年1回実施しています。
- ・確認監査、施設監査等についても定期的にも実施しています(中部広域市町村圏事務組合への委託により実施)。
- 研修会については、村内教育・保育施設より、内容や回数を充実してほしいとの要望があります。
- 研修会を定期的にも開催できるように努め、教育・保育の質の確保を図る必要があります。

③ 保幼小連携の推進

③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続

- ・小学校への円滑な接続を行うにあたり、教育・保育施設長会議や職員間の相互理解の場の確保などを行っています。
- ・保育所・幼稚園等と小学校との交流活動により、幼稚園訪問や5年生との交流などを行っています。
- ・職員間の相互理解の場の確保、保育要録・指導要録等の確実な引継ぎと情報共有を行っています。
- すべての教育・保育施設(公立、私立、認可外保育施設)が連携する組織づくりを行い、こどもの育ちをしっかりと小学校へつないでいけるように図る必要があります。
- 沖縄県の作成する「黄金っ子架け橋サポートガイド」等を活用しながら架け橋期のカリキュラムを進めていく必要があります。

③-2 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

・地域型保育事業は村内に3施設設置されています。(事業所内保育事業所1か所、小規模保育事業2か所)すべての施設において連携施設が確保されており、3歳からの移行が概ね円滑に行われています。

- 連携施設で受け入れができなかったケースがあり、課題となっています。
- 連携施設の待機状況等によっては受け入れが難しい場合も想定されるため、その場合は他の教育・保育施設への入園も検討しつつ、受け皿の確保に努める必要があります。

④幼児教育アドバイザーの配置

・幼児教育の専門的なアドバイザーの活用は未実施であったが、村の指導主事及び幼稚園が、中城村と共同で幼児教育の研修を行い、教育・保育の資質向上に努めました。

- 村内の幼児教育施設を巡回して指導を行うには、専門的な知見や実践経験を有するアドバイザーが必要です。幼児教育アドバイザーの配置に努める必要があります。

⑤帰国・外国人幼児への支援・配慮

・公立教育・保育施設において、毎年、外国籍の幼児を受け入れています。(日本語が話せない世帯は世話人の確保を依頼)

・翻訳機購入に係る費用の補助を行い、令和5年度には私立認定こども園1か所に提供しています。

- 日本語が話せない世帯の受け入れについては課題が多く、公立園が担うことが多いです。すべての希望施設で受け入れが行えるよう、補助事業の見直しも含め、施設に対する支援方法を検討する必要があります。

(2)人材の確保の推進

①保育士の確保

・保育士確保・定着支援を行う目的で、保育士処遇改善事業、保育士正規職員雇用支援事業、保育士負担軽減事業、宿舍借り上げ事業、県外保育士誘致支援事業、保育士特別配置等支援事業、障害児保育支援員配置支援事業といった補助事業を活用しています。

・合同の就職説明会等については未実施となっています。

- 保育士不足でこどもの受け入れができず、規定の定員に満たない教育・保育施設が一部存在する状況にあります。
- 保育士確保・定着支援については、各教育・保育施設における課題を分析しつつ内容を検討する必要があります。補助事業以外の支援の必要性についても検討する必要があります。

②幼稚園教諭の確保

- ・幼稚園教諭の確保については、退職者がいないため、未実施となっています。
- ・令和6年度は、公立幼稚園から公立保育所へ2名を派遣、公立保育所からは1名を受け入れ、人事交流を行いました。
- 公立認定こども園の安定的な運営に向け、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有している保育教諭を採用する必要があります。

③放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童支援員の確保及び資質向上

- ・放課後児童支援員認定資格研修を積極的に周知し、各クラブの放課後児童支援員確保を支援しました。
- ・中部圏域において、放課後児童支援員資質向上研修を実施しており、参加を促しました。
- ・放課後児童クラブ巡回支援事業において、村独自の研修、説明会等やクラブ巡回を実施しました。
- ・クラブからの要望に応じ、暫定的な人材確保のための情報提供を行いました。
- 放課後児童支援員の確保・雇用の継続のため、各種補助金の活用や各クラブが適切に補助金運営できるよう指導・監督していく必要があります。
- ・資質向上研修受講を補助金の要件等にすることで、引き続き受講者の確保に努める必要があります。
- ・巡回事業を継続することで、直接クラブを巡回し、より専門的な目線で各クラブを指導・監督し、資質向上を図る必要があります。

③-2 放課後子ども教室のコーディネーター及び地域人材の確保

- ・こどもたちの自主的な活動(学習・遊び等)をとおして、相互の関係を広げ豊かな放課後の環境づくりを推進するため、地域コーディネーターと連携を図り、地域ボランティア等の確保に努めています。
- ・令和2年度から令和4年度は新型コロナの影響により未実施となっています。
- 今後も継続して地域住民や学生ボランティアと連携を図り、人材を確保できるかが課題です。地域コーディネーターと連携し、継続して人材の確保ができるよう努める必要があります。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

- ・まかせて会員の確保のため、年2回養成講座を実施しています。
- ・各町村において、養成講座の広報誌、HP掲載、横断幕設置等で広報・周知を実施しています。
- まかせて会員は微増傾向(R2.4月77名→R6.4月86名)ですが、おまかせ会員の人数が少しずつでも確保できるように努める必要があります。
- さらなる周知を図るため、養成講座の開催方法の変更なども検討する必要があります。

点検3. 安心してこどもを産み育てるための支援充実

(1)子育て支援ネットワークの構築

①地域子育て支援ネットワークづくり

- ・地域子育て支援ネットワーク連絡会は設置していないが、北中城村にて子育て支援に係る北中城村子育て支援センター、児童館、子育てサロンにおいて構成されている黄金(くがに)わらび会があります。
- ・また、必要に応じ子育て支援に係る関係課や小中学校、放課後児童クラブ等と連携し、適時会議を開催しています。
- 必要な際にコミュニケーションが取れるよう、子育て支援に係る関係各課や団体との継続的な繋がりが重要です。

(2)集い、交流による子育て支援の充実

①地域子育て支援センターの充実

- ・地域子育て支援センターは、現在1か所設置されています。利用者に対する子育て相談や情報提供を行っています。また、不定期での子育て講座等を実施しています。
- ・月1回、心理士による発達相談を実施し、育児不安への支援を行っています。
- ・児童館、子育てサロンと合同で家庭保育の親子の元気っこ運動会を開催しています。
- より充実した内容にするため、親子遠足や交流イベント等の実施を検討する必要があります。
- 駐車場が限られているため、子育て講座やイベントの開催方法等を検討し、参加しやすい環境づくりを図る必要があります。
- 子育てサロンの参加者が年々減少しているため、サロンと地域子育て支援センターの連携も必要です。

②児童館の子育て機能の充実

- ・子育て中の親子が気軽に訪れ、交流や軽スポーツその他の活動を通して、心身のリフレッシュが図れるよう「母親クラブ」や「幼児クラブ」などの活動支援を行っています。
- ・母親クラブは活動が充実していますが、幼児クラブは参加者減少のため、活動を中断しています。
- ・児童館を開催場所として、子育ての悩みを抱えている人の新たな交流の場が不定期開催されています。
- 新たなクラブ会員確保のため、児童館だよりのみならず村広報誌を活用し、クラブの活動を積極的にPRしていく必要があります。
- 幼児クラブについては、時代のニーズを踏まえ、今後の在り方を検討する必要があります。
- 新規クラブ等の活動支援、継続のため、クラブからの求めに応じて、必要な支援の実施を図っていく必要があります。

③あやかりの杜(村立図書館)を活用した活動の推進

- ・図書館機能のほか、研修室・工芸室等の諸室を有するスコーレ機能、宿泊が可能なドミトリ一機能、野外活動広場機能の4つの機能を併せ持った生涯学習施設を活用し、様々な体験活動を推進しています。
 - ・「親子シーサーづくり」や「ファミリーキャンプ」など、各種施設を活用し様々な体験を提供してきました。
 - ・毎週水曜日に、乳児連れでも気兼ねなく図書館で過ごせるよう「赤ちゃんタイム」を実施しました。
- 施設の老朽化に伴い安全面での配慮が必要です。

(3)相談、情報提供の充実

①相談機能の充実

①-1 関係機関等による各種相談の充実

- ・行政、保育所、認定こども園、学校等、関係機関が情報の共有を行い、地域における子育て相談の強化に努めています。
 - ・令和5年度から教育・保育施設長、小学校長、行政担当(教育委員会、児童福祉部局)が一同に集う「教育・保育施設長会議」を開催し、連携を図っています。
 - ・令和4年度から放課後児童クラブの全体説明会、研修会等を実施し、各クラブが一同に集う場を設けています。
- 各会議とも継続的な開催が必要です。

①-2 利用者支援事業の実施

- ・令和4年に子育て世代包括支援センターを設置し、基本型で利用者支援事業を実施しています。
 - ・専任の保健師が妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。
 - ・妊娠届け時の面談から伴走型支援による相談、助言、指導を行っています。
 - ・母子保健型の利用者支援事業を行う地区担当保健師とのコーディネート機能を子育て世代包括支援センターが担い、医療、療育、保育等サービスの相談に対応しています。
- 健診未受診や訪問拒否、家庭保育など把握しづらい児への対応について検討が必要です。
- こども未来課、教育委員会、医療機関等との情報共有、連携が必要です。また、母子保健推進員、民生委員・児童委員等の地域人材との連携も必要です。

②情報提供の充実

②-1 周知・広報の強化

- ・各種情報を村ホームページや広報誌に掲載しています。また、LINEを活用した情報提供、チラシ、ポスターの掲示・配布を行っています。
- 利用者のニーズにあわせた情報提供が必要です。現状の対応を継続しつつ、LINE活用をさらに推進していくなど、情報提供の方法を検討していく必要があります。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

- ・行政からの直接の情報発信のみならず、地域の民生委員・児童委員、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報を速やかに発信するよう努めています。
- ・必要の際は、行政から各種団体や関係機関に依頼し、必要な方へ情報が届くよう情報発信を行っています。
- 必要な情報が提供できるよう、関係機関との情報共有を図りながらの情報発信に努める必要があります。

②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

- ・乳幼児健診の場など、母子保健に関する相談に応じる中で、関係機関とも連携し、子育て支援や福祉等に関する情報提供も行っています。
- 母子保健、福祉、保育、教育、こどもに関係するサービス、窓口等を住民が自ら調べられる一括ツールやサービス事業一覧などの作成が必要です。

(4)母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

①安全な妊娠、出産、育児への支援

①-1 母子健康包括支援センターの整備

- ・令和4年9月、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことを目的として、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師兼助産師を配置して母子保健のコーディネート機能を担っています。
- ハイリスク妊産婦への支援に人員と時間を要することが課題となっています。
- 母子保健機能と福祉的機能を一体化したこども家庭センターの設置に努める必要があります。

①-2 親子健康手帳交付時の指導

- ・妊娠届出時に、親子健康手帳を活用して子育て世代包括支援センターの保健師と栄養士による全数面接を実施しています。
- ・妊娠、出産、育児に関し保健指導、相談に応じ情報提供等の支援を実施しています。
- 今後も、現在の取り組みを継続していく必要があります。

①-3 妊婦健康診査の推進

- ・妊婦健康診査結果、医療機関からの地域支援連絡票等からリスクマネジメントを行い、訪問や面談、電話連絡などで保健指導を実施しています。
- ・親子健康手帳発行を予約制にし、1人あたり1時間をかけて子育て世代包括支援センターの保健師、栄養士が面談し保健指導を行っています。
- 今後も現在の取組を継続していく必要があります。

①-4 妊婦訪問指導の推進

- ・親子健康手帳交付時のアンケート、妊婦健康診査結果、医療機関からの地域支援連絡票等からリスクマネジメントを行い、訪問や面談、電話連絡などで保健指導を実施しています。
- ・伴走型支援で、妊娠7～8か月でアンケートを実施し、妊婦訪問や面談、電話を通し保健指導を行っています。
- 助産師による妊婦訪問を行うなど、取組の充実が必要です。

①-5 新生児訪問指導の推進

- ・出産後全産婦に対して助産師による訪問指導を案内しています。
- ・助産師が個別に訪問することで必要な保健指導が受けられ、母子の安心につながっています。その後は、地区担当保健師による2ヶ月訪問、母子保健推進員によるこんにちは赤ちゃん訪問につながっています。
- 新生児訪問指導を断る母子がいます。
- 軍施設内に居住の場合、訪問が不可能となっているため、電話や役場庁舎で面談を実施するなど取り組みの工夫が必要です。

①-6 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進

- ・子育ての不安や子育ての孤立化をなくし、健やかに子育てができる環境を整えるために、生後4ヵ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問しています。
- ・母親への相談助言や情報の提供及び支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけます。
- ・何度訪問しても会えない家庭については、保健師による訪問や乳幼児健康診査及び他の課と

連携して、家庭や子育ての状況把握を行っています。

- 訪問のアポイントの段階から連絡がつかなかったり、登録している住所に居住実態がないなどの理由で訪問ができない家庭が年間5件程度あります。

①-7 養育支援訪問事業等の推進

- ・乳幼児健診等により把握された養育困難家庭等に対する訪問により、育児・家事の援助又は養育に関する指導助言等を行っています。家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るために取り組んでいます。
- ・令和6年度からは養育に関する専門的指導助言は「養育支援訪問事業」、育児・家事援助は「子育て世帯訪問支援事業」として実施しています。
- 子育て世帯訪問支援員の高齢化やニーズに即した人材の確保が課題となっています。新たな養育支援訪問員を確保するため、母子保健推進員など関係団体や地域への周知を図る必要があります。

①-8 マタニティ教室の推進

- ・令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、これまで医療機関で実施されていたマタニティ教室の開催が困難になり、開催曜日、場所、プログラム内容を変更して開催してきました。
- ・令和6年度、医療機関での教室が再開されました。土曜日開催の沐浴・育児編は参加が多く、父親に育児実践、妊婦模擬体験を実施しました。
- 開催日程が年6回しかなく、より個別に対応した事業を検討する必要があります。

①-9 離乳食実習の推進

- ・乳幼児の発育状況に応じた適切な離乳食をすすめるために、生後3～6か月の乳児の保護者を対象に離乳食実習を開催しています。
- ・与える食品の種類や調理形態を学んでもらうとともに、必要な助言・指導を行っています。
- ・毎月1回、地域子育て支援センターで定期開催される身体計測に栄養士、保健師、助産師が出向き相談対応していますが、中でも離乳食に関する相談が多くなっています。
- 以前は栄養士を外部委託で運営していましたが、令和4年度より内部の栄養士を1名配置して対応しています。外部委託できる部分の検討が必要です。

①-10 母子保健推進員の活動推進

- ・母子保健における様々な事業をサポートし、事業の円滑な実施が図れるよう母子保健推進員の活用を推進しています。
- 母子保健推進員の確保は年々難しくなっています。そこで、仕事の魅力や意義をアピールすることで、興味を持つ人を増やす必要があります。

①-11 子ども医療費助成事業の推進

- ・乳幼児を中心としたこどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全育成を図るために、今後も医療費を助成(0歳児から15歳まで通院・入院費無料)を実施しています。
- 対象年齢を18歳とする更なる拡充を検討する必要があります。

②子どもの健康支援

②-1 乳幼児健康診査の推進

- ・乳幼児の疾病や異常を早期に発見し、早期の療育や相談・指導等適切な支援を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達を支えていくために、乳児一般健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。未受診者に対しては、母子保健推進員による訪問活動を継続し、受診勧奨をしています。
- 事前の通知や未受診者の受診勧奨など健診受診の機会確保に努めているが、少数ではあるが、医療機関や保育所での受診を理由に未受診の児がいる。乳幼児健診は赤ちゃんや児の健康状態を確認する重要な機会であることを周知徹底することが必要です。

②-2 歯科健診の推進

- ・幼児のむし歯予防等のために、1歳6ヵ月児健康診査や3歳児健康診査で歯科健診を行っています。
- ・1歳児及び2歳半児の歯科健診を実施しています。
- 乳幼児健診(乳児健診、1歳6ヵ月健診、3歳児健診)に比べ受診率が低いほか、3歳児健診でのう歯罹患率が県平均に比べ高い状況にあります。
- 1歳児及び2歳半児歯科健診の必要性の周知徹底を行い、健診受診率の向上を図る必要があります。
- むし歯のない子の表彰式開催など、口腔衛生に関する意識の普及につなげることも必要です。

②-3 予防接種の推進

- ・乳幼児、学童期等の感染症を予防するため、定期予防接種の無料化や個別通知、ハガキ等による未接種者への勧奨を実施しています。
- ・母子保健事業やSNS広報媒体を通じた接種勧奨及び保育所、認定こども園、学校等と連携した接種勧奨を行い、接種率の向上を図っています。
- ・水痘予防接種の無料化実施しています。
- 0歳の時期に受ける接種回数が多いので、生後9~10か月の時期に受け忘れが見られます。
- 予防接種を希望しない方への対応、把握が必要です。

③食育の推進

③-1 保育所(園)・幼稚園における食育の推進

- ・公立認定こども園では、これまで公立保育所と公立幼稚園で取り組んできた食育を引き続き推進していきます。取り組みの例として、下記の内容があげられます。
- ・夏場と冬場の年2回、園庭で育てた野菜を収穫し、調理して食べる体験学習を行います。また、栄養士による講話、栄養バランスの良い食事について資料配布を行います。その他、栄養バランスのよい食事のとり方について、親子で学習する機会を提供していきます。
- ・食事マナーの指導については、給食時間を活用し年間を通して実施します。
- ・小学校入学に向け、おはしの持ち方指導等を行います。ご家庭で準備していただく月1回のお弁当会を通じて、先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつよう取り組みます。
- 農作物の育て方等、職員に対する技術的指導が必要です。地元農家との連携を持ち、地産地消や地域での収穫体験をとoshi、効果的な食育を目指す必要があります。

③-2 小学校における食育の推進

- ・学校経営計画の中で「食育指導全体計画」や「給食指導年間計画」を策定し、計画的に食育を進め、栄養教諭を活用した食育を行っています。また、毎月の献立を配布し、家庭でも給食に対する関心を持ってもらうように努めています。
- 学校給食について、残食が多くあり、献立により差があるので、食品ロス(食べ残し)を減らす必要があります。調理方法や味付け、組み合わせなどを工夫し、子ども達がしっかり食べてもらう献立をつくる必要があります。

③-3 食育連携体制の構築

- ・公立認定こども園において農林水産課や学校給食共同調理場等と連絡を取り合い、食物の植え付けから収穫、食育学習会の実施について連携を図っていきます。
- ・小学校の給食では、村の特産品であるアーサなどを学校給食に取り入れるなど、地産地消に取り組んでいます。
- 学校と学校給食共同調理場と庁内関係課など個々で食育を進めている状況です。関係機関が連携した連携推進体制の構築が必要なのか検討する必要があります。

点検4. 要保護児童への支援充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 要保護児童対策地域協議会の活動の充実

- ・ 要保護児童への適切な支援を図るために、要保護児童対策地域協議会において、庁内関係課をはじめ、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者等が、要保護児童に関する情報の交換及び適切な連携を図っています。
- 各種機関との連携を維持する必要があります。
- 継続的に講演会、CAPワークショップ等を開催していき、関係者の理解度の深めていく必要があります。

② 虐待の早期発見の向上

- ・ 母子保健担当部署、保育園、認定こども園、学校等の各機関と連携し、虐待の早期発見の向上、児童や保護者への適切な対応に努めています。
- ・ 家庭児童相談員の相談機能や地域への虐待防止の広報啓発を強化し、虐待の早期発見を図っています。
- 要保護児童対策地域協議会の会議なども活用し、引き続き関係機関と連携していく必要があります。
- ポスター掲示やパネル展示のみならず、HP掲載や村広報掲載などもの活用も検討し、虐待防止の周知・広報を図る必要があります。

③ 子ども家庭総合支援拠点の設置

- ・ コロナ禍への対応、相談員不足等により、子ども家庭総合支援拠点の設置は達成できなかったが、令和4年度より健康保険課(子育て世代包括支援センター)、福祉課(現こども未来課)との合同会議を毎月実施し、切れ目のない支援の機能強化を図ることができた。
- 「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を担う「こども家庭センター」を設置し、さらなる連携を図る必要があります。

(2) ひとり親家庭の支援の充実

① 母子・父子家庭医療費助成

- ・ ひとり親家庭の負担軽減として、母子・父子家庭医療費助成を実施しています。
- ・ 令和6年度に、対象を養育者本人まで拡充することができ、養育者世帯の負担軽減を図っています。
- 必要な方に情報が行き届くよう周知方法を検討していく必要があります。

②児童扶養手当の支給

- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう、手当の支給を実施しています。
- ・聞き取りや家庭訪問など民生委員・児童委員と連携して適切な支給を行いました。
- 必要な方に情報が行き届くよう周知方法を検討していく必要があります。

③保育所優先入所推進

- ・母子・父子家庭等への優先入所を行っています。
- 今後も継続していく必要があります。

④ひとり親家庭等ファミサポ利用支援事業の推進

- ・ひとり親家庭の負担軽減のために、ファミリーサポートセンター利用の「支援チケット」を発行しています。
- 必要な方に情報が行き届くよう周知方法を検討していく必要があります。

(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

①健診による障がいの早期発見の推進

- ・乳幼児健康診査において、乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見するとともに、治療・療育について、関係機関との連携を図りながら、適切なサービスにつなげるよう取り組んでいます。
- ・発達に関する相談では、心理相談、ことばの相談、フォローアップの親子教室を開催しています。
- 健診後にフォローや相談、支援が必要な場合でも、保護者の理解が得られずアプローチが困難な場合があります。
- 保育園、こども未来課、福祉課等関係機関と情報共有、連携を強化し、適切に支援、サービスにつなげるよう健診後のフォローを切れ目なく実施する必要があります。

②健診後親子教室(事後教室)の推進

- ・発達が気になる子の経過観察を行い、必要に応じて療育機関・医療機関等の提供するサービスにつなげるよう支援しています。
- ・心理相談、ことばの相談など相談できる場を確保しています。
- 教室終了後に支援が必要な児、保護者が次のサービスにつながらないことがあります。
- 保護者に、特性理解や支援、サービス等の情報提供ができる体制が必要です。健康保険課、

福祉課、こども未来課が連携し総合的に支援できる体制をつくる必要があります。

- 教室終了の目安は6回ですが、必要に応じて参加回数が増減できるよう、個々の状況にあった適切な支援を行う必要があります。

③障がい児通所支援のサービス利用の促進

- ・窓口相談に訪れたサービス利用希望者に対し、福祉サービスやサービスの利用方法等の案内を行っています。
- ・関係機関とも連携・情報共有し、希望者に対しサービスの利用案内を行うことで、サポートが必要な子に必要な支援が行き届くように努めています。
- サービスの利用が必要であると思われる子であっても、子の保護者からのサービス利用相談等がない場合はサービスの利用につながらないことがあります。
- 必要な子に必要な支援が行き届くよう、他課や関係機関等との情報共有を引き続き行い、適切なサービスの利用案内等に努める必要があります。

④保育施設における特別支援保育の充実

- ・特別支援保育の充実のため、私立認可保育施設に対し、加配保育士を配置するための人件費を補助しています。
- ・認可外保育施設については、令和5年度より新設された「障害児保育に係る保育費の補助(新すこやか保育事業)」を活用し、申請のあった施設に対し人件費を補助しています。
- ・臨床心理士等による巡回相談については、令和5年度より認可外保育施設も対象施設とし支援を拡充しました。
- 保育従事者の不足により、必要な加配保育士等の確保ができず、待機となる子もいます。特に認可外保育施設においては特別支援保育に係る負担が大きいです。
- 保育従事者の確保や働きやすい環境づくり(研修や連携強化等)が必要です。
- 保育従事者人件費補助の見直しや関係機関との連携も含めた支援体制の見直しなども努める必要があります。

⑤地域子育て支援センターの発達相談支援の実施

- ・地域子育て支援センターにおいて、障がいのある子や発達が気になる子の保護者の相談に対応するとともに、関係機関や専門家等と連携した支援を行っています(心理士による発達相談(月1回))。
- 月に1度の開催であるため、相談を受けるタイミングが遅れてしまうことがあります。
- 必要な方に情報が行き届くよう周知方法を検討する必要があります。
- 日頃から、センター利用者と積極的にコミュニケーションをとることで、相談しやすい雰囲気づくりをおこなうなど工夫が必要です。

⑥療育の連続性の充実

- ・ 保育所や認定こども園等から小学校への療育支援のつなぎについては、主に入園入学前に保幼小間で個別に行われています。
- ・ 保幼小間での連続した一貫性のある指導・支援を目指し、関係機関で情報交換等の連携を行っています。
- ・ 障害児通所等の障害福祉サービスと保育園、小学校等との一貫性のある支援を実施するため、障害福祉サービスを利用している子の情報を関係課で共有しています。
- 連携が効果的なものとなっているかについて、評価を継続的に実施する必要があります。施設長会議等を活用し、支援が必要な子の連携の在り方について評価するなど検討が必要です。
- 関係課や関係機関での情報交換・共有を引き続き行うことで、障害福祉サービスと学校との一貫性のある支援・指導を行うように努める必要があります。

⑦特別支援教育の充実

- ・ 各校へ特別支援教育支援員を派遣し、障がい児の支援を行っています。また、医療的ケアが必要な児童の受入れを行っています。
- ・ 「保育所等訪問支援(障害児通所サービス)」等の利用を促進し、障がい児の通常学級との交流を行うことで、インクルーシブ教育の充実を図っています。
- 特別支援教育支援員を各学校へ派遣する基準が明確ではないため、基準を定めて派遣する人数を精査する必要があります。
- 引き続き、保育所等訪問支援等を通じて障がい児の地域社会への参加を推進する体制の構築を図る必要があります。
- 保育所等訪問支援の実施に関し、学校側との事前調整を円滑に行えるように取り組む必要があります。

⑧教育支援の推進

- ・ 各校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内での相談・調整を行っています。
- ・ 担任や保護者による相談を校内教育支援委員会で受け、その後に北中城村教育支援委員会による保護者との教育相談や専門家の意見も踏まえて教育支援を行っています。
- ・ 村内保育所・幼稚園等では、就学相談への対応を行っています。
- 学校生活におけるさまざま問題について、アセスメント・カウンセリングが日常的に必要であり、専属の心理士を確保し、手軽に相談できる体制の構築が必要です。

⑨発達支援の拠点整備

- ・ 発達支援の拠点となる「児童発達支援センター」は、令和6年度現在、未設置となっています。
- 児童発達支援センターの村単独での設置は厳しいため、障害児通所事業所、障害児相談支援

事業所その他関係機関との協力体制の構築に取り組むことで、支援が必要な子のサポート体制を整える必要があります。

⑩医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- ・医療的ケア児の支援のため、村地域自立支援協議会を協議の場とし、各関係機関の連携を図っています。
- 今後、村内の医療的ケア児が増加した場合の対応方法について、さらなる検討が必要です。
- 医療的ケア児の支援体制を検討するため、引き続き地域自立支援協議会を協議の場として関係機関との情報共有に努めることが必要です。

(4)こどもの貧困対策の充実

①生活困窮世帯の子の居場所づくり

- ・生活困窮世帯の子の支援のため、児童館において食事の提供を行っているほか、拠点型こどもの居場所運営事業において、困難を抱える世帯のこどもの「第三の居場所(家庭や学校以外の居場所)」を確保しています。
- ・支援対象児童等見守り強化事業において、食事の提供等アウトリーチによる支援を行っています。
- 拠点型こどもの居場所運営事業、支援対象児童等見守り強化事業ともに、利用者との丁寧な信頼関係の構築が必要です。
- 短期的な支援でなく、長期的な支援が必要です。
- こどものみならず世帯全体への支援が必要です。
- 適切な支援を行うため、関係者間での情報共有が必要です。

②生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり

- ・ネットワークづくりのための会議(要保護児童対策協議会)を開催しています。
- 一過性のものでなく、継続的にネットワークづくりを図っていくことが必要です。

③就学援助制度の周知・普及

- ・就学援助制度について、村の広報誌、ホームページ、学校だよりなどによる周知をおこなっています。
- 就学支援制度については周知が図られてきていますが、新たに入学する新一年生への周知が必要であり、引き続き様々な手段により周知を行って行く必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

○本計画は、こども基本法及びこども大綱を踏まえ、こども・若者が個人として尊重され、また基本的人権が守られ、差別的な扱いをされないように権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活ができる社会の実現、及び、子育てに喜びを実感できる社会の実現を目指します。このため、本計画では以下の基本理念を掲げ、取組を推進します。

基本理念

こども・若者が未来に夢を持ちながら
幸福な生活を実感できるむら 北中城

2. 計画の基本目標

= 基本目標 =

基本目標1：こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり

基本目標2：多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

基本目標3：こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

基本目標4：多様な環境にあるこどもへの支援

基本目標5：こどもの成長段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実

基本目標6：若者世代が安心して暮らせる環境づくり

基本目標7：子育て家庭への支援の充実

基本目標8：こども施策を推進するために必要な事項の充実

3. 施策の体系

基本目標 1：こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり

- (1)こども・若者が権利の主体であることへの理解促進と普及啓発
- (2)こども・若者の参画機会づくり
 - ①こどもたちの意見を実現する機会の提供
 - ②こども・若者の声が届く仕組みづくり

基本目標 2：多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- (1)こどもの様々な学びや体験機会の確保
 - ①各種体験機会の確保・参加促進
 - ②学校における体験学習の充実
 - ③こども・若者のボランティア活動への参加促進
 - ④読書体験の確保・促進
- (2)遊び場の確保
 - ①快適に過ごし、遊べる公園づくり
 - ②屋内の遊び場の確保

基本目標3：こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(1)安全な妊娠、出産への支援

- ①こども家庭センターにおける切れ目ない支援の充実
- ②親子健康手帳交付時の保健指導
- ③妊産婦健康診査の推進
- ④妊産婦訪問保健指導、新生児訪問保健指導、乳児家庭全戸訪問事業の推進
- ⑤産後ケア事業の推進
- ⑥養育支援訪問事業の推進
- ⑦妊婦等包括相談支援事業の実施
- ⑧離乳食実習や7か月児教室の充実
- ⑨母子保健推進員の活動推進
- ⑩子ども医療費助成事業の推進

(2)こどもの健康支援

- ①乳幼児健康診査の推進
- ②歯科健診の推進
- ③予防接種の推進

(3)食育の推進

- ①保育所等における食育の推進
- ②小学校における食育の推進
- ③食育連携体制の充実

(4)こども・若者(20代・30代)の健康支援

(5)思春期保健対策の充実

基本目標4：多様な環境にある子どもへの支援

- (1) 子どもたちへの相談支援
- (2) 子どもにわかりやすい情報提供の推進
- (3) 児童虐待防止対策の充実
 - ① 要保護児童対策地域協議会の活動の充実
 - ② 虐待の早期発見の向上
 - ③ 子ども家庭センターでの虐待対応
 - ④ 家庭支援事業を活用した養育支援の推進
- (4) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実
 - ① 健診による障がいの早期発見の推進
 - ② 発達に関する相談の充実
 - ③ 健診後親子教室(事後教室)の充実
 - ④ 障がい児通所支援のサービス利用の促進
 - ⑤ 保育施設等における特別支援保育の充実
 - ⑥ 地域子育て支援センターの発達相談支援の実施
 - ⑦ 療育の連続性の充実
 - ⑧ 特別支援教育の充実
 - ⑨ 教育支援の推進
 - ⑩ 発達支援の拠点整備
 - ⑪ 医療的ケア児支援のための関係機関の連携充実
- (5) こどもの貧困対策の充実
 - ① 生活困窮世帯の子の居場所づくり
 - ② 生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり
 - ③ 就学援助制度の周知・普及
- (6) 不登校・いじめ、ヤングケアラー等への支援充実
 - ① 不登校対策
 - ② いじめ防止
 - ③ ヤングケアラー支援
 - ④ 児童生徒・若者の自殺予防
- (7) 養護が必要な子どもへの対応充実

基本目標5：こどもの成長段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実

(1) 幼児期の教育・保育の充実

- ① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方
- ② 教育・保育の質の確保
- ③ 保幼小連携の推進
 - ③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続
 - ③-2 小学校との連携体制の推進
 - ③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携
- ④ 幼児教育アドバイザーの配置
- ⑤ 帰国・外国人幼児への支援・配慮

(2) 児童生徒への教育の充実

(3) こどもの居場所づくり

- ① 放課後児童クラブの充実
- ② 放課後子ども教室の充実
- ③ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型での実施
- ④ 児童館の充実
- ⑤ こども・若者の地域における居場所の確保、充実
- ⑥ 中央公民館の活動の充実

基本目標6：若者世代が安心して暮らせる環境づくり

(1) 教育に係る経済的支援

- ① 高等教育の就学支援の情報提供
- ② 育英会学資金の貸付

(2) 若者の就労支援の充実

(3) 若者が地域で暮らし続けるための支援の充実

- ① 包括的な相談支援体制の構築
- ② 生活の安定のための支援
- ③ 若年期の自立支援に向けた周知・広報

基本目標 7：子育て家庭への支援の充実

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - ① 各種手当や助成による経済的負担の軽減
 - ② 保育料の軽減
 - ③ 保育料の無償化
- (2) 教育・保育サービス、地域子育て支援の充実
 - ① 教育・保育施設の受け入れ体制充実
 - ② 地域子ども・子育て支援事業の推進
 - ③ 乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)の実施
- (3) 集い、交流による子育て支援の充実
 - ① 地域子育て支援センターの充実
 - ② 児童館の子育て機能の充実
 - ③ あやかりの杜(村立図書館)を活用した活動の推進
- (4) 相談、情報提供の充実
 - ① こども家庭センター等による相談支援の充実
 - ② 子育て支援情報の周知・広報の強化
 - ③ 関係機関との連携による情報の提供
- (5) ひとり親家庭の支援の充実
 - ① 母子及び父子家庭医療費助成
 - ② 児童扶養手当の支給
 - ③ 保育所優先入所推進
 - ④ ひとり親家庭等ファミサポ利用支援事業の推進
- (6) 共働き、共育て、ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ① 共働き・共育てのための環境づくり啓発
 - ② 男性に向けた共育て機会の提供

基本目標 8：こども施策を推進するために必要な事項の充実

(1) こども・若者を支えるネットワークの充実

- ① 地域子育て支援ネットワークづくり
- ② コミュニティ・スクールの推進

(2) 人材の確保等の推進

- ① 保育士・保育教諭の確保
- ② 幼児教育アドバイザーの配置（再掲）
- ③ 放課後の居場所における人材確保
 - ③-1 放課後児童支援員の確保及び資質向上
 - ③-2 放課後子ども教室のコーディネーター及び地域人材の確保
- ④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

(3) 教育環境の充実

(4) 住みよいまちづくりの推進

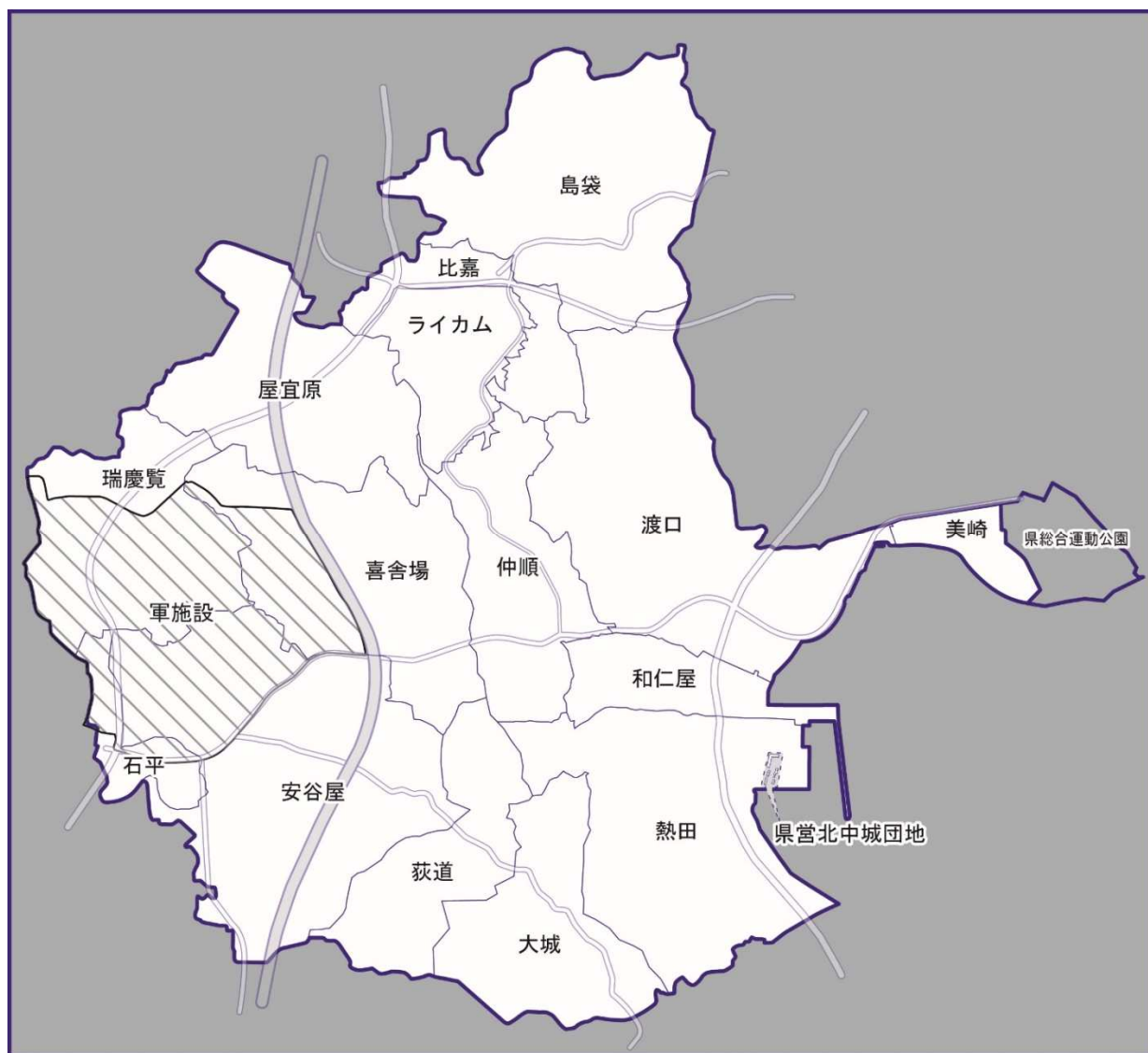
4. 幼児期の教育・保育提供区域について

(1)教育・保育提供区域とは…

○教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、村内を分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を示す単位であり、国の基本指針で設定が示されているものです。小学校区や中学校区、地形、生活圈域などを基本に考えることとされています。

(2)村の教育・保育提供区域

○村では、村でひとつの中学校区となっており、またこども人口も多くはないため、村全体を1区域の教育・保育提供区域として設定します。ただし、放課後児童健全育成事業は小学校単位で整備されることが望ましいため、区域設定は村で1つとしますが、実際の整備については小学校区単位の2区域で検討することとします。



第5章 こども計画の具体的施策

基本目標1：こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり

【基本方針】

国のこども基本法及びこども大綱を踏まえ、こども・若者の権利と尊厳が尊重され、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を発揮していけるように、こどもの権利についての理解促進と普及啓発を行います。

(1)こども・若者が権利の主体であることの理解促進と普及啓発

(こども未来課、教育総務課、総務課)

国のこども基本法及びこども大綱を踏まえ、こども・若者の権利と尊厳が尊重され、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を発揮していけるように、こどもの権利についての理解促進と普及啓発を行います。

(2)こども・若者の参画機会づくり

①こどもたちの意見を実現する機会の提供 (こども未来課)

こどもたちが考えるこども提案型の取組を政策に実現するための機会づくりを行います。

②こども・若者の声が届く仕組みづくり (総務課、こども未来課)

こども・若者当事者が意見表明し、村の取組に参加しやすくなるよう、行政に声を届けやすい仕組みづくりに努めます。

基本目標2：多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【基本方針】

子どもたちへの様々な体験機会を提供するとともに、遊び場や学びの場の充実を図ります。

(1) こどもの様々な学びや体験機会の確保

① 各種体験機会の確保・参加促進（生涯学習課）

子どもたちが高齢者等の持つ知識や技術、経験にふれる機会を確保し、様々な体験機会となるような世代間交流を推進します。

子どもたちが国際社会に適応する能力、資質の向上を図るため、異文化交流・国際交流の機会を提供します。

② 学校における体験学習の充実（教育総務課、生涯学習課）

学校において、自然体験や職業体験、郷土文化等に触れる体験など、多様な体験の充実を図ります。また、キャリア教育、環境教育、情報教育、国際理解教育などを通して、将来の仕事への希望をもったり、知識、スキル、豊かな心が育まれるよう努めます。

③ こども・若者のボランティア活動への参加促進（こども未来課、福祉課）

社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や講座の機会を確保し、こども・若者のボランティア活動を促進します。

④ 読書体験の確保・促進（生涯学習課）

多様な環境に置かれた子どもたちが等しく本に触れる機会を確保できるよう、村内在住の乳児を対象に絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施します。読書体験を通してご家庭での子育てがより豊かなものになるよう努めます。

(2) 遊び場の確保

① 快適に過ごし、遊べる公園づくり（建設課）

公園がこどもの遊び場として快適で魅力的なものとなるように、また世代を超えて、村民が集う交流の場とすることで、こどもの見守り環境の充実を図ります。公園施設の改修（機能強化・長寿命化）にあたっては、遊具やトイレ、休憩場所等の誰もが遊べる、利用しやすいデザインに配慮し、子育て環境の向上を図ります。

②屋内の遊び場の確保（こども未来課）

こどもの遊び場について屋外のみならず、屋内での遊び場の確保に努めます。

また、村内の児童館について、ニーズを踏まえた整備を行うとともに、児童館施設の空調設備、などの環境改善を行うことで、児童館施設が安全かつこどもにとってより過ごしやすい遊び場となるよう努めます。

基本目標3：こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【基本方針】

母親・保護者が安心してこどもを産み育てられ、また、こどもが健やかに育つよう、妊娠期からの切れ目のない支援を強化するとともに、食育、こども・若者の健康支援、思春期保健対策を行います。

(1)安全な妊娠、出産への支援

①こども家庭センターにおける切れ目ない支援の充実（こども未来課、健康保険課）

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点機能」を統合した「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行います。

②親子健康手帳交付時の保健指導（健康保険課）

親子健康手帳交付時には、今後も保健師や栄養士による全数面談を実施し、妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導・情報提供を行います。また、アンケートを活用して、飲酒・喫煙等の生活習慣や家庭基盤、若年である等のハイリスク妊婦の状況を把握し、必要な助言・保健指導及び情報の提供を行うとともに、継続的なフォローを行います。

その他、妊娠が判明したら、できるだけ早期に妊娠届出を行うよう広報強化を図ります。

③妊産婦健康診査の推進（健康保険課）

今後も、親子健康手帳交付時等において妊産婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、妊産婦健康診査結果や医療機関からの地域支援連絡票等からリスクマネジメントを行い、保健師や栄養士等による訪問や面談、電話等で保健指導を行います。

公費負担による妊婦健診 14 回及び産婦健康診査 2 回の補助について周知に努め、受診率の向上を図ります。

④妊産婦訪問保健指導、新生児訪問保健指導、乳児家庭全戸訪問事業の推進（健康保険課）

（妊産婦訪問保健指導）

すべての妊婦を対象に、助産師による訪問等を実施し、保健指導等を行います。心身の不安や生活状況を早期に把握し、必要な支援につなげることで、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。あわせて、医療機関と連携しながら、母体の健康の保持・増進を図ります。

（新生児訪問保健指導、乳児全戸訪問）

子育ての不安や孤立化をなくし、健やかに子育てができるよう、出産後の産婦に対し、助産師による訪問保健指導を行うほか、保健師による 2 か月訪問や母子保健推進員による乳児全戸訪問

事業を行い見通しが持てる子育てができるよう努めます。また、訪問保健指導の大切さについて周知・啓発し、訪問保健指導を全対象者に実施するよう努めます。

⑤産後ケア事業の推進（健康保険課）

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

⑥養育支援訪問事業の推進（こども未来課）

乳幼児健診等により把握された養育困難家庭等に対する訪問により、専門的指導助言による養育支援を行います。

⑦妊婦等包括相談支援事業の実施（健康保険課）

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。※令和6年度までは出産・子育て応援交付金の中の事業として実施。

⑧離乳食実習や7か月児教室の充実（健康保険課）

（7か月児教室の推進）

発達や発育離乳食の進め方、誤飲時などの応急処置方法など、育児に対する不安などを解消しながら指導を行います。

（離乳食実習の推進）

乳幼児の発育状況に応じた適切な離乳食をすすめるために、生後3～6か月の乳児の保護者を対象に離乳食実習を開催し、与える食品の種類や調理形態を学んでもらうとともに、必要な助言・指導を行います。

⑨母子保健推進員の活動推進（健康保険課）

母子保健における様々な事業をサポートし、事業の円滑な実施が図れるよう、今後も母子保健推進員の活用を推進します。また、推進員の確保を図るため、仕事の魅力や意義の周知・広報、地域の関係機関・団体等と連携した、人材の確保に努めます。

⑩子ども医療費助成事業の推進（こども未来課）

乳幼児を中心としたこどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全育成を図るために、対象年齢を18歳までとする拡充を目指します。

(2) こどもの健康支援

① 乳幼児健康診査の推進（健康保険課）

乳幼児の疾病や異常を早期に発見し、必要に応じて受診勧奨を行うとともに、早期の療育や相談・指導等適切な支援を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達を支えていくため、引き続き、乳児一般健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査を実施します。また、未受診者に対しては、母子保健推進員の訪問等による受診勧奨や乳幼児健診の重要性の周知・広報を強化します。

② 歯科健診の推進（健康保険課）

幼児のむし歯予防等のために、今後も、乳幼児一般健康診査、1歳6ヵ月児健康診査や3歳児健康診査で歯科健診やブラッシング指導等を行うとともに、1歳児及び2歳半児の歯科健診を実施します。また、1歳児及び2歳半児歯科健診の必要性の周知徹底を行い、健診受診率の向上を図ります。

さらに、県平均より高い3歳児う歯罹患率減少を図るほか、う歯のない子の表彰式開催など、口腔衛生に関する意識向上の普及に努めます。

③ 予防接種の推進（健康保険課）

感染症の発症及び、まん延を予防し、子どもたちを感染の恐れのある疾病から守るため、今後も予防接種の無料化や個別通知を行うとともに、各種母子保健事業やSNS等の広報媒体を通じた接種勧奨及び保育園、幼稚園、学校と連携した接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。

(3) 食育の推進

① 保育所等における食育の推進（こども未来課）

公立認定こども園では、これまで公立保育所と公立幼稚園で取り組んできた食育を引き続き推進していきます。また、村内の法人保育園や認定こども園においても、食の大切さや食のバランス、作物の植え付けから収穫を体験するなど、食育を推進します。

また、職員の食育に関する知識向上、地元農家との連携による地産地消の推進など、効果的な食育を目指します。

② 小学校における食育の推進（教育総務課）

成長期にある児童生徒にとって、心身ともに健康な生活を送る上で基本となる望ましい食習慣の形成を図るために、学校経営計画の中で「食育指導全体計画」や「給食指導年間計画」を策定し、栄養教諭を活用しながら計画的に食育を推進します。また、毎月の献立を配布し、家庭でも給食に対する関心を持ってもらうように努めます。

③食育連携体制の充実（健康保険課）

公立認定こども園、小学校、学校給食共同調理場、庁内関係課などの関係機関が連携し、地域の社会資源を有効に活用するなど本村における食育への取り組みの充実を図るために、食育に関する連携を図ります。

(4)こども・若者(20代・30代)の健康支援（健康保険課）

若者世代の健康保持・増進を図るため、若者健診の実施及び受診勧奨を行い、生活習慣病予防等の保健指導を行います。

(5)思春期保健対策の充実（健康保険課、教育総務課、こども未来課）

児童生徒に対する性教育や子育ての大変さ、命の大切さ・尊さについて学びの場を提供することにより、生きることや親子の愛情、自らが子を持つこと等について考える機会を与え、次代の親の育成に努めます。

飲酒・喫煙防止、薬物乱用防止については、各学校での取り組みを今後も継続して推進します。

基本目標4：多様な環境にある子どもへの支援

【基本方針】

子どもたちの不安や困りごとなどについて相談機会を設け、助言や支援へと繋ぐ体制の充実を図るほか、子どもたちが理解しやすいよう、工夫して情報発信します。また、児童虐待防止、障がい児等への支援、子どもの貧困対策、不登校・いじめ・ヤングケアラー対策、養護が必要な子どもへの対応充実など、多様な環境にある子どもへの支援を推進します。

(1)子どもたちへの相談支援（子ども未来課、健康保険課、福祉課、教育総務課）

今後整備する「子ども家庭センター」において、子ども・若者や子育て家庭、妊産婦に対する相談を母子保健と児童福祉の両分野の支援を一体的に行い、関係機関の連携を強化します。

子ども・若者の相談先についての周知広報を充実し、相談しやすい環境づくりに努めます。

教育委員会においては、教育相談の機会を設け、児童生徒が相談しやすいよう環境づくりに努めます。

(2)子どもにわかりやすい情報提供の推進（子ども未来課）

法制度や事業内容などをはじめ、子どもへ情報発信する際には、子どもが理解しやすいよう、また子どもに届きやすいよう工夫します。

(3)児童虐待防止対策の充実

①要保護児童対策地域協議会の活動の充実（子ども未来課）

要保護児童への適切な支援を図るために、要保護児童対策地域協議会において、庁内関係課をはじめ、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者等が、要保護児童に関する情報の交換及び適切な連携を図り、今後も必要な支援を行います。

②虐待の早期発見の向上（子ども未来課、健康保険課、教育総務課）

母子保健担当部署、保育所、認定子ども園、学校等の各機関と連携し、虐待の早期発見、児童や保護者への適切な対応に努めます。

また、家庭児童相談員の相談機能や地域への虐待防止の広報啓発を強化し、虐待の早期発見を図ります。

国では、児童福祉法等を改正し、「体罰によらない子育て(しつけによる親の体罰の禁止)」を謳っており、村においても「体罰によらない子育ての推進」のため、保護者や地域に対してしつけによる体罰の禁止等の啓発に努めます。

ポスター掲示やパネル展示のほか、HP掲載や村広報掲載などものの活用も検討し、虐待防止の周知・広報を図ります。

③こども家庭センターでの虐待対応（こども未来課、健康保険課）

今後整備するこども家庭センターにおいて、相談員を継続的に配置し、相談支援の充実を図ります。また、保育所や学校、関係機関、民生委員・児童委員による早期発見など、家庭の実態把握から相談、専門機関へのつなぎ等、児童虐待未然防止に向け、センター機能の強化を図ります。

④家庭支援事業を活用した養育支援の推進（こども未来課）

養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業のほか、令和6年度より法制度化された家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業等）の実施に努め、養育支援を充実することにより児童虐待の未然防止を図ります。

家庭支援事業のうち、子育て世帯訪問支援事業については、訪問支援員の高齢化や人員不足に対応するため、関係団体や地域への周知を行うなど、人材確保に努めます。

(4)特別な支援が必要なこどもに対する支援の充実

①健診による障がいの早期発見の推進（健康保険課）

乳幼児健康診査において、今後も乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見するとともに、治療・療育について、関係機関との連携を図りながら、保護者からの相談に応じた適切なサービスを紹介します。

②発達に関する相談の充実（健康保険課）

心理相談、ことばの相談を充実し、発達に関する様々な心配事や困り事について保護者支援を行うほか、こどもへのフォローアップへのつなぎを行います。

保育所、こども未来課、福祉課等関係機関と情報共有、連携を強化し、適切に支援、サービスにつなげるよう切れ目ない支援を行います。

③健診後親子教室(事後教室)の充実（健康保険課）

発達が気になる子の経過観察を行い、必要に応じて療育機関・医療機関等の提供するサービスにつながるよう支援するとともに、親がこどもの発達に気づき、こどもへのかかわり方を学ぶ場として、引き続き健診後親子教室を充実します。

また、児への支援のほか、保護者支援も含めた総合的な発達支援体制づくりのため、関係課が連携し、協議していきます。

④障がい児通所支援のサービス利用の促進（福祉課）

障がい児通所支援サービスの児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等といった福祉サービスについて、利用方法等を紹介し、必要な子に必要な支援が行き届くように図ります。

⑤保育施設等における特別支援保育の充実（こども未来課）

障がいのある子や発達が気になる子への支援を充実するため、認可保育施設に対して加配保育士配置の支援を行うほか、認可外保育施設に対しても、令和5年度より新設された、県の「新すこやか保育事業」を活用し、配置支援を行っていきます。また、特別支援教育についての研修等を充実するなど、保育従事者の資質向上に努めます。

臨床心理士等による巡回指導については、令和5年度より認可外保育施設も対象施設として支援を拡充しており、今後もこれを継続していきます。

また、医療的ケアが必要な乳幼児の受入れを行っていきます。

⑥地域子育て支援センターの発達相談支援の実施（こども未来課）

地域子育て支援センターにおいて、障がいのある子や発達が気になる子の保護者への発達相談を行うとともに、関係機関や専門家等と連携した支援を行います。また、発達相談の周知を図るほか、相談しやすい雰囲気づくりを行うなど、安心して相談できるよう工夫していきます。

⑦療育の連続性の充実（こども未来課、福祉課）

保育所や認定こども園等から小学校への療育支援のつなぎについて、連続した一貫性のある指導・支援を目指し、関係機関で情報交換等の連携を行います。

障害児通所支援サービス等と保育施設、小学校等との一貫性のある支援を実施するため、今後も、障害福祉サービスを利用している子の情報を関係課と共有します。また、連携が効果的であるか評価・改善していくよう体制づくりを検討します。

⑧特別支援教育の充実（教育総務課、福祉課、こども未来課）

特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活や学習活動を支援するために、引き続き特別支援教育支援員を各学校に派遣するとともに、教職員は支援員との連携を密にし、児童生徒への支援を行います。また、医療的ケアが必要な児童の受入れを行っていきます。

特別支援学級担当教員については、研修等により資質向上を図るとともに、特別支援学校等との連携や通級学級を開催することを通して、専門家との連携を図り、特別な支援を必要とする児童生徒への教育・指導の充実を図ります。

特別な支援を必要とする児童生徒の指導・支援においては、研修等により全ての教職員が共通した理解・認識の下で学校の専門性を高め、児童生徒一人ひとりの特性に合わせた指導・支援を行います。

児童生徒に対し、特別な支援を必要とする子も同じ仲間として、共に生き支えあう意識を育むために、各教科や活動を通して、障がい及び特別な支援を必要とする子への理解・認識を深め、また通常学級の交流を行うなど、インクルーシブ教育の充実に努めます。

「保育所等訪問支援(障害児通所支援サービス)」等の利用を促進し、障がい児の特性に応じた支援を推進するほか、障がい児の地域社会への参加を推進する体制づくりを図るなど、地域インクルージョンに向けた取組に努めます。

⑨教育支援の推進（教育総務課、こども未来課）

村内の保育所、認定こども園、学校等において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学相談等に関して、保護者との相互理解と信頼関係を築き、最も適した教育の内容や方法を支援します。その他の就学児についても、保護者の心情等に配慮した教育支援・教育相談を行います。

各学校で特別支援コーディネーター、子どもと親の教育相談支援員、特別支援員、生徒指導支援員等担任以外の関りや相談ができる職員を配置し、相談体制の充実を図ります。特別支援コーディネーターは学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・カウンセリングが日常的に必要であり、専属の心理士の確保に努め、相談体制の充実を図ります。

⑩発達支援の拠点整備（福祉課、健康保険課）

障がい児の発達支援において重層的な地域支援体制を構築するために、「児童発達支援センター」の設置に努めます。

⑪医療的ケア児支援のための関係機関の連携充実（福祉課、健康保険課、こども未来課）

医療を必要とする状態にある障がい児の実情を踏まえた上で心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、村地域自立支援協議会を協議の場として、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携を図ります。

(5)こどもの貧困対策の充実

①生活困窮世帯の子の居場所づくり（こども未来課）

生活困窮世帯の子の支援のため、児童館において食事の提供を行うほか、拠点型こどもの居場所運営事業において、困難を抱える世帯のこどもの「第三の居場所(家庭や学校以外の居場所)」の確保を図ります。

支援対象児童等見守り強化事業において、食事の提供等アウトリーチによる支援を今後も行います。

こどものみならず世帯全体への支援を行っていくよう取り組みを検討します。

②生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり（教育総務課、こども未来課）

教育・保育施設等や学校、地域などが連携し、生活困窮世帯の子の把握に努めるとともに、孤立化を防ぎ、必要な支援が届くよう、「つなぎ」を重視した関係者・関係機関のネットワークづくりを進めます。このネットワークには、NPOや個人が実施している支援活動とも協力し合いながら生活困窮世帯の子の支援を図ります。

学校をプラットフォームとして、福祉関係機関や民間団体等との協働による支援体制の構築を図ります。また、SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用を図り、こどものライフステージに応じ、支援を要する子育て家庭を適切な支援機関へつなげていきます。

③就学援助制度の周知・普及（教育総務課）

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について、村の広報誌、ホームページ、学校だよりなどによる広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。

(6)不登校・いじめ、ヤングケアラー等への支援充実

①不登校対策（教育総務課）

不登校対策として、学校内外の様々な問題に対応するため、教育相談の専任配置や親と子の相談員の配置を行います。

②いじめ防止（教育総務課）

村立小学校と中学校でそれぞれ「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止、早期発見、早期対応に取り組んでおり、今後も基本方針に基づいた対応を行います。

また、教育相談員を配置し、児童生徒や保護者の相談に対応するほか、学校と連携し、いじめ問題に関する研修や情報交換を行い、いじめの根絶に努めます。

③ヤングケアラー支援（教育総務課、こども未来課）

ヤングケアラーと思われる児童生徒について、学校・家庭と連携し、関係機関へつないでいきます。

④児童生徒・若者の自殺予防（教育総務課、こども未来課、健康保険課）

社会における様々な困難やストレスへの対処法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）や、心の健康に関する情報提供を児童生徒や若者に対して行います。

児童生徒のSOSを、親や周囲の大人が気づき、サポートできるよう、こどもや若者の自殺について啓発を行います。

若者の自殺については、心の健康保持や相談支援等による自殺予防に努めます。

(7)養護が必要なこどもへの対応充実（こども未来課）

社会的養護を必要とするこどもへの対応として、児童相談所や県の里親支援センター等、関係機関との連携により支援します。

基本目標5：こどもの成長段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実

【基本方針】

乳幼児の教育・保育や小・中学校での教育について、こどもの発達段階に応じた適切な指導・援助を行います。

こどもたちが安心して過ごせる居場所を確保するため、放課後児童対策をはじめとする居場所づくりを推進します。

(1) 幼児期の教育・保育の充実

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方（こども未来課）

認定こども園は1号認定から3号認定までのすべてのこどもの教育・保育に対応できる施設であり、子育て家庭の広いニーズに対応することができます。

令和7年度からは、公立幼稚園と公立保育所が統合し、公立認定こども園へと移行しており、これまで、村内にあった5か所の法人認定こども園と合わせ、認定こども園が6か所となりました。両親の働き方の違い(共働き世帯、専業主婦世帯等といった違い)に左右されず、利用しやすい教育・保育施設である認定こども園について推進するとともに、認定こども園について住民への周知を行います。

② 教育・保育の質の確保（こども未来課、教育総務課）

幼児期の教育・保育を受けるこどもの健やかな育ちを支援するために、研修内容の充実や開催回数の増加（定期開催）により、職員の資質向上を図ります。こどもの豊かな人間性を育成していくために地域との一層の連携・交流を進めます。

教育・保育の質を確保し低下を防ぐため、村が定めた条例等の基準によるチェック、指導監督・施設監査(中部広域市町村圏事務組合への委託により実施)などを定期的実施してまいります。

③ 保幼小連携の推進

③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続（教育総務課、こども未来課）

「保幼小の育ちをつなぐ黄金っ子架け橋サポートガイド」を活用し、幼児の発達段階を見通したからアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの見直しを図り、教育課程編成、指導計画作成、実施、評価、改善する組織体制の構築を推進します。

村内すべての教育・保育施設(公立、私立、認可外保育施設)が連携して取り組んでいけるよう、教育・保育施設長会議や職員間の相互理解の場の確保などを行うほか、指導要録等の確実な引継ぎと情報共有を行います。

③-2 小学校との連携体制の推進（教育総務課、こども未来課）

発達段階に応じた教育・保育を共通理解し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、小学校教員とも共有していきます。また、小学校との連絡協議会を設置し、合同研修会での意見交換や幼児児童の交流活動を通して、小学校教育との円滑な接続を図ります。

③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携（こども未来課）

地域型保育事業からの連携施設については、地域型保育を実施する事業者が確保することとされていますが、村も確保のために努め、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように、地域の幼稚園、保育所、認定こども園の状況把握と協力依頼を行ってまいります。

④幼児教育アドバイザーの配置（教育総務課、こども未来課）

幼児教育・小学校教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有するアドバイザー等の配置を目指し、幼児教育及び小学校教育の質の向上や幼児教育と小学校教育の円滑な接続の改善・充実に取り組みます。

⑤帰国・外国人幼児への支援・配慮（こども未来課、教育総務課）

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。また、教育・保育施設等においても運営等に当たり円滑な受け入れに資するような配慮を促します。

(2) 児童生徒への教育の充実（教育総務課）

学校教育においては、学習指導や道徳教育、学校保健、体育・スポーツ活動を推進するほか、食育、人権教育、平和教育、環境教育、情報教育なども充実し、一人ひとりのこどもたちの「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を図ります。

(3) こどもの居場所づくり

①放課後児童クラブの充実（こども未来課）

放課後児童クラブ(学童クラブ)のニーズに対応する受け皿の確保に努めるとともに、今後も、放課後にこどもが安心・安全に過ごし、健やかな育成につながるよう、それぞれの特色を活かした活動を推進するとともに、放課後児童クラブの質の向上を図るため、研修実施や巡回支援を行います。また、開所時間延長に係る負担の補助を図ります。

さらに、放課後児童クラブへの巡回支援事業による継続的な助言・指導を行います。

②放課後子ども教室の充実（生涯学習課）

子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動や学習を行うことができるよう、コーディネーターを中心としたサポート、地域人材の確保、実施場所の確保等を行いながら、放課後子ども教室のさらなる充実に努めます。

また、地域コーディネーター等が研修を定期的に受け、資質向上を図っていくように進めます。

③放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型での実施（こども未来課、生涯学習課）

国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型での放課後児童の居場所づくりや健全育成について、令和11年度までに1か所以上の実施を目指します。

また、実施に当たっては、事業の周知や学校への理解を図るとともに、取り組み事例の検討と実施後の課題改善を行い、円滑な運営がされるように努めます。

④児童館の充実（こども未来課）

今後も、こどもにとって魅力的な遊びを主体とした活動を推進します。

空手クラブ、幼児クラブ、母親クラブ、中高生タイムなど、児童館ごとに行っている様々な取り組みを継続し、地域に開かれた児童館を目指すとともに、ボランティア等の協力を得て、館外活動を含めた多様な活動の充実を図ります。

児童館ニーズへの対応及び施設の老朽化を踏まえ、北中城小学校、島袋小学校区内での新たな児童館機能を持つ施設の整備に努めます。

⑤こども・若者の地域における居場所の確保、充実（こども未来課、生涯学習課）

公民館等の地域資源を活用し、小学生の放課後の居場所づくり、学習や遊び場の確保を検討します。

⑥中央公民館の活動の充実（生涯学習課）

こども達の放課後や週末の活動の場づくりの一環として、こども達の意見も取り入れつつ、今後も多様な講座・イベントの開催を図るとともに、こどものサークル活動の育成支援を行います。

基本目標6：若者世代が安心して暮らせる環境づくり

【基本方針】

未来ある若者の将来の希望を実現するために、教育等に係る経済的支援の充実を図ります。
若者が本村に住み、生活していくための相談支援、生活上の支援をします。

(1)教育に係る経済的支援（教育総務課）

①高等教育の就学支援の情報提供

置かれた状況にかかわらず大学等に進学する機会を確保できるよう、経済的理由や家庭環境等により修学困難な若者に対して、県が実施する奨学金等の周知等を行います。

②育英会学資金の貸付（教育総務課）

本村の優秀な学生で、経済的理由により修学困難な若者に対して、経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。

(2)若者の就労支援の充実（企画振興課）

雇用サポートセンターにおける求人情報提供のほか、企業とのマッチング、キャリアコンサルティングを行い、若者の就労支援に努めます。

(3)若者が地域で暮らし続けるための支援の充実

①包括的な相談支援体制の構築（こども未来課、福祉課、健康保険課、教育総務課）

複合的で複雑な課題に対応するため、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、包括的な相談支援体制を構築します。

②生活の安定のための支援（福祉課、こども未来課）

経済的に困窮する世帯や孤立している世帯の生活の安定のため、パーソナルサポートセンターや中部福祉事務所等と連携し、支援に取り組みます。

③若年期の自立支援に向けた周知・広報（福祉課）

働く自信がないなどの悩みを持つ若者の自立支援を図るため、支援プログラムの作成や社会的自立・経済的自立の支援を行う「地域若者サポートステーション」の紹介を行います。

基本目標7：子育て家庭への支援の充実

【基本方針】

子育て家庭への支援充実のため、子育てに係る費用負担の軽減や教育・保育サービスの充実、子育て等の相談・情報提供を充実します。

また、ひとり親家庭が地域で安心して子育てや生活を続けていけるように、経済的支援や自立支援を図ります。

子育て家庭が仕事と子育て及び家庭生活を両立し、調和のある生活を実現していくために、共働き共育てについての理解啓発や支援を行います。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

① 各種手当や助成による経済的負担の軽減（こども未来課）

「児童手当」、「子ども医療費助成」、「保育料の軽減や無償化」といった子育て家庭に対する手当の支給・助成等について、法制度に基づいて支給するとともに、制度の周知・広報を充実します。

② 保育料の軽減（こども未来課）

保育料の限度額について、国の基準より低い金額に設定するほか、多子世帯はさらに軽減を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

③ 保育料の無償化（こども未来課）

幼稚園や保育所(園)等の3～5歳児クラスに通うすべてのこどもと0～2歳児クラスに通う住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償とするほか、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて給食費における副食費分を免除し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

(2) 教育・保育サービス、地域子育て支援の充実

① 教育・保育施設の受け入れ体制充実（こども未来課）

待機児童が発生しない受け入れ体制を目指し、潜在的ニーズを踏まえた上で保育施設の受け皿確保や保育士・保育教諭の確保を図ります。

また、0歳児や1歳児では産休明け、育児休業明けで保育所に預けにくい状況があります。ニーズ調査で把握された潜在的ニーズにもとづいて、0、1歳児の保育の拡充を行い、預けたいときに預けられる環境の整備を図ります。

このため、公立幼稚園と公立保育園を統合して令和7年4月から開所した公立認定こども園の施設整備を行い、受け入れ枠の確保を図ります。

②地域子ども・子育て支援事業の推進（こども未来課）

教育・保育施設等だけでなく、地域に暮らすすべての子育て世帯を支援するため、延長保育、一時保育、病児保育等の事業について、量の見込みに応じて実施できる体制を構築し、地域で安心して子育て出来る環境を整備します。

③乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)の実施（こども未来課）

0歳6カ月～3歳未満で保育所(園)等に通っていないこどもを対象とし、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭とは異なる体験や同年代の子と触れ合う機会をつくることで、社会性を育み、こどもの健やかな成長を促します。

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

(3)集い、交流による子育て支援の充実

①地域子育て支援センターの充実（こども未来課）

地域子育て支援センターの充実により、乳幼児とその保護者が集い交流を行ったり、専門員による子育てや発達についての相談・助言、情報の提供等必要な援助が受けられる体制の充実を図ります。

子育て講座やイベント開催においては、参加しやすい環境づくりにも努めます(駐車場の確保等)。子育てサロンと地域子育て支援センターの連携を図り、集い・交流機会の充実に努めます。

②児童館の子育て機能の充実（こども未来課）

子育て中の親子が気軽に訪れ、交流や軽スポーツその他の活動を通して、心身のリフレッシュが図れるよう、今後も「母親クラブ」や子育ての悩みを抱えている人等の自主活動の支援を行うとともに、広報を強化し、活動への参加促進を図ります。また、参加者減少のため現在休止している「幼児クラブ」については、ニーズを踏まえながら今後の在り方を検討します。

また、子育てに関する講話や相談に対応できるよう、他の関係課との連携や、地域人材の活用を図ります。

③あやかりの杜(村立図書館)を活用した活動の推進（生涯学習課）

「親子シーサーづくり」や「ファミリーキャンプ」など、あやかりの杜を活用した体験活動などを推進します。

乳児連れでも気兼ねなく図書館で過ごせるよう「赤ちゃんタイム」を継続実施します。

(4)相談、情報提供の充実

①こども家庭センター等による相談支援の充実（こども未来課、健康保険課）

母子保健機能と児童福祉機能が一体となり相談や支援を行っていく「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行う体制を整え、各種相談に対応していきます。

また、保育所、認定こども園、学校など、関係機関が情報の共有を行い、地域における子育て相談を強化します。

②子育て支援情報の周知・広報の強化（こども未来課、健康保険課）

子育て支援に関する各種情報について、村の広報誌やホームページ、LINE等を活用し、積極的に情報発信していきます。また、その他の情報発信方法について、利用ニーズ等を見極めながら検討します。

③関係機関との連携による情報の提供（こども未来課、健康保険課、福祉課）

行政からの直接の情報発信のみならず、地域の民生委員・児童委員、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように努めます。

乳幼児健診の場など、母子保健に関する相談に応じる中で、関係機関とも連携し、子育て支援や福祉等に関する情報提供を行います。

(5)ひとり親家庭の支援の充実

①母子及び父子家庭医療費助成（こども未来課）

父親または母親のどちらかと生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などの児童を養育している者が、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。制度の対象者拡大と、必要な方に情報が行き届くよう周知方法を検討していきます。

②児童扶養手当の支給（こども未来課）

父親または母親のどちらかと生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などの児童を養育している者に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、児童扶養手当を支給します。必要な方に情報が行き届くよう周知方法を検討していきます。

③保育所優先入所推進（こども未来課）

今後も、母子・父子家庭の保育所への優先入所を行います。

④ひとり親家庭等ファミサポ利用支援事業の推進（こども未来課）

ひとり親家庭等(母子、父子及び養育者家庭)のファミリーサポートセンターの利用促進を図ることで、仕事と育児の両立や子どもの健やかな育ちを支援するとともに、ひとり親家庭等の自立促進、生活の安定を図るために、支援策として「支援チケット」を発行します。

必要な方に情報が行き届くよう周知方法を検討していきます。

(6)共働き、共育て、ワーク・ライフ・バランスの推進

①共働き・共育てのための環境づくり啓発（総務課、企画振興課）

子育て支援や働き方の見直しに向け取り組んでいる企業に対し、働きやすい職場づくりの情報提供等に努めます。

②男性に向けた共育て機会の提供（健康保険課）

共育ての機会を得られるよう、乳幼児健診や相談会等への父親の積極的な参加促進や、男性を対象とした家事・育児に係る機会づくりに努めます。

基本目標８：こども施策を推進するために必要な事項の充実

【基本方針】

地域がつながり、地域の中で育つ環境づくりを推進するため、行政・関係機関・地域の連携を図ります。

教育・保育サービスや放課後の居場所、子育て支援における人材の確保を図り、こどもと子育て家庭が見守られ、支えられる安心できる環境づくりに努めます。

(1)こども・若者を支えるネットワークの充実

①地域子育て支援ネットワークづくり（こども未来課）

安心してこどもを育てることができる環境づくりを推進するために、子育て支援にかかわる地域の関係団体、放課後児童クラブ、NPO等の地域資源を有機的につなぎ、こどもの健やかな成長に資する取り組みの一層の充実が図れるよう「地域子育て支援ネットワーク連絡会(仮称)」の設置を検討します。

連絡会では、参加者間の交流や情報交換を行うほか、それぞれの特性を活かした連携・協力体制を構築し、地域が一体となった効率的・効果的な子育て支援の展開を図ります。

子育て支援に係る関係各課や団体との継続的な繋がりを推進します。

②コミュニティ・スクールの推進（教育総務課、生涯学習課）

保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画する中で、育てたいこども像や目指すべき教育のビジョンを学校と共有し、目標の実現に向けて社会総がかりで取り組んでいくことができるよう、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

コミュニティ・スクールでの情報共有や協議を踏まえ、各学校の課題に応じた「地域学校協働活動」を推進します。具体的には、地域住民等の参画を得て、登下校時の安全確保や読み聞かせ、放課後の活動をはじめ、地域や学校における歴史学習やうちなぐちの継承といった郷土学習、授業補助や課外活動の支援等を推進するなど、地域全体でこども達の学びや成長を見守り、支えるとともに、学校と地域が緩やかなネットワークにより協働して活動する中で「学校を核とした地域づくり」を目指し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図ります。

地域学校協働活動の充実に向け、コーディネート機能の強化をはじめ、地域住民や保護者等の幅広い参画による多様な活動の実施、活動の継続的な実施を促進します。

(2)人材の確保等の推進

①保育士・保育教諭の確保（こども未来課）

保育士確保・定着支援を行う目的で、保育士処遇改善事業、保育士正規職員雇用支援事業、保育士負担軽減事業、宿舍借り上げ事業、県外保育士誘致支援事業、保育士特別配置等支援事業、障害児保育支援員配置支援事業といった補助事業を活用し、確保に努めます。

②幼児教育アドバイザーの配置（再掲）

幼児教育・小学校教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有するアドバイザー等の配置を目指し、幼児教育及び小学校教育の質の向上や幼児教育と小学校教育の円滑な接続の改善・充実に取り組みます。

③放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童支援員の確保及び資質向上（こども未来課）

県及び関係機関と連携し、支援員の確保を支援します。

また、中部圏域が実施している「放課後児童支援員資質向上研修」への参加促進や「放課後児童クラブ巡回支援事業」において、クラブの巡回や村独自の研修、説明会等を実施し、資質向上を図ります。

③-2 放課後子ども教室のコーディネーター及び地域人材の確保（生涯学習課）

こどもたちの自主的な活動(学習・遊び等)をとおして、相互の関係を広げ豊かな放課後の環境づくりを推進するため、地域コーディネーターと連携を図り、地域ボランティア等の確保に努めます。

今後も継続して地域住民や学生ボランティアと連携を図り、人材を確保できるかが課題です。地域コーディネーターと連携し、継続して人材の確保ができるよう努める必要があります。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保（こども未来課）

ファミリーサポートセンターの養成講座を開催するとともに、サポーターの役割を周知し、地域において子どもの預かりの援助を行いたい人(おまかせ会員)の確保に努めます。

(3)教育環境の充実（教育総務課）

こどもたち一人ひとりに対するきめ細かな教育を実現するため、少人数学級を進めるとともに、教職員の方々が、安心して本業に集中できる環境作りに向けて、教育環境の充実に努めます。

(4)住みよいまちづくりの推進（総務課、建設課、福祉課、生涯学習課）

北中城村のこども・若者及び子育て家庭が安心・安全で住みよいつ感じられるまちづくりを推進するため、村内の歩道の整備・拡幅や防犯灯の設置、移動・交通手段の確保、災害時の避難場所・福祉避難所の確保、関係機関と連携した避難訓練の実施等に努めます。

また、子育て家庭が安心して外出できるよう、公共施設等における託児コーナーや授乳コーナー、ベビーベッド、トイレ個室のベビーチェア等の子育て家庭に配慮した設備について、公共施設への設置を推進します。

第6章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

量の見込みと、確保方策について

○村の教育・保育事業に関する量の見込みは、国の示すニーズ調査より潜在的ニーズの把握を行い、これに基づきつつ第2期の申し込み実績を踏まえ、量の見込みを設定しました。

○確保量については、令和7年度より公立幼稚園を公立認定こども園に移行し、受け皿を増やし、0～5の連続した教育・保育を実施するほか、2号認定ニーズに対応するため、認定こども園の1号認定の定員を減じ、2号認定の定員増を行うよう調整します。また、保育士確保により、不足する受け皿の確保を図ります。

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前のこども）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	121	71	72	70	70	69
②確保方策	121	131	131	131	131	80
公立幼稚園	57	0	0	0	0	0
私立幼稚園	1	0	0	0	0	0
認定こども園(公立)	0	48	48	48	48	27
認定こども園(私立)	63	83	83	83	83	53
②-①	0	60	59	61	61	11

※令和11年度に1号の定員変更(公立認△21人、私立認△30人)。確保量を51人減じて80人とし、2号認定確保量へ。

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	402	484	487	474	474	469
2号教育	49	67	68	66	66	65
2号保育	353	417	419	408	408	404
②確保方策	392	395	395	395	395	470
公立保育所	54	0	0	0	0	0
私立保育園	35	32	32	32	32	32
公立幼稚園	40	0	0	0	0	0
認定こども園(公立)	0	72	72	72	72	93
認定こども園(私立)	263	272	272	272	272	326
企業主導型保育所(地域枠)	0	19	19	19	19	19
②-①	△10	△89	△92	△79	△79	1

※令和11年度に2号の定員変更(公立認+21人、私立認+30人)。1号認定減算分51人を加算し、446人(①)とする。さらに、既存園の定員見直し・拡充により令和11年度に24名定員増(②)を目指す。①と②合わせ470人の確保方策とする。

3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	36	63	61	61	60	60
②確保方策	34	77	77	77	77	77
公立保育所	3	0	0	0	0	0
私立保育園	3	6	6	6	6	6
認定こども園(公立)	0	6	6	6	6	6
認定こども園(私立)	25	48	48	48	48	48
小規模保育	3	9	9	9	9	9
事業所内保育	0	2	2	2	2	2
企業主導型保育所(地域枠)	0	6	6	6	6	6
②-①	△2	14	16	16	17	17

4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	257	303	302	299	296	292
②確保方策	235	282	282	282	282	294
公立保育所	26	0	0	0	0	0
私立保育園	13	12	12	12	12	12
認定こども園(公立)	0	42	42	42	42	48
認定こども園(私立)	161	171	171	171	171	177
小規模保育	29	28	28	28	28	28
事業所内保育	6	4	4	4	4	4
企業主導型保育所(地域枠)	0	25	25	25	25	25
②-①	△22	△21	△20	△17	△14	2

※令和11年度で公立認定こども園6人、私立認定こども園6人分確保量を増やすことで、不足分に対応する。

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業です。すべての認可保育施設(認定子ども園、認可保育所、地域型保育事業)において延長保育事業が実施されています。今後も実施を継続し、量の見込みに対応します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数	246	246	246	246	246	246
確保方策	人	246	246	246	246	246	246
	箇所	10	10	10	10	10	10

※人=実利用人数 ※実績よりニーズ算出

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭などの子について、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。ニーズ調査より算出された量の見込みに対応していくよう、受け皿の確保を図ります。

	単位		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合計	人	321	369	363	366	360	359
確保方策	人		297	331	331	366	366	405
	箇所		7	8	8	9	9	10
	公設		1	1	1	2	2	3
	民設		6	7	7	7	7	7
	クラス単位		9	10	10	11	11	12

※人=実利用人数

(3) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。村内1箇所において実施し、子育て支援を行っていきます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	5,076	5,076	5,076	5,076	5,076	5,076
	箇所	1	1	1	1	1	1
確保方策	人日	5,076	5,076	5,076	5,076	5,076	5,076
	箇所	1	1	1	1	1	1

※人日=年間延べ利用人数 ※ニーズ調査より見込み算出

(4)一時預かり事業

1)幼稚園型

幼稚園又は認定こども園において、主に在籍園児(1号認定こども)を対象に実施する預かり保育に係る支援を行う事業です。令和7年度より公立幼稚園が認定こども園に移行しているため、預かり保育での本事業利用は減少となっています。認定こども園における1号認定の一時預かり(保護者の急用やリフレッシュ等での受け入れ)での実施を行います。(補助事業での本事業実施は公立認定こども園1か所)

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(9,408)	840	840	840	840	840
確保方策	人日	(9,408)	840	840	840	840	840
	箇所	(1)	1	1	1	1	1

※人日=年間延べ利用人数 ※()内は令和5年度実績 実績より見込み算出

2)その他の一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。現状での受け入れを継続し、一時預かりとファミリーサポートセンター事業により実施していきます。

また、令和8年度より乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が開始されるため、本事業との違いについて、周知・広報を行います。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(190)	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園在園児 対象型を除く)	人日	(190)	190	190	190	190
	箇所	(1)	1	1	1	1	1
	ファミリー・サポ ート・センター (未就学児のみ)	人日	(2,037)	2,037	2,037	2,037	2,037

※人日=年間延べ利用人数 ※()内は令和5年度実績

(5)病児・病後児保育事業

疾病にかかっている保育が必要な乳幼児が、家庭において保育を受けることが困難となった場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。現状、ファミリーサポートセンター事業での病後児受け入れで対応していますが、計画期間での病児保育事業所を確保し、ニーズに対応できるよう努めます。

		単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	(155)	155	155	155	155	155
確保 方策	病児保育事業	人日	0	0	0	77	85	95
		箇所	0	0	0	1	1	1
	体調不良児	人日	0	0	0	0	0	0
		箇所	0	0	0	0	0	0
	ファミリーサポート	人日	(155)	155	155	78	70	60

※人日＝年間延べ利用人数 ※実績よりニーズ算出

(6)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。これまでの取組を継続し、ニーズに対応していきます。

		単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(就学児)		人日	172	172	172	172	172	172
確保方策		人日	172	172	172	172	172	172

※人日＝年間延べ利用人数 ※実績より算出

(7)子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等など保護を適切に行うことができる施設において、一定期間の養育・保護を行う事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を担います。令和6年度より本事業を実施しており、今後も継続して取り組みます。

		単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	(-)	21	21	21	21	21
確保方策	人日	(-)	21	21	21	21	21	21
	箇所	1	1	1	1	1	1	1

※人日＝年間延べ利用人数 ※(-)内は令和5年度実績 ニーズ調査より見込み算出

(8)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。本村では、こども家庭センターが型での実施を目指します。

(こども家庭センター型)

妊娠期、保護者や乳幼児の健康保持増進のために、未把握や未受診児を減らす取組を強化し、保健指導を実施してきます。(令和8年度までは母子保健型として実施予定)

(妊婦等包括相談支援事業型)

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。※令和6年度までは出産・子育て応援交付金の中の事業として実施。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1	1
確保方策	特定型	箇所	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業型	面談回数	450	450	450	450	450

(9)乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。これまでの取組を継続して実施します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	(152)	152	152	152	152	152
確保方策	人	(152)	152	152	152	152	152

※人=実利用人数 ※()内は令和5年度実績 実績よりニーズ算出

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を担います。今後も、現在の取組を継続し、事業を実施します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	(41)	41	41	41	41	41
確保方策	人	(41)	41	41	41	41	41

※人=実人数 ※()内は令和5年度実績

(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。今後も、現在の取組を継続し、事業を実施します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1	1

(12) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。引き続き、本事業を実施し14回分の妊婦健診費用の補助を行います。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	(2,268)	2,268	2,198	2,212	2,156	2,156
確保方策	人回	(2,268)	2,268	2,198	2,212	2,156	2,156

※人回=年間延べ利用回数 ※()内は令和5年度実績 実績より二ーズ算出

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。対象者への本事業の周知を図りながら、必要な方に支援が行き届くように図ります。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	4	10	10	10	10	10
確保方策	人	4	10	10	10	10	10

※人=実利用人数 ※実績より二重算出

(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村が新規参入事業者に対して事業経験のある者を活用した巡回支援等を行ったり、健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。本事業の実施は見込んでいません。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	0	0	0	0	0	0
確保方策	箇所	0	0	0	0	0	0

(15)子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和5年度までの養育支援訪問事業のうち、家事支援及び育児・養育支援が、令和6年度より本事業に移行しています。本村では、これまでの取組を継続し、事業を実施していきます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	537	537	537	537	537	537
確保方策	人回	537	537	537	537	537	537

※人回=年間延べ利用回数

(16) 児童育成支援拠点事業（家庭支援事業）【新規】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。本事業の実施は見込んでいません。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
確保方策	人	0	0	0	0	0	0

※人=実利用人数

(17) 親子関係形成支援事業（家庭支援事業）【新規】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。本事業の実施は見込んでいません。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
確保方策	人	0	0	0	0	0	0

※人=実利用人数

(18) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。本村では、これまでの事業を継続し、対応してまいります。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	(101)	101	101	101	101	101
確保方策	人回	(101)	101	101	101	101	101

※人回=年間延べ利用回数 ※()内は令和5年度実績

(19)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に対応できる新制度で、令和8年度より全自治体で実施することとされています。本村でも、令和8年度より実施します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	—	—	2,640	2,640	2,640	2,640
確保方策	人日	—	—	4,740	3,960	3,960	3,960

※人日＝年間延べ利用人数

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの村民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して、広く村民に周知します。

2. 計画の推進体制

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、庁内関係部署間の密接な連携を図るとともに、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取り組みを進めていきます。また、県とも連携し、教育・保育施設等の運営について共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町村域を超えた利用については、村民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、近接する市町村と連携を図り、迅速な調整等が行われるように努めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う幼稚園及び保育所、認定こども園は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

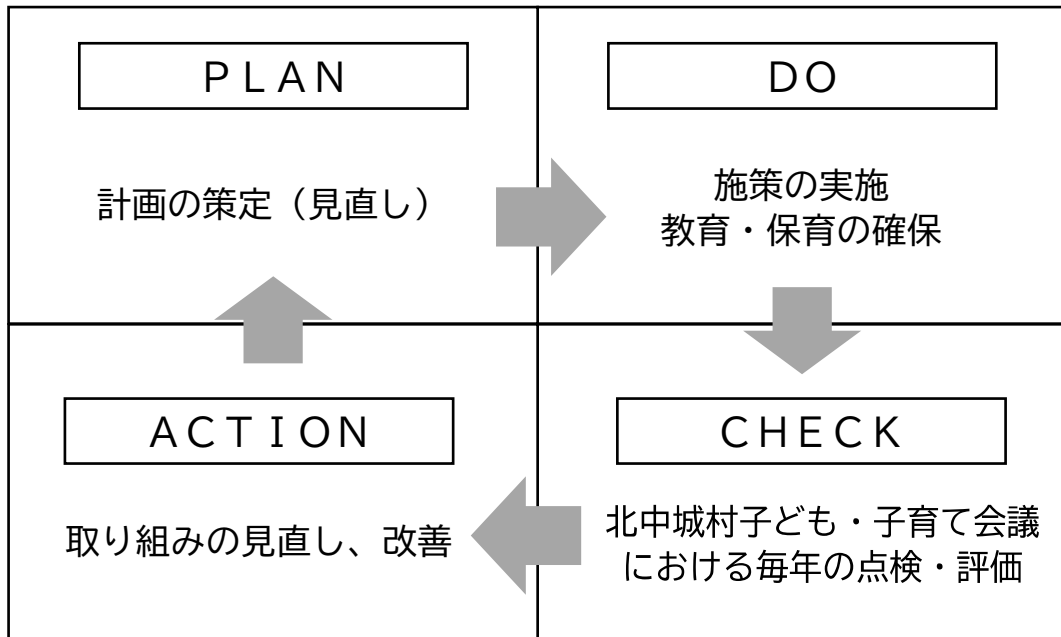
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

本計画を策定するにあたっては、ニーズ調査を行い、村の教育・保育事業その他の実態や潜在的ニーズを把握しました。しかし、こどもと子育て家庭の生活状況や取り巻く環境、ニーズは変化をしていきます。今後もニーズ把握は適宜行い、計画の見直しの見極めを行っていきます。

4. P D C Aサイクルによる推進状況チェック

本計画の進行管理においては、「P D C Aサイクル」に基づいて、計画の実施状況の点検・評価をし、必要に応じて課題の検討を行い、取り組みの改善や見直しなどを行っていくこととします。

このため、今後の進捗管理においては、「北中城村子ども・子育て会議」が、取り組み状況の把握・点検を行い、適時、計画の見直しを行っていきます。



5. こども・子育て支援事業債の活用について

本計画に掲げている公立認定こども園、公園、児童館の整備・改修・維持管理など、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備（ハード面整備）や子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、こども・子育て支援事業債を活用し、推進します。

資料1 北中城村子ども・子育て会議設置要綱

平成26年8月1日訓令第13号

改正

令和6年3月11日訓令第11号

北中城村子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、北中城村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、必要な事項に関して意見を述べ、又は調査審議するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が任命又は委嘱するものとする。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に定める者のほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 子ども・子育て会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月11日訓令第11号)

(施行期日)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

資料2 北中城村子ども・子育て会議委員名簿

		氏名	所属団体名等
1	会長	久高 郁枝	社会福祉法人 北中城村社会福祉協議会事務局長
2	副会長	糸洲 理子	沖縄キリスト教短期大学地域こども保育学科准教授
3	委員	比嘉 良洋	学校法人大庭学園立西原町公私連携幼保連携型認定こども園 坂田こども園副園長
4	委員	米須 江利子	社会福祉法人 三河福社会 理事長 すてらこども園 園長
5	委員	与那覇 正樹	社会福祉法人 鳳友福社会 つなぐ認定こども園 園長
6	委員	小塚 雄次	NPO法人 沖縄県学童・保育支援センター 児童クラブ班
7	委員	神田 慎也	一般社団法人 千和
8	委員	安里 信美	村子ども育成連絡協議会会長
9	委員	棚原 克也	保護者代表(公募)
10	委員	安次富 規昭	福祉課長
11	委員	玉栄 治	健康保険課長
12	委員	平田 清徳	教育総務課長
13	委員	新垣 理衣子	生涯学習課長
14	委員	高安 律子	村立北中城こども園園長 村立子育て支援センターきたなかぐすくセンター長
15	委員	宮城 静香	村立北中城こども園副園長

北中城村こども計画

令和8年3月

発行：北中城村役場 こども未来課

沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地 2

TEL：098-935-2233



北中城村